



清須市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024～2026年度)



清 須 市

はじめに

2025年は、「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となるターニングポイントといわれ、本市では、この数年間は高齢者人口が横ばいで推移する一方で、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者人口が増加することが予想されています。



今後、高齢者人口がピークに達し、生産年齢人口が激減する2040年に向けて、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が更に増加することが見込まれるなか、介護する家族の負担増加や介護離職者の増加、介護職員の人材不足など様々な問題も浮かび上がっています。また、感染症の流行や災害などの影響で、市民生活の不安も増大し、高齢者を取り巻くさまざまな課題にも対応していく必要があります。

このような状況を踏まえ、2024年度から2026年度までの3か年を計画期間とする「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

前計画から引き続き、「地域で支え合い、健やかに自分らしく安心して暮らせるまち 清須」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護サービス基盤の計画的な整備、介護人材確保及び介護現場の生産性向上、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえた認知症施策の推進など、多様化するニーズに対応しつつ介護保険制度の持続的な運営を図ってまいります。

本計画の推進にあたり、市民の皆様、関係機関と連携を図り、各種事業に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、さまざまな視点からご審議いただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

清須市長 永 田 純 夫

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨とポイント	1
2 計画の位置づけ	3
3 他計画との関係	3
4 計画の期間	4
5 計画と SDGs の関連性	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	5
1 高齢者の現状と将来推計	5
2 要介護認定者等の状況	10
3 介護保険事業の状況	14
4 第8期計画の評価	20
5 アンケート調査に見る高齢者の現状	25
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 計画の基本理念	43
2 日常生活圏域と圏域別の現状	44
3 計画の基本目標と体系	50
第4章 施策の展開	52
1 ふれあいがあり人にやさしいまち	52
2 元気が出る健康なまち	68
3 安全で安心なまち	77
4 介護保険制度の円滑な実施	87
第5章 介護サービス等の実施目標	108
1 介護保険料算定の手順	108
2 被保険者数と認定者数の設定	109
3 サービス別利用者数と給付費等の推計	110
4 第1号被保険者の保険料の推計	115
第6章 計画の推進と評価等	119
1 計画の推進体制	119
2 地域包括支援センターの点検・評価・公表	119
資料編	120
1 策定委員会策定経過等	120
2 市民ワークショップについて	123
3 用語解説	124

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨とポイント

計画策定の趣旨

清須市（以下、本市という。）の 65 歳以上の人口は、2023（令和 5）年 10 月 1 日現在で 16,173 人となっています。2021（令和 3）年をピークに少しずつ減少していますが、今後の推計値では 2040（令和 22）年までには再び増加傾向に転じることが見込まれていることから、高齢者の現状とニーズを踏まえ、本市に必要なサービス提供体制を構築していくことが必要となります。

本市では 2021（令和 3）年 3 月に「清須市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定し、団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和 7）年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる 2040（令和 22）年を見据えた中長期的視点での計画づくり、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の効果的な推進、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進、また、災害や感染症対策に係る体制整備をポイントに掲げて施策を進めてきました。

また、2023（令和 5）年 6 月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人やその家族が地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

第 9 期計画では、第 8 期計画の内容や課題から、今後 3 年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、2030（令和 12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際指標である「持続可能な開発目標

（SDGs）」の考え方を取り入れます。また、国が掲げる方向性を踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上等をポイントに計画を策定し、各種施策を進めていきます。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 地域の実情に応じた介護サービス基盤を計画的に確保し、医療・介護の連携強化を図る
- ・ 中・長期的な需要見込みをサービス提供事業者・地域関係者と共有し、議論が必要

②在宅サービスの充実

- ・ 地域密着型サービスの更なる普及の検討、新たなサービスの創設・整備の検討

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・ 制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進、総合事業の充実
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減・体制整備、重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援
- ・ 認知症施策の推進

②医療・介護情報基盤の整備

- ・ 介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置付け
〈2024（令和6）年4月1日施行〉

③保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護サービス需要は高まり、生産年齢人口は減少することで、介護人材の確保が厳しくなると想定
- ・ 介護人材確保の取組の総合的な実施
- ・ 都道府県主導の下で、介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策を推進
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化（経営情報の調査、財務状況等の公表）

第1章 計画策定にあたって



2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてのサービス見込み量等を定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画であり、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでいます。

介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画であり、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定するものです。

第1章 計画策定にあたって



3 他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「清須市総合計画」の個別計画として、高齢者福祉等を推進する計画であり、「愛知県高齢者健康福祉計画」や「愛知県地域保健医療計画」との整合性の確保とともに、障害福祉計画その他の関連計画との調和が保たれたものとしています。

第1章 計画策定にあたって



4 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

また、この計画には、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040（令和22）年までの中・長期的な見込みを記載しています。

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	...	2040 年度
第8期計画 2021～2023			第9期計画※ 2024～2026			第10期計画 2027～2029			...	

※2040年までの中長期的な状況を踏まえて策定

第1章 計画策定にあたって



5 計画とSDGsの関連性

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）については、2016（平成28）年に政府内に推進本部が設置され、同年12月に実施方針が決定されており、地方自治体においても、SDGs達成に向けた取組の推進が求められています。

本計画においても、特に関連性の高い6つの目標を取り上げ、目指すべき将来像の実現とともに、SDGs項目の達成を目指します。



第2章 高齢者を取り巻く現状と課題



1 高齢者の現状と将来推計

1-1 高齢者人口の推移（実績）

清須市（以下「本市」という。）の人口は近年増加傾向にありましたが、2021（令和3）年をピークに減少に転じ、2023（令和5）年10月1日時点の人口は68,966人となっています。

高齢者人口（65歳以上）も増加傾向にありましたが、2020（令和2）年以降は横ばいで推移しています。一方、後期高齢者人口（75歳以上）は増加し続けています。2023（令和5）年の高齢者人口は16,173人で、高齢化率は23.5%となっています。

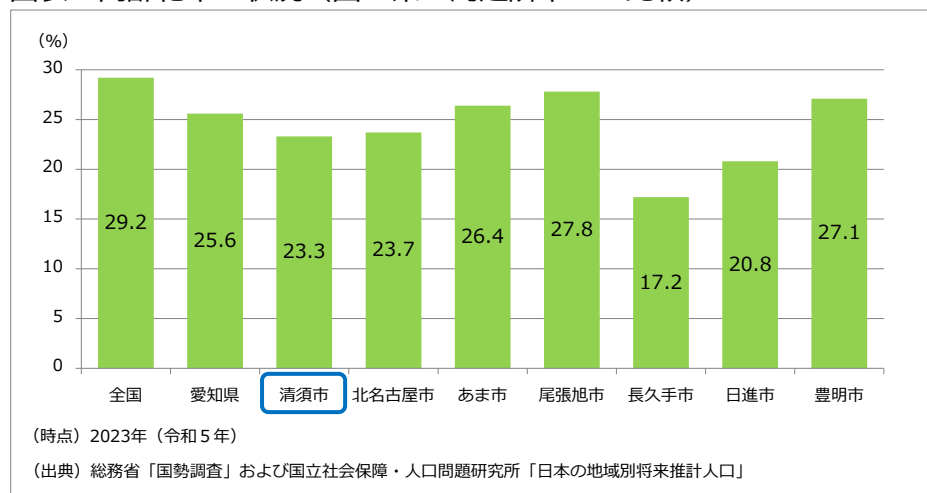
国勢調査を基に算出した2023（令和5）年の高齢化率を他の地域と比較すると、本市の高齢化率は長久手市・日進市より高く、国・県及びその他の周辺市より低くなっています。

図表 清須市の年齢別人口の推移

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総数	68,914	69,257	69,390	69,413	69,132	68,966
0～14歳	10,126 14.7	10,189 14.7	10,226 14.7	10,065 14.5	9,941 14.4	9,756 14.1
15～64歳	42,748 62.0	42,946 62.0	42,950 61.9	43,095 62.1	43,009 62.2	43,037 62.4
65歳以上	16,040 23.3	16,122 23.3	16,214 23.4	16,253 23.4	16,182 23.4	16,173 23.5
65～74歳 （再掲）	8,147 11.8	7,986 11.5	7,923 11.4	7,948 11.5	7,584 11.0	7,239 10.5
75歳以上 （再掲）	7,893 11.5	8,136 11.7	8,291 11.9	8,305 12.0	8,598 12.4	8,934 13.0

（出典）住民基本台帳（各年10月1日時点）

図表 高齢化率の状況（国・県・周辺隣市との比較）



1-2 高齢者人口の将来推計

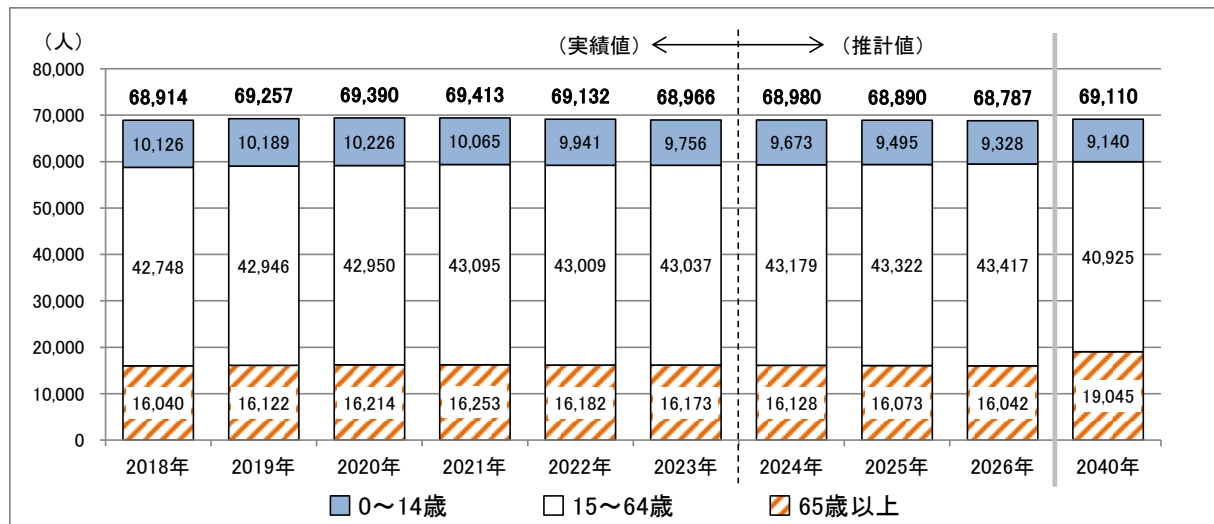
2026（令和8）年までの将来人口推計では、人口は引き続き緩やかに減少していくことが見込まれます。また、高齢者人口も同様に2026（令和8）年までは緩やかに減少していくことが見込まれます。しかし、後期高齢者人口については増加していくことが見込まれます。

図表 清須市の年齢別人口の将来推計

	2024年	2025年	2026年	(人、%) 2040年
総数	68,980	68,890	68,787	69,110
0～14歳	9,673 14.0	9,495 13.8	9,328 13.6	9,140 13.2
15～64歳	43,179 62.6	43,322 62.9	43,417 63.1	40,925 59.2
65歳以上	16,128 23.4	16,073 23.3	16,042 23.3	19,045 27.6
65～74歳 (再掲)	6,914 10.0	6,658 9.7	6,518 9.5	9,173 13.3
75歳以上 (再掲)	9,214 13.4	9,415 13.7	9,524 13.8	9,872 14.3

2024～2026年：実績値（住民基本台帳）を基にコーホート要因法を用いた推計値
2040年：清須市総合計画における推計人口

図表 清須市の年齢別人口の推移と将来推計



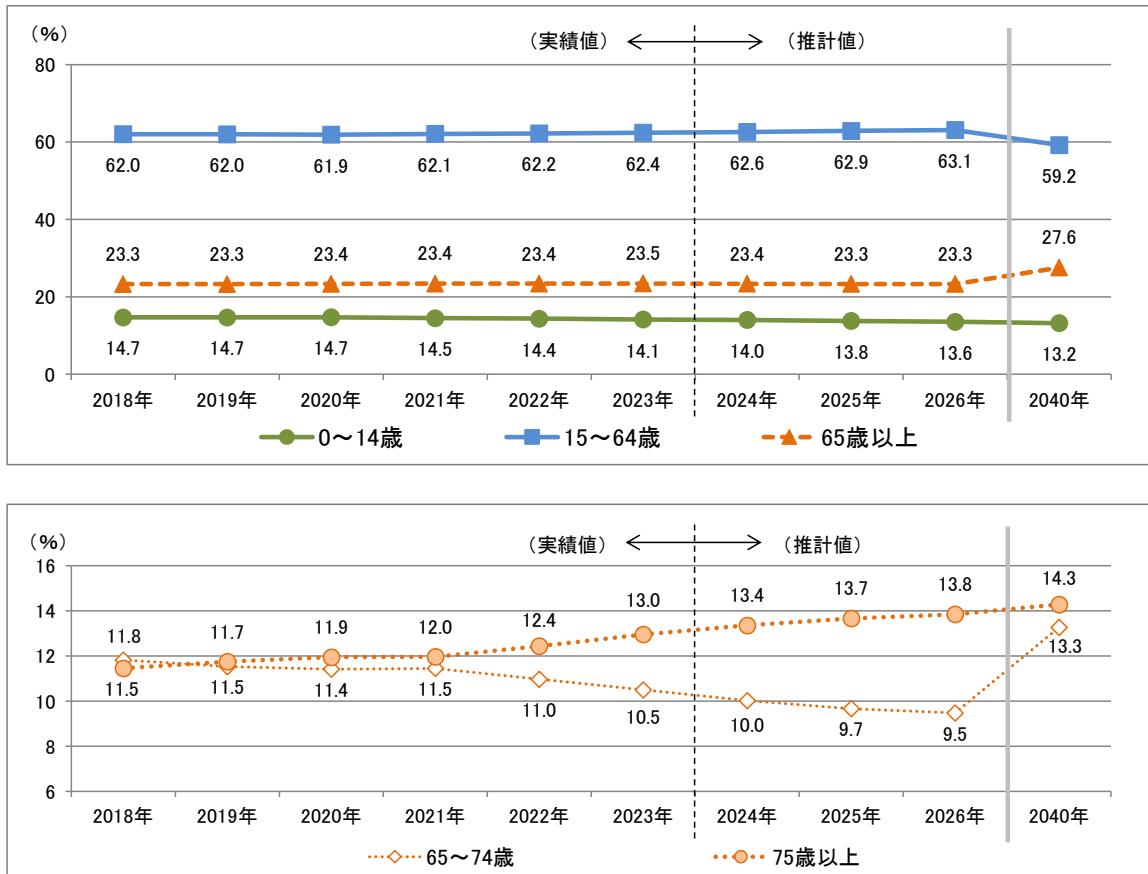
（出典）実績値：住民基本台帳（各年10月1日時点）

推計値：2024～2026年：実績値を基にコーホート要因法を用いた推計値

2040年：清須市総合計画における推計人口

年齢別人口割合の推移と将来推計をみると、2026（令和8）年までは生産年齢人口（15～64歳）の割合は少しずつ上昇し、高齢者人口（65歳以上）の割合は横ばいに推移することが見込まれますが、高齢者人口のうち後期高齢者人口（75歳以上）の割合が大きく上昇することが見込まれます。また、2040（令和22）年には前期高齢者人口（65～74歳）の割合が大きく上昇し、高齢者人口全体の割合も2026（令和8）年から大きく上昇することが見込まれます。

図表 年齢別人口割合の推移と将来推計



（出典）実績値：住民基本台帳（各年10月1日時点）

推計値：2024～2026年：実績値を基にコーホート要因法を用いた推計値

2040年：清須市総合計画における推計人口

1-3 高齢化の進行状況

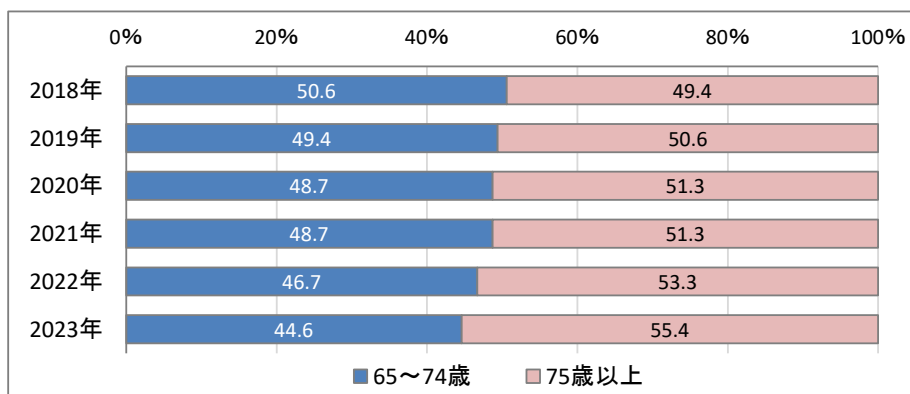
第1号被保険者のうち、前期高齢者の割合は減少傾向、後期高齢者の割合は増加傾向にあり、2019（令和元）年以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っています。

他の地域と比較すると、本市の後期高齢者の割合は55.4%と国・長久手市より高く、県及びその他の周辺市より低くなっています。

図表 前期・後期別 65 歳以上被保険者数の推移

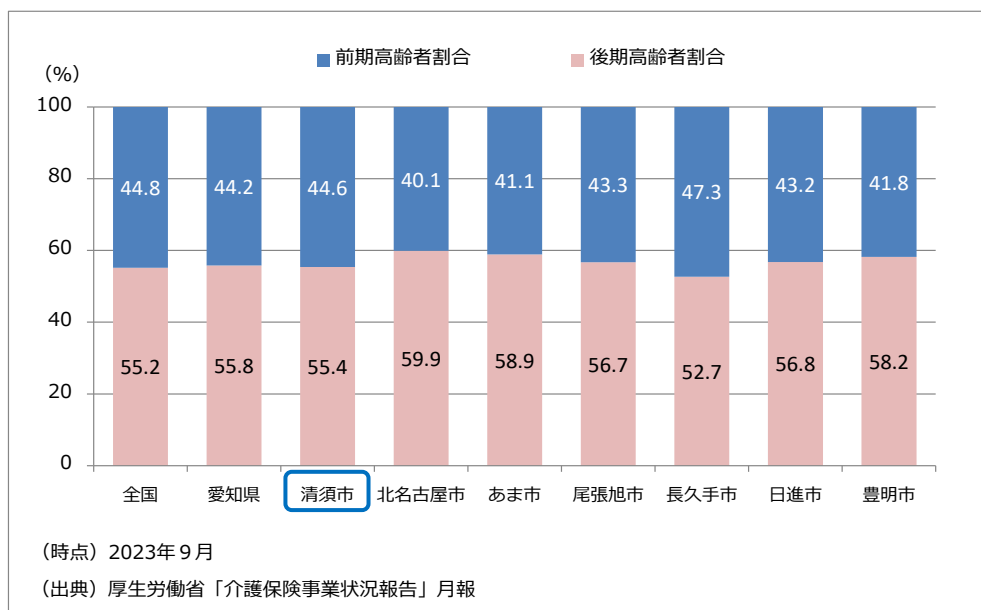
上段：人、下段：%

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
第1号被保険者数	16,108	16,179	16,283	16,321	16,251	16,247
前期高齢者 (65～74歳)	8,146 50.6	7,989 49.4	7,930 48.7	7,950 48.7	7,582 46.7	7,240 44.6
後期高齢者 (75歳以上)	7,962 49.4	8,190 50.6	8,353 51.3	8,371 51.3	8,669 53.3	9,007 55.4



(出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

図表 前期・後期別高齢者割合＜国・県・周辺市との比較＞



1-4 高齢者世帯の状況

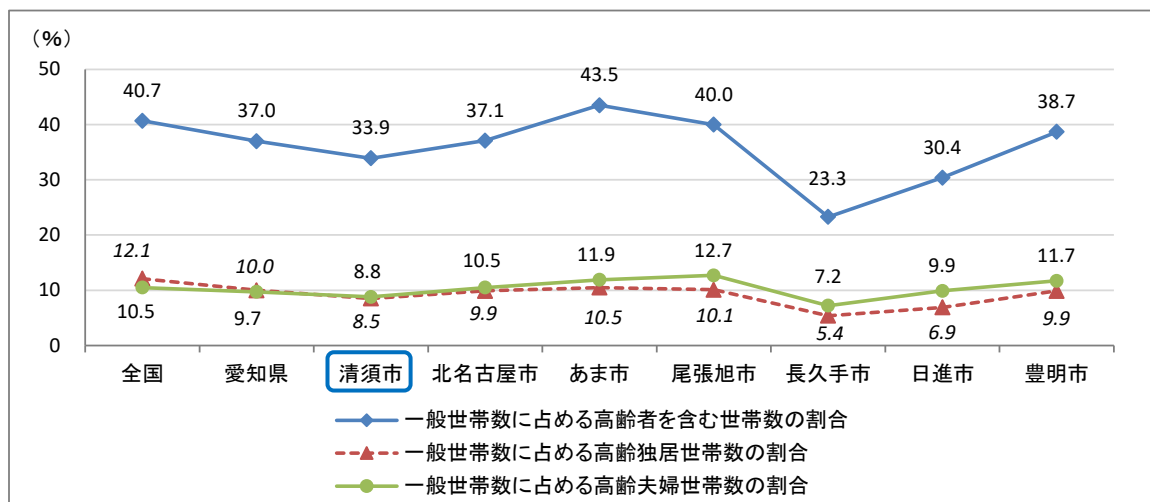
本市の「高齢者を含む世帯」は、2020（令和2）年で9,804世帯であり、一般世帯の33.9%を占めています。高齢独居世帯は一般世帯の8.5%、高齢夫婦世帯は一般世帯の8.8%をそれぞれ占め、両者を合わせた「高齢者のみの世帯」は一般世帯の17.3%を占めています。また、65歳以上人口に占めるひとり暮らし高齢者（高齢独居世帯と同数）の割合は16.2%となっています。

他の地域と比較すると、本市の高齢者を含む世帯の割合及び高齢独居世帯の割合は長久手市・日進市より高く、国・県及び他の周辺市より低くなっています。また、高齢夫婦世帯の割合は長久手市より高く、国・県及び他の周辺市より低くなっています。

図表 高齢者世帯の状況＜国・県・周辺市町との比較＞

(世帯、%)

	全国	愛知県	清須市	北名古屋市	あま市	尾張旭市	長久手市	日進市	豊明市
一般世帯数	55,704,949	3,233,126	28,907	36,085	34,012	33,925	26,278	36,416	29,069
高齢者を含む世帯数	22,655,031	1,197,268	9,804	13,391	14,809	13,574	6,111	11,072	11,236
高齢独居世帯数 (ひとり暮らし高齢者)	6,716,806	323,796	2,461	3,574	3,585	3,425	1,427	2,528	2,868
高齢夫婦世帯数	5,830,834	313,172	2,531	3,789	4,035	4,306	1,904	3,602	3,399
一般世帯数に占める高齢者を含む世帯数の割合	40.7	37.0	33.9	37.1	43.5	40.0	23.3	30.4	38.7
一般世帯数に占める高齢独居世帯数の割合	12.1	10.0	8.5	9.9	10.5	10.1	5.4	6.9	9.9
一般世帯数に占める高齢夫婦世帯数の割合	10.5	9.7	8.8	10.5	11.9	12.7	7.2	9.9	11.7
65歳以上人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合	19.0	17.4	16.2	17.2	15.6	15.9	14.5	14.0	15.8



(出典) 国勢調査 (2020 年)



2 要介護認定者等の状況

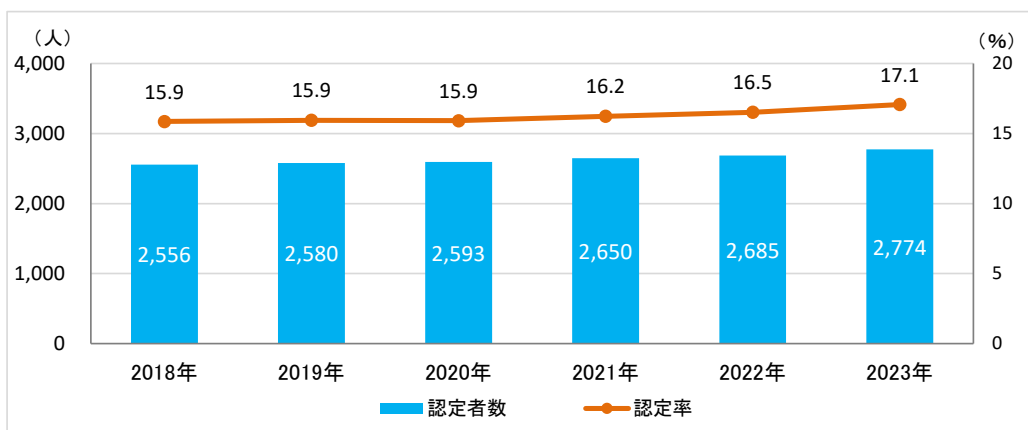
2-1 認定者数の推移（実績）

本市の認定者数※の推移をみると、近年は増加傾向にあり、2023（令和5）年9月末時点で2,774人となっています。要介護度別でみると、要支援1・要介護1は概ね減少傾向にありますが、他の要介護度では増加傾向にあり、特に要支援2・要介護2の伸びが大きくなっています。

認定率の推移をみると、2020（令和2）年までは15.9%で推移していましたが、2021（令和3）年以降は上昇傾向となっています。しかし、2023（令和5）年9月末時点では17.1%と、国・県と比較すると、本市の認定率は依然として国・県より低い水準で推移しています。

図表 要介護度別認定者数及び認定率の推移

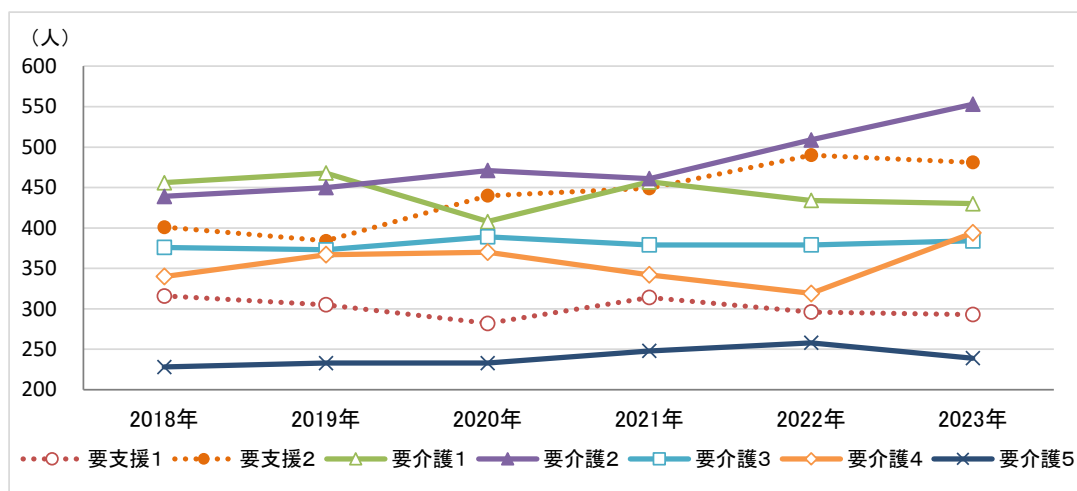
		(人)					
		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
要支援1		316	305	282	314	296	293
要支援2		401	384	440	449	490	481
要介護1		456	468	408	457	434	430
要介護2		439	450	471	461	509	553
要介護3		376	373	389	379	379	384
要介護4		340	367	370	342	319	394
要介護5		228	233	233	248	258	239
認定者計 (A)		2,556	2,580	2,593	2,650	2,685	2,774
高齢者計 (B)		16,108	16,179	16,283	16,321	16,251	16,247
認定率 (A/B)	清須市	15.9%	15.9%	15.9%	16.2%	16.5%	17.1%
	愛知県	16.3%	16.6%	16.8%	17.1%	17.4%	17.7%
	全国	18.3%	18.5%	18.6%	18.8%	19.1%	19.3%



（出典）「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

※認定者数は第2号被保険者を含まない

図表 要介護度別認定者数の推移



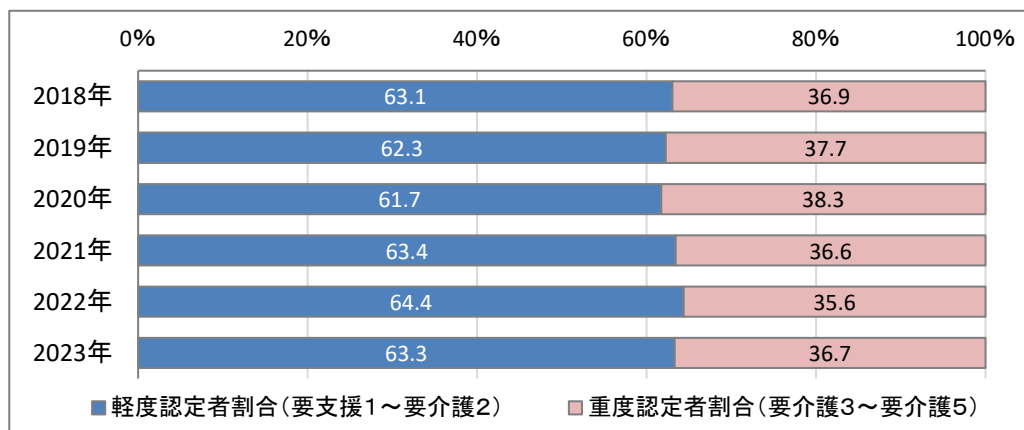
(出典)「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末時点)

2-2 重度化の状況

認定者数※の推移を軽度(要支援1～要介護2)・重度(要介護3～要介護5)の別でみると、2023(令和5)年においては認定者に占める軽度認定者の割合は63.3%、重度認定者の割合は36.7%となっています。また、重度認定者の割合は37%前後で増減を繰り返しながら推移しています。

図表 重度・軽度別認定者数及び認定率の推移

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
認定者計 (人)	2,556	2,580	2,593	2,650	2,685	2,774
軽度認定者 (人)	1,612	1,607	1,601	1,681	1,729	1,757
(要介2以下) (%)	63.1	62.3	61.7	63.4	64.4	63.3
重度認定者 (人)	944	973	992	969	956	1,017
(要介3以上) (%)	36.9	37.7	38.3	36.6	35.6	36.7

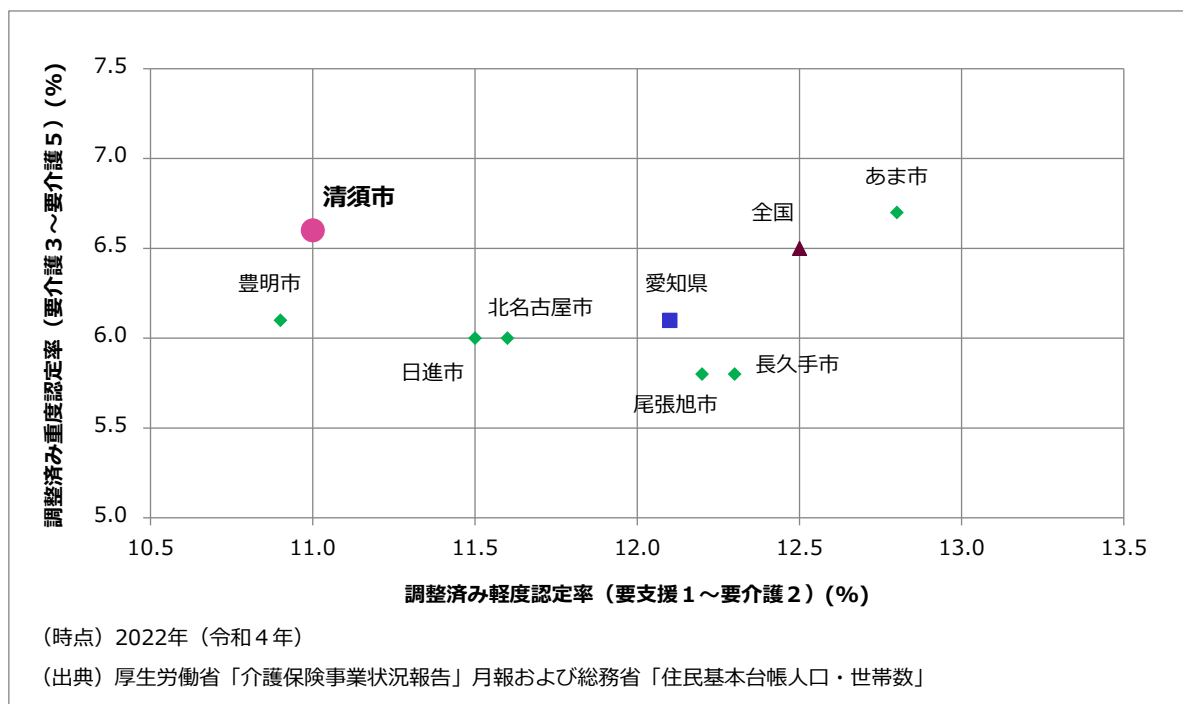


(出典)「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末時点)

※認定者数は第2号被保険者を含まない。

調整済み軽度認定率※と調整済み重度認定率の分布を他の地域と比較すると、本市の軽度認定率は豊明市より高く、国・県及び他の周辺市より低くなっています。一方、重度認定率はあま市より低く、国・県及び他の周辺市より高くなっています。

図表 軽度認定率と重度認定率の分布＜国・県・周辺市との比較＞



※調整済み認定率：認定率に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率。ここでは2022年(令和4年)時点の全国平均の構成と同様になるように性・年齢調整を行い、地域間での比較をやすくしている。

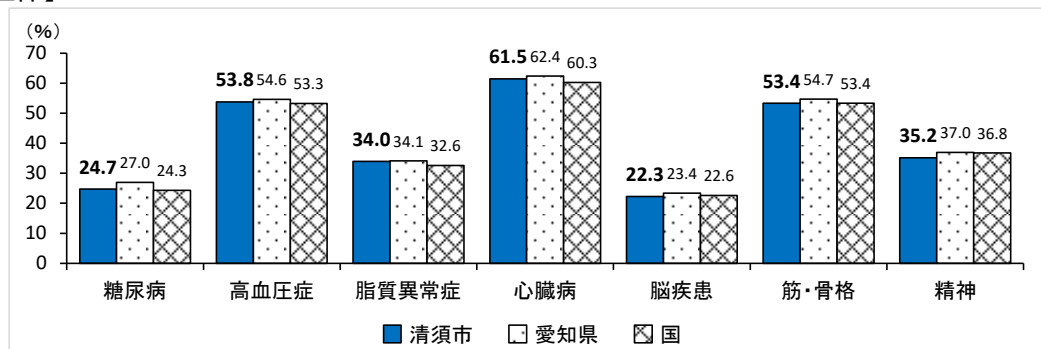
2-3 有病状況

本市の要介護認定者の2022（令和4）年度の有病率をみると、心臓病が61.5%、高血圧症が53.8%、筋・骨格が53.4%、精神疾患が35.2%、脂質異常症が34.0%などとなっています。性別でみると、男性では心臓病、高血圧症、筋・骨格の順で高く、女性では心臓病、筋・骨格、高血圧症の順で高くなっています。

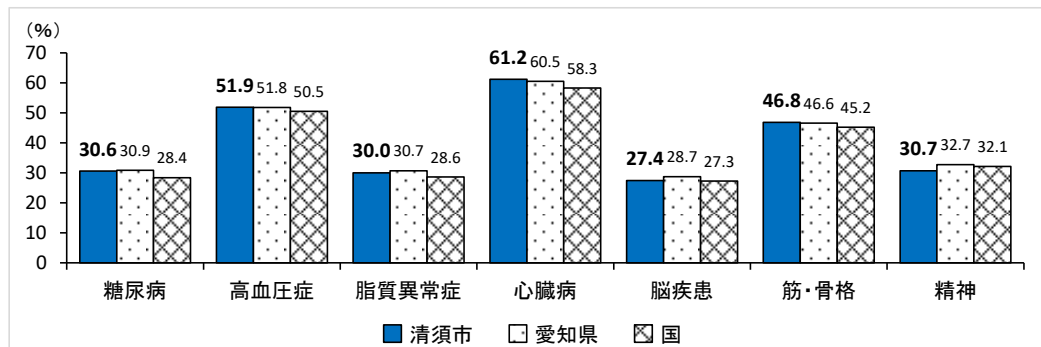
また、国・県と比較すると、これらの疾病の有病率はいずれも県より低く、脳疾患と精神の有病率は国より低くなっています。性別でみると、男性では心臓病、高血圧症、筋・骨格、女性では脂質異常症の有病率がそれぞれ国・県より高くなっています。

図表 要介護認定者の有病状況（2022年度）

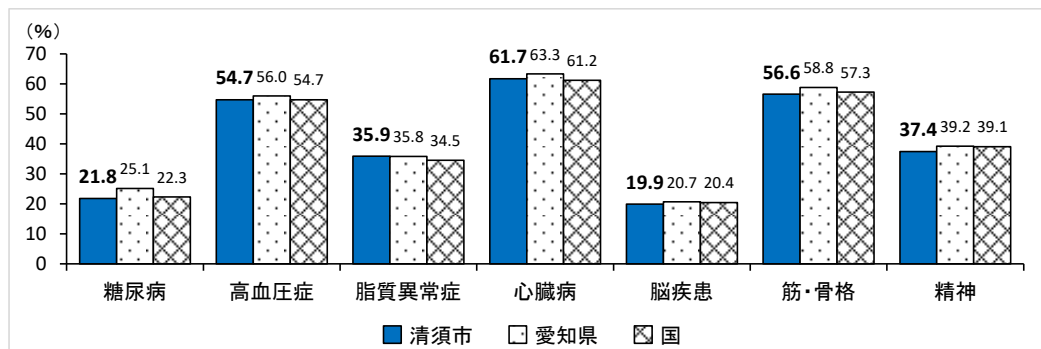
【全体】



【男性】



【女性】



（出典）国保データベース（KDB）システム

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題



3 介護保険事業の状況

3-1 介護サービスの利用状況

2022（令和4）年9月の受給者数をサービス類型別で2020（令和2）年と比較すると、在宅サービス※¹受給者数は32人増加、居住系サービス※²受給者数は3人減少、施設サービス※³受給者数は9人増加しています。また、認定者数※⁴に占める受給者の割合の推移では、いずれのサービス類型も低下しています。

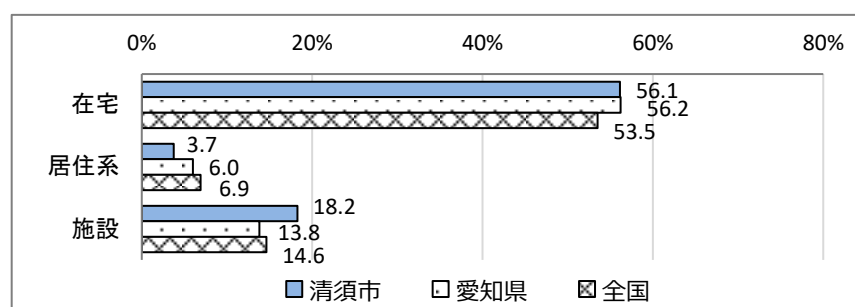
2022（令和4）年9月の市のサービス類型別の受給者割合を国・県と比較すると、在宅サービスについては国より高く県より低く、居住系サービスについては国・県より低く、施設サービスについては国・県より高くなっています。

図表 サービス類型別の受給状況の推移

			2020年	2021年	2022年
認定者数			(人)		
			2,593	2,650	2,685
受給者数	在宅	(人)	1,475	1,475	1,507
	居住系	(人)	103	108	100
	施設	(人)	481	492	490
認定者数に占める受給者の割合	在宅	(%)	56.9	55.7	56.1
	居住系	(%)	4.0	4.1	3.7
	施設	(%)	18.5	18.6	18.2

（出典）「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点・9月利用分）

図表 サービス類型別の受給者割合＜国・県との比較＞

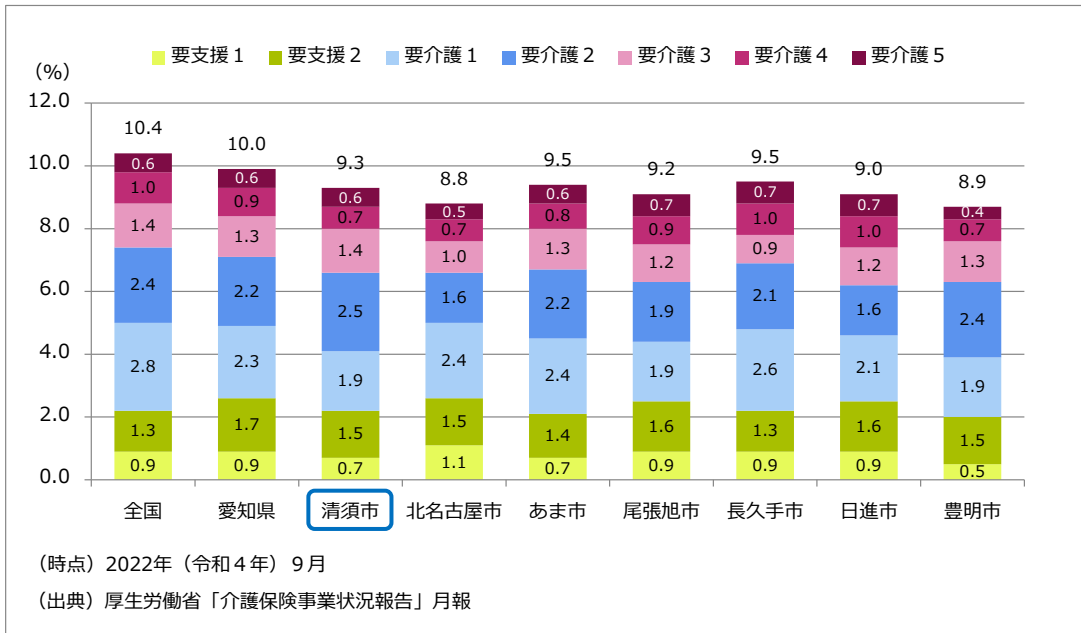


（出典）「介護保険事業状況報告」月報（2022年9月利用分）

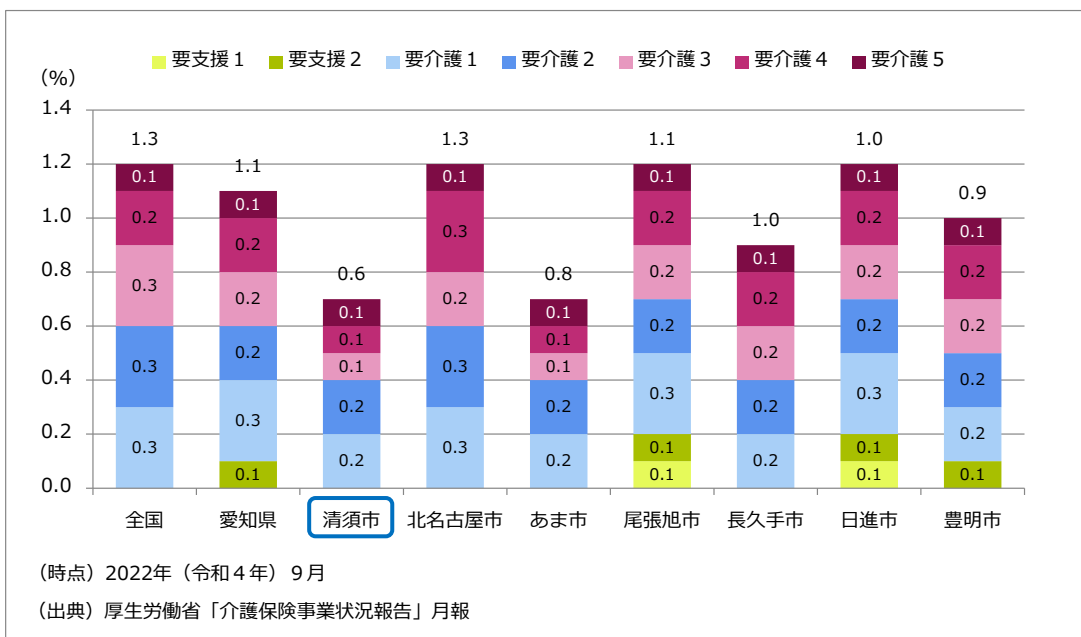
- ※¹ 在宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設等、介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
- ※² 居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- ※³ 施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- ※⁴ 認定者数は第2号被保険者を含む。

2022（令和4）年9月のサービス類型別の受給率（第1号被保険者数に占める各サービス受給者数の割合）を他の地域と比較すると、在宅サービス受給率は9.3%と国・県・あま市・長久手市より低く、居住系サービス受給率は国・県・周辺市と比べて最も低く、施設サービス受給率は3.0%と国・県・周辺市と比べて最も高くなっています。

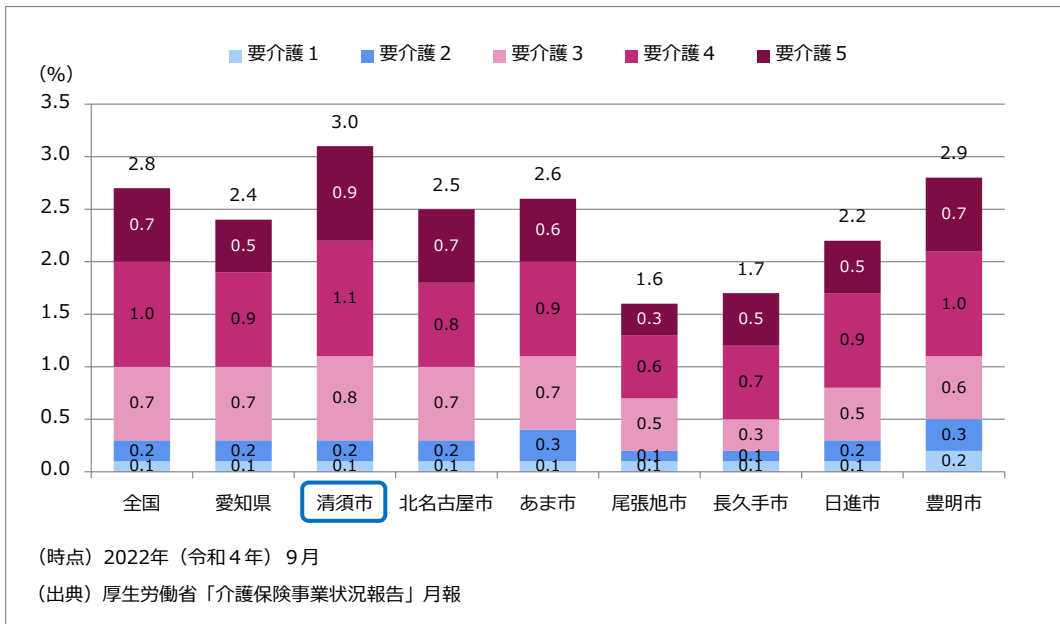
図表 在宅サービス受給率＜国・県・周辺市との比較＞



図表 居住系サービス受給率＜国・県・周辺市との比較＞



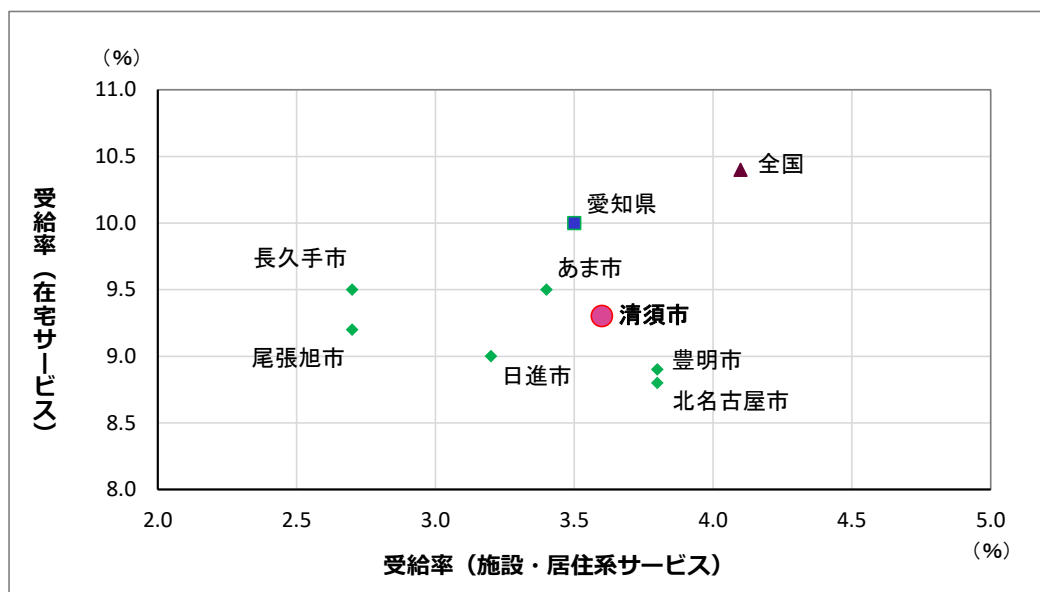
図表 施設サービス受給率＜国・県・周辺市との比較＞



3-2 サービス類型別の受給率のバランス

2022(令和4)年9月の在宅サービス受給率と施設・居住系サービス受給率のバランスを国・県と比較すると、在宅サービス受給率は国・県より低く、施設・居住系サービス受給率は国より低く県より高くなっています。周辺市との比較では、在宅サービス受給率は国・県・あま市・長久手市より低く、施設・居住系サービス受給率は国・北名古屋市・豊明市より低くなっています。

図表 サービス類型別の受給率のバランス＜国・県・周辺市との比較＞



(出典) 「介護保険事業状況報告」月報(2022年9月)

3-3 給付費の推移

2022（令和4）年9月時点における給付費の総額は351,475千円となっており、2020（令和2）年（334,872千円）と比較して、16,603千円増加しています。直近3か年のサービス類型では、在宅サービスと施設サービスは増加し、居住系サービスは減少しています。

図表 給付費の推移

		(千円)		
		2020年	2021年	2022年
給付費（総額）		334,872	341,184	351,475
	在宅サービス	181,971	180,201	195,202
	居住系サービス	21,846	24,487	20,733
	施設サービス	131,056	136,496	135,541

（出典）「介護保険事業状況報告」月報（各年9月利用分）

3-4 一人あたり給付月額状況

2020（令和2）年から2022（令和4）年の9月時点における給付費（在宅サービス費＋居住系サービス費＋施設サービス費）を、高齢者1人あたりの平均値にして国・県と比較すると、第1号被保険者1人あたりの給付月額は、国より安く、県より高くなっています。

軽度認定者及び重度認定者の区分別でみると、軽度認定者1人あたりの給付月額は国より高く、県より安くなっています。一方、重度認定者1人あたりの給付月額は、国・県より高くなっています。

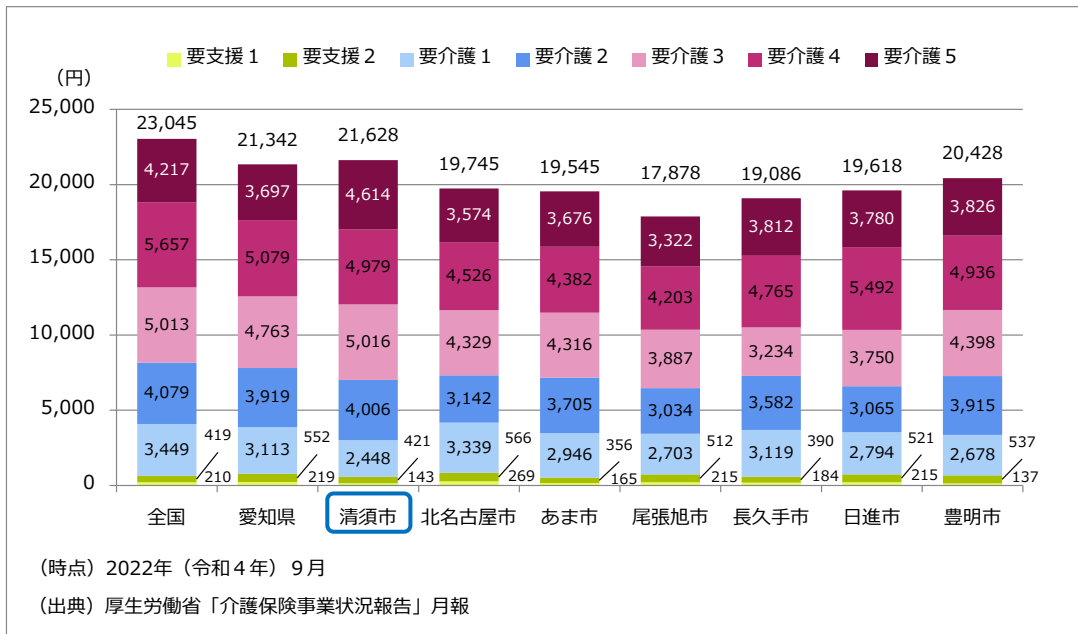
また、2022（令和4）年の第1号被保険者1人あたり給付月額を周辺市と比較すると、最も高くなっています。

図表 給付費水準の推移（国・県との比較）

		(千円)		
		2020年	2021年	2022年
第1号被保険者 1人あたり給付月額	清須市	20.6	20.9	21.6
	愛知県	20.6	21.0	21.3
	全国	22.6	23.0	23.0
軽度認定者（要介護2以下） 1人あたり給付月額	清須市	63.0	62.4	64.9
	愛知県	67.5	66.6	65.8
	全国	65.8	65.7	64.1
重度認定者（要介護3以上） 1人あたり給付月額	清須市	226.8	236.5	241.5
	愛知県	227.9	229.6	230.3
	全国	220.8	222.6	221.9

（出典）「介護保険事業状況報告」月報（各年9月利用分）

図表 第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）
 <国・県・周辺市との比較>

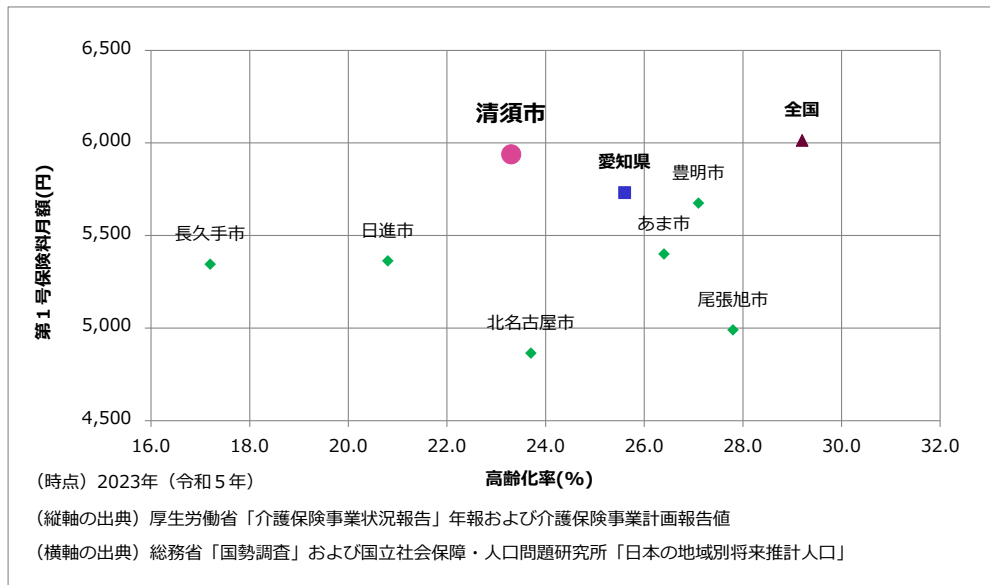


3-5 保険料基準額の水準

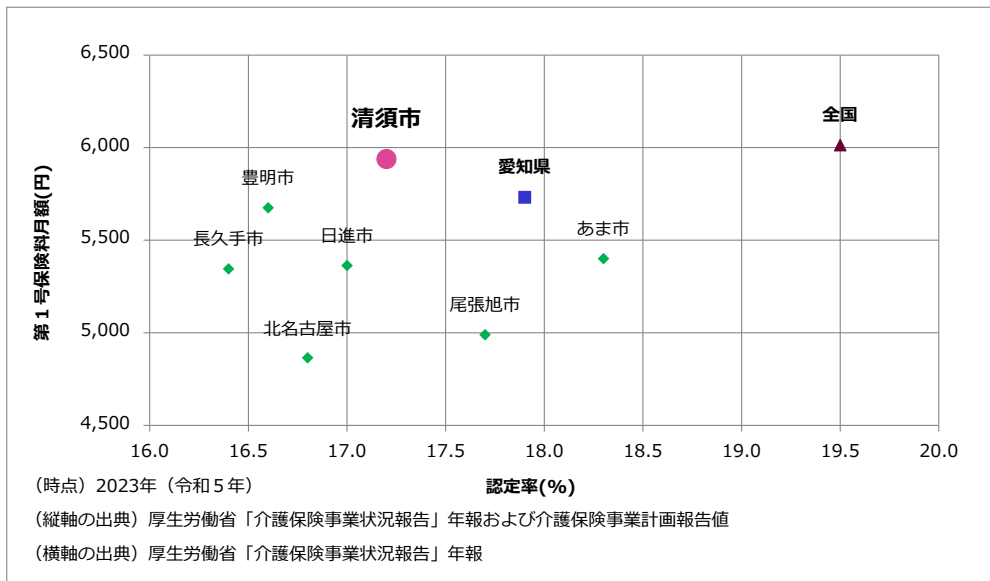
2023（令和5）年の高齢化率と保険料水準（第1号保険料月額）、要介護認定率と保険料水準の関係について、国・県及び周辺市の平均値と合わせて示したものが以下の図です。

国・県と比較すると、本市の保険料基準額は国より安く県より高く、高齢化率と認定率はいずれも国・県より低くなっています。周辺市と比較すると、本市の保険料基準額は最も高く、高齢化率は長久手市・日進市より高く、また、認定率についても長久手市・豊明市・北名古屋市・日進市より高くなっています。

図表 高齢化率と保険料水準＜国・県・周辺市との比較＞



図表 認定率と保険料水準＜国・県・周辺市との比較＞



第2章 高齢者を取り巻く現状と課題



4 第8期計画の評価

4-1 主要5指標の評価

主要な5指標（第1号被保険者数、要介護認定者数、要介護認定率、総給付費、第1号被保険者1人あたり給付費）の実績及び対計画比をまとめると、以下の表のようになります。

対計画比をみると、2021（令和3）年度と2022（令和4）年度の第1号被保険者数では100%を若干超えているほか、居住系サービス給付費では両年度ともに90%未満となっていますが、それら以外の指標については90%以上100%以下の範囲内に収まっています。計画値と実績値の乖離は、2022（令和4）年度の居住系サービス給付費（対計画比75.3%）で最も大きくなっています。

図表 5指標の実績及び対計画比（総括表）

	計画値				実績値				対計画比（実績値／計画値）			
	第8期 累計	2021	2022	2023	第8期 累計	2021	2022	2023	第8期 累計	2021	2022	2023
第1号被保険者数（人）	48,786	16,260	16,243	16,283	32,572	16,321	16,251	-	66.8%	100.4%	100.0%	-
要介護認定者数（人）	8,192	2,650	2,736	2,806	5,335	2,650	2,685	-	65.1%	100.0%	98.1%	-
要介護認定率（%）	16.8	16.3	16.8	17.2	16.4	16.2	16.5	-	97.5%	99.6%	98.1%	-
総給付費（千円）	13,551,463	4,356,752	4,543,830	4,650,881	8,251,789	4,077,030	4,174,759	-	60.9%	93.6%	91.9%	-
施設サービス（千円）	5,206,854	1,699,172	1,753,841	1,753,841	3,312,990	1,643,988	1,669,002	-	63.6%	96.8%	95.2%	-
居住系サービス（千円）	1,014,853	306,636	353,210	355,007	536,289	270,338	265,951	-	52.8%	88.2%	75.3%	-
在宅サービス（千円）	7,329,756	2,350,944	2,436,779	2,542,033	4,402,509	2,162,704	2,239,805	-	60.1%	92.0%	91.9%	-
第1号被保険者1人あたり給付費（円）	277,774	267,943	279,741	285,628	253,340	249,803	256,892	-	91.2%	93.2%	91.8%	-

出典：計画値：「清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」

実績値：「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は「介護保険事業状況報告」9月月報、「総給付費」は「介護保険事業状況報告」月報（3月利用分～翌年2月利用分の累計）

4-2 要介護認定者数及び認定率の評価

認定者数の実績をみると、対計画比は2021（令和3）年度で100.0%、2022（令和4）年度で98.1%と、いずれもほぼ計画値どおりとなっています。

要介護度別でみると、対計画比は要介護4が90%未満と低く、特に2022年度では80%近くになっています。一方、要支援1および要介護1の対計画比は、両年度とも計画値を5ポイント以上上回っています。

第1号被保険者数及び認定率はともに計画値と大きな差がなく、認定率の実績は2021（令和3）年度で16.2%、2022（令和4）年度で16.5%となっています。

図表 要介護認定者数・要介護認定率の実績及び対計画比

単位：人

	2021年度			2022年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
認定者数(第1号被保険者)(A)	2,650	2,650	100.0%	2,736	2,685	98.1%
要支援1	270	314	116.3%	277	296	106.9%
要支援2	460	449	97.6%	474	490	103.4%
要支援者 小計	730	763	104.5%	751	786	104.7%
要介護1	399	457	114.5%	412	434	105.3%
要介護2	493	461	93.5%	511	509	99.6%
要介護3	401	379	94.5%	419	379	90.5%
要介護4	387	342	88.4%	395	319	80.8%
要介護5	240	248	103.3%	248	258	104.0%
要介護者 小計	1,920	1,887	98.3%	1,985	1,899	95.7%
第1号被保険者数(B)	16,260	16,321	100.4%	16,243	16,251	100.0%
認定率(A/B)(%)	16.3%	16.2%	—	16.8%	16.5%	—

出典：計画値：「清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」

実績：「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

4-3 サービス別給付費の評価

介護給付費の実績をみると、対計画比は2021（令和3）年度で93.4%、2022（令和4）年度で91.8%と、いずれも計画値を下回っています。

一方、介護予防給付費の実績をみると、対計画比は2021（令和3）年度で101.5%、2022（令和4）年度で96.2%と、2021年度では計画値を若干上回っています。

これらを合わせた総給付費の対計画比は、2021（令和3）年度で93.6%、2022（令和4）年度で91.9%となっており、いずれも計画値内に収まっています。

サービス別の給付費の実績をみると、対計画比が両年度とも110%を超えるサービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護及び介護予防福祉用具貸与となっています。

一方、対計画比が両年度とも80%未満であるサービスは、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、介護予防訪問入浴介護（利用実績なし）、介護予防訪問リハビリテーション、特定介護予防福祉用具購入費及び介護予防小規模多機能型居宅介護となっています。

図表 サービス別給付費の実績及び対計画比

【介護給付】

単位：千円

サービス	2021年度			2022年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
①居宅サービス						
訪問介護	514,932	471,873	91.6%	522,449	518,328	99.2%
訪問入浴介護	28,524	30,311	106.3%	29,310	25,676	87.6%
訪問看護	124,332	132,717	106.7%	126,492	136,809	108.2%
訪問リハビリテーション	15,802	13,094	82.9%	16,775	10,767	64.2%
居宅療養管理指導	64,224	64,560	100.5%	66,314	69,499	104.8%
通所介護	650,294	560,753	86.2%	675,144	587,521	87.0%
通所リハビリテーション	127,741	114,848	89.9%	133,443	107,113	80.3%
短期入所生活介護	251,671	222,010	88.2%	254,652	219,615	86.2%
短期入所療養介護	4,535	1,888	41.6%	4,612	800	17.3%
福祉用具貸与	119,999	121,043	100.9%	123,649	124,932	101.0%
特定福祉用具購入費	4,709	4,738	100.6%	4,709	3,772	80.1%
住宅改修	13,281	12,612	95.0%	15,456	8,933	57.8%
特定施設入居者生活介護	175,863	160,922	91.5%	218,053	149,037	68.3%
居宅介護支援	209,376	202,827	96.9%	215,041	212,515	98.8%
②地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,356	6,520	194.3%	3,358	6,717	200.0%
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—
認知症対応型通所介護	1,095	0	0.0%	1,096	896	81.8%
小規模多機能型居宅介護	37,986	41,967	110.5%	57,906	45,853	79.2%
認知症対応型共同生活介護	125,068	106,441	85.1%	128,274	110,737	86.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	—	0	0	—
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	78,409	55,891	71.3%	79,657	56,925	71.5%
③施設サービス						
介護老人福祉施設	1,041,774	1,018,946	97.8%	1,096,077	1,057,926	96.5%
介護老人保健施設	461,416	446,182	96.7%	461,672	447,435	96.9%
介護療養型医療施設・介護医療院	195,982	178,860	91.3%	196,092	163,641	83.5%
介護給付費計（Ⅰ）	4,250,369	3,969,006	93.4%	4,430,231	4,065,449	91.8%

【予防給付】

単位：千円

サービス	2021年度			2022年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
①居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	428	0	0.0%	429	0	0.0%
介護予防訪問看護	15,630	16,373	104.8%	15,023	16,025	106.7%
介護予防訪問リハビリテーション	3,249	2,353	72.4%	3,250	1,555	47.8%
介護予防居宅療養管理指導	2,434	6,123	251.6%	2,566	5,515	214.9%
介護予防通所リハビリテーション	24,677	24,527	99.4%	25,185	22,788	90.5%
介護予防短期入所生活介護	586	2,519	429.8%	586	2,962	505.5%
介護予防短期入所療養介護	0	0	—	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	14,427	15,883	110.1%	15,018	17,453	116.2%
特定介護予防福祉用具購入費	3,253	1,796	55.2%	3,253	2,270	69.8%
介護予防住宅改修	9,729	11,420	117.4%	10,683	10,471	98.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	5,705	2,975	52.2%	6,883	6,178	89.8%
介護予防支援	18,635	19,207	103.1%	19,271	19,954	103.5%
②地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,630	4,849	63.5%	11,452	4,139	36.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—
予防給付費計（Ⅱ）	106,383	108,024	101.5%	113,599	109,310	96.2%
総給付費（Ⅰ＋Ⅱ）	4,356,752	4,077,030	93.6%	4,543,830	4,174,759	91.9%

出典：計画値：「清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」

実績値：「介護保険事業状況報告」月報（3月利用分～翌年2月利用分の累計）

4-4 第8期計画の目標の達成状況

第8期計画の目標指標の達成状況は以下のとおりです。

①地域活動の活性化

指 標	指標の考え方	基準値	目標値	現在値※ ¹	達成 状況※ ²
		2020 年度	2023 年度	2023 年度	
ソーシャルキ ャピタル得点 ＜社会参加＞	「ボランティア」、「スポーツ」、「趣味関係」、「学習・教養」、「特技や経験を他者に伝える活動」への参加頻度を得点化（点） 【アンケート調査※ ³ で月1回以上と回答した割合を計算式で算出】	51.4 点	56.1 点	39.7 点	△

②介護予防事業の充実

指 標	指標の考え方	基準値	目標値	現在値※ ¹	達成 状況※ ²
		2020 年度	2023 年度	2023 年度	
介護予防事業 への参加	介護予防のための通いの場に参加している高齢者の割合（％） 【アンケート調査※ ³ で「介護予防のための通いの場に参加している」と回答した内、週1回以上と回答した割合】	5.0%	6.8%	5.2%	△

③認知症施策の推進

指 標	指標の考え方	基準値	目標値	現在値※ ¹	達成 状況※ ²
		2020 年度	2023 年度	2023 年度	
認知症相談窓 口の認知度	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合（％） 【アンケート調査※ ³ で「はい」と回答した割合】	26.7%	40.0%	24.9%	△
認知症サポ ーター養成講座 の企業への実 施回数	企業への認知症サポーター養成講座の実施回数（回） 【過去3年間の累計回数】	9 回	12 回	2 回	△

※¹ 現在値：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（2023年度）の結果もしくは同年の事業実績値

※² ◎：達成、○：概ね達成、△：未達成

※³ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

④介護保険事業の円滑な運営に向けた取り組み

指 標	指標の考え方	基準値	目標値	現在値※ ¹	達成 状況※ ²
		2020 年度	2023 年度	2023 年度	
要介護認定の適正化	市職員による認定調査結果の点検実施	全件実施	全件実施	全件実施	○
ケアプランの点検	市内事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランに対する点検の実施	1事業所につき2件	1事業所につき3件	1事業所につき2件	△
住宅改修等の点検	住宅改修、福祉用具利用者に対する訪問調査	各月1件	各月2件	各月1件	△
縦覧点検・医療情報との突合	国保連委託により実施	全件実施	全件実施	全件実施	○
介護給付費通知	給付費通知：介護保険サービス利用者に対して通知 説明文等の同封	年1回実施	年1回実施	年1回実施	○

⑤ひとり暮らし高齢者対策

指 標	指標の考え方	基準値	目標値	現在値※ ¹	達成 状況※ ²
		2020 年度	2023 年度	2023 年度	
ひとり暮らし高齢者の幸福度	ひとり暮らし高齢者で現在の幸福度が「6点」以上の人の割合（％） 【アンケート調査※ ³ で現在の幸福度が「とても幸せ：10点」～「とても不幸：0点」とした場合】	73.8%	80.0%	64.4%	△

⑥高齢者の権利擁護への取り組み

指 標	指標の考え方	基準値	目標値	現在値※ ¹	達成 状況※ ²
		2020 年度	2023 年度	2023 年度	
成年後見制度の認知度	成年後見制度を知っている人の割合（％） 【アンケート調査※ ³ で成年後見制度の認知度について「よく知っている」「だいたいの内容は知っている」と回答した割合】	37.9%	50.0%	33.2%	△

※¹ 現在値：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（2023年度）の結果もしくは同年の事業実績値

※² ◎：達成、○：概ね達成、△：未達成

※³ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題



5 アンケート調査に見る高齢者の現状

より良い高齢者福祉・介護保険・生活支援サービス等を提供するため、市民の意見や生活状態を把握し、2023（令和5）年度策定の「清須市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に反映させることを目的として、下記の要領でアンケート調査を実施しました。

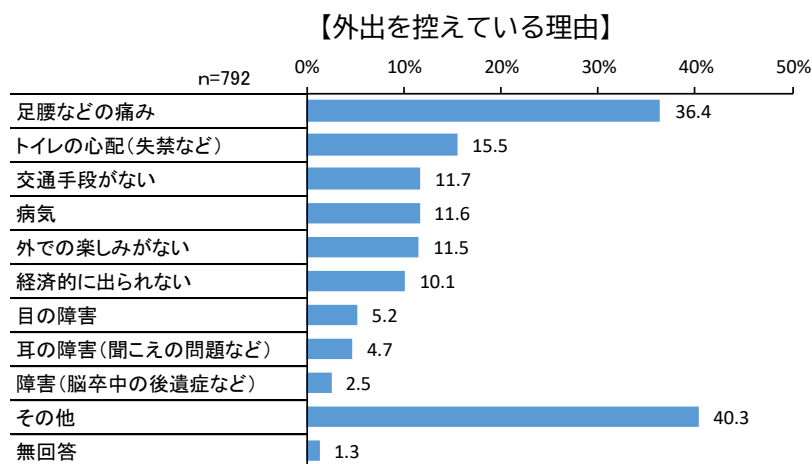
	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	サービス事業者調査
調査地域	清須市内		
調査対象	65歳以上の市民（要介護認定者を除く）	要支援・要介護認定者（施設入所者を除く）	市内のサービス提供事業者
標本サイズ	4,100 件	1,500 件	75 件
有効回収数 （有効回収率）	2,685 件 （65.5%）	844 件 （56.3%）	53 件 （70.7%）
抽出方法	無作為抽出		全数
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査時期	2022（令和4）年12月		

5-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①外出について

- 外出を控えている人は、29.5%となっています。
- 外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が36.4%で最も高く、「トイレの心配（失禁など）」（15.5%）、「交通手段がない」（11.7%）、「病気」（11.6%）、「外での楽しみがない」（11.5%）となっています。

年齢別でみると、「足腰などの痛み」「交通手段がない」などは年齢があがるにつれて割合が高くなっており、特に「交通手段がない」は85歳以上では「足腰などの痛み」に次いで割合が高くなっています。



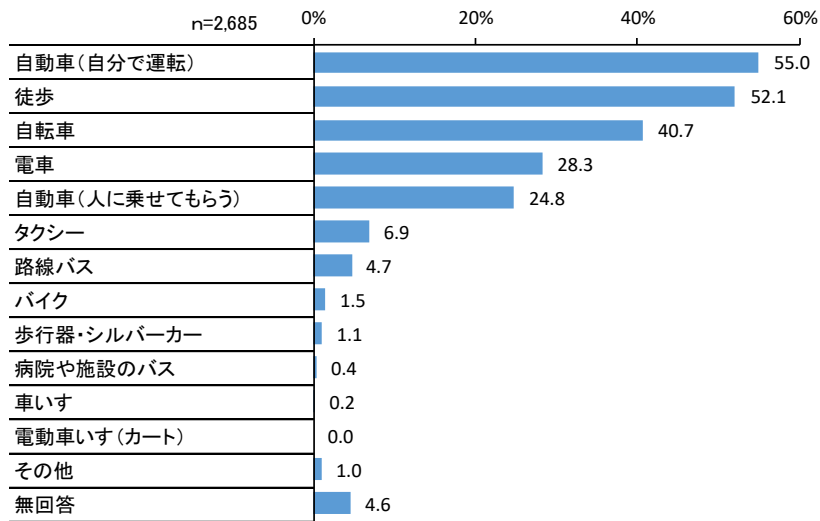
	件数	足腰などの痛み	禁トイレの心配(失禁など)	交通手段がない	病気	外での楽しみがない	経済的に出られない	目の障害	耳の障害(聞こえの問題など)	障害(脳卒中の後遺症など)	その他	無回答
全体	792	36.4	15.5	11.7	11.6	11.5	10.1	5.2	4.7	2.5	40.3	1.3
65～74歳	339	22.7	10.0	4.1	11.8	10.9	11.8	3.5	1.2	2.9	55.5	1.5
75～84歳	375	45.6	19.2	16.0	11.5	11.7	9.1	4.5	6.9	2.4	29.9	0.8
85歳以上	70	51.4	22.9	25.7	11.4	14.3	7.1	15.7	10.0	1.4	20.0	2.9

- 外出する際の移動手段は、「自動車（自分で運転）」（55.0%）が最も高く、次いで「徒歩」（52.1%）、「自転車」（40.7%）、「電車」（28.3%）、「自動車（人に乗せてもらう）」（24.8%）となっています。

性別でみると、男性では「自動車（自分で運転）」「徒歩」「自転車」の順で高く、女性では「徒歩」「自転車」「自動車（自分で運転）」の順で高くなっています。

年齢別でみると、「自動車（自分で運転）」は年齢があがるにつれて割合が低くなっており、65～74歳での65.8%から85歳以上では21.2%となっています。一方、年齢があがるにつれて割合が高くなっている移動手段は、「自動車（人に乗せてもらう）」「タクシー」「路線バス」「歩行器・シルバーカー」「車いす」となっています。

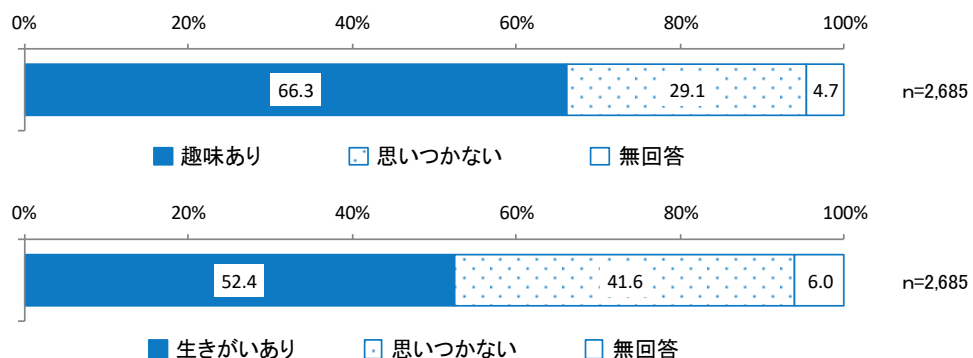
【外出する際の移動手段】



	件数	転自動車(自分で運)	徒歩	自転車	電車	自動車(人に乗せてもらう)	タクシー	路線バス	バイク	歩行器・シルバーカー	病院や施設のバス	車いす	電動車いす(カート)	その他	無回答
全体	2,685	55.0	52.1	40.7	28.3	24.8	6.9	4.7	1.5	1.1	0.4	0.2	0.0	1.0	4.6
性別	男性	1,241	73.2	50.7	37.5	25.6	10.7	5.2	2.6	1.9	0.2	0.4	0.1	0.1	5.6
	女性	1,419	39.0	53.5	43.7	30.7	37.3	8.2	6.6	1.3	1.9	0.5	0.3	1.3	3.6
年齢	65～74歳	1,390	65.8	52.2	39.2	29.2	22.4	3.5	3.3	2.2	0.1	0.2	0.1	0.7	5.3
	75～84歳	1,124	46.1	52.0	43.5	27.2	27.3	8.5	5.8	1.0	1.7	0.8	0.2	1.3	3.7
	85歳以上	151	21.2	51.7	35.1	27.8	29.1	25.2	9.9	—	6.0	—	1.3	2.0	3.3

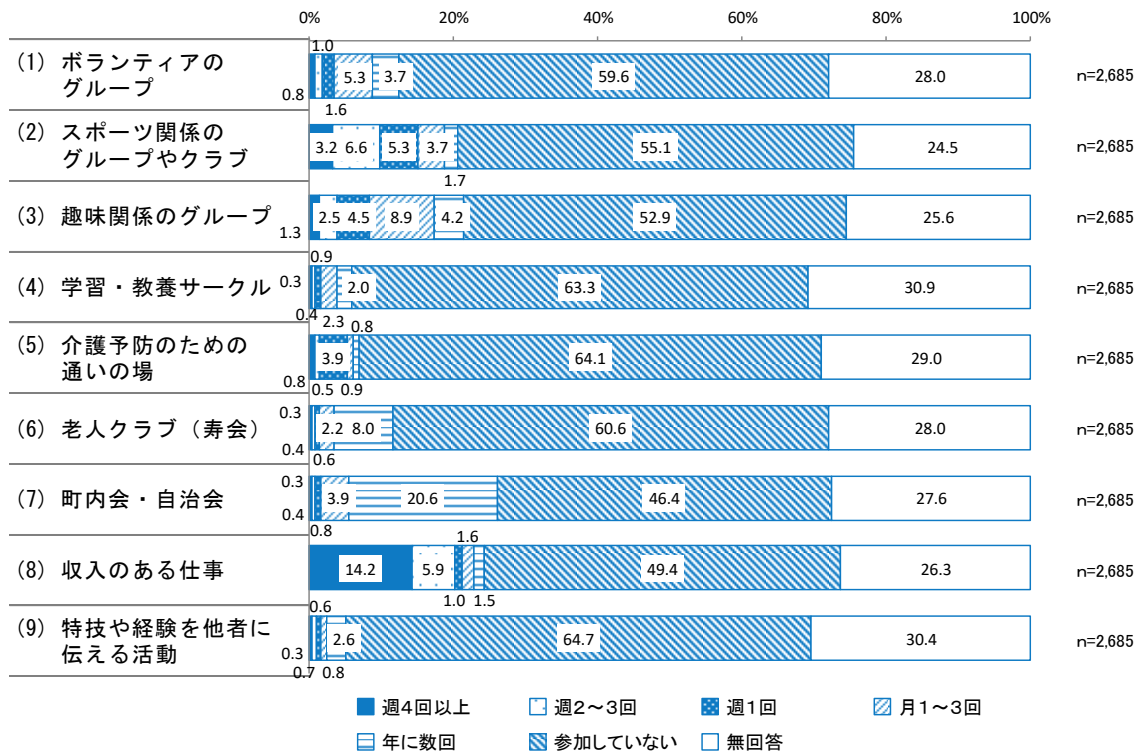
②趣味・生きがいなどについて

- 趣味について「思いつかない」は29.1%、生きがいについて「思いつかない」は41.6%となっています。

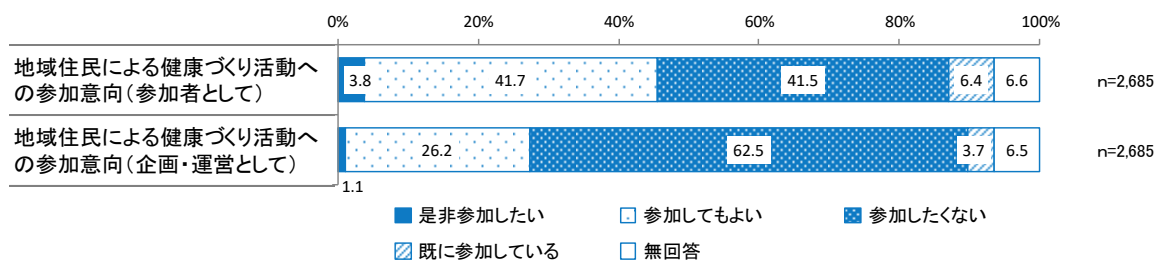


③地域活動への参加状況

- 地域活動への参加頻度についてみると、『参加している』（「週4回以上」～「年に数回」の計）は「町内会・自治会」で25.9%と最も高く、次いで「収入のある仕事」（24.3%）、「趣味関係のグループ」（21.5%）、「スポーツ関係のグループやクラブ」（20.4%）となっています。一方、「介護予防のための通いの場」での『参加している』は6.9%となっています。



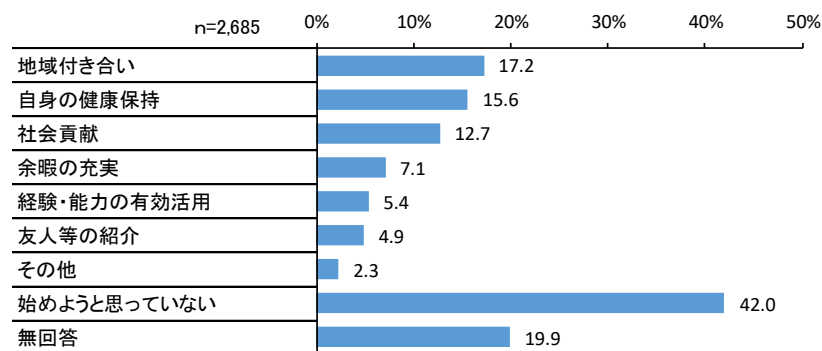
- 地域住民による健康づくり活動への参加者としての参加意向については、「参加してもよい」が41.7%と最も高く、「是非参加したい」（3.8%）、「既に参加している」（6.4%）と合わせた『参加意向がある』は51.9%となっています。また、企画・運営としての参加意向については、「参加したくない」が62.5%と最も高く、『参加意向がある』は31.0%となっています。



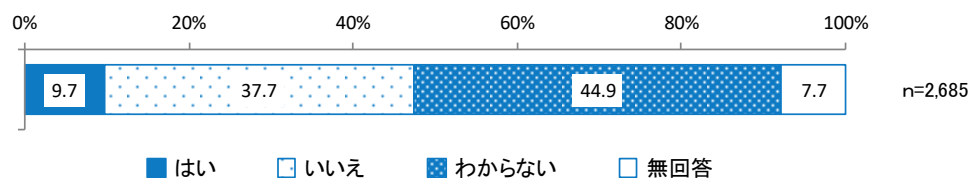
④ボランティア活動について

- ボランティア活動を始めた（または始めようと思う）きっかけは、「始めようと思っていない」（42.0%）及び無回答以外では、「地域付き合い」が17.2%と最も高く、次いで「自身の健康保持」（15.6%）、「社会貢献」（12.7%）、「余暇の充実」（7.1%）となっています。
- ボランティア活動に対するポイント制度があった場合の参加意向は、「わからない」が44.9%、「いいえ」が37.7%、「はい」が9.7%となっています。
- ボランティア活動に対する報酬の考え方として適当だと思うものは、「実費（交通費・材料代）程度」が33.7%と最も高く、次いで「わからない」（33.2%）、「無報酬」（17.4%）となっています。

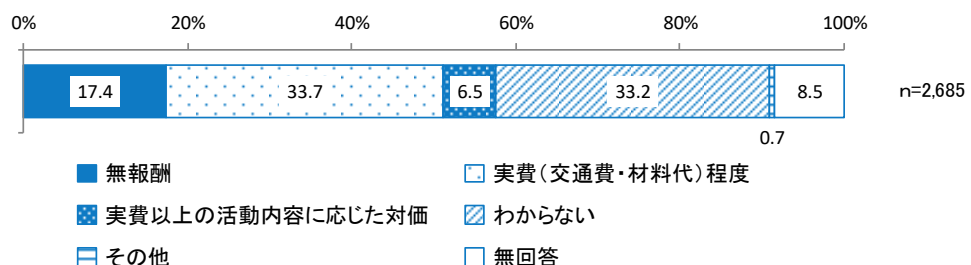
【ボランティア活動を始めたきっかけ】



【ボランティア活動ポイント制度への参加意向】



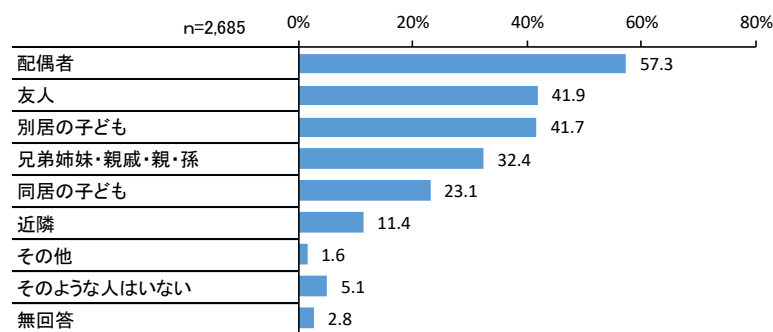
【ボランティア活動に対する報酬として適当だと思うもの】



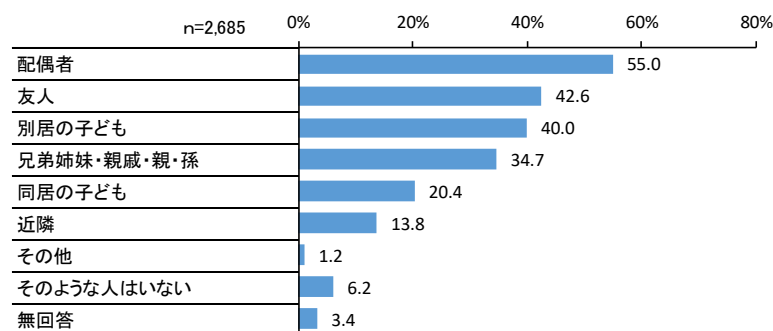
⑤たすけあいについて

- 「心配事や愚痴を聞いてくれる人」「心配事や愚痴を聞いてあげる人」とともに、「配偶者」が5割以上で最も高く、次いで「友人」「別居の子ども」が高くなっています。
- 「看病や世話をしてくれる人」「看病や世話をしてあげる人」とともに、「配偶者」が6割以上と最も高く、次いで「別居の子ども」「同居の子ども」が高くなっています。

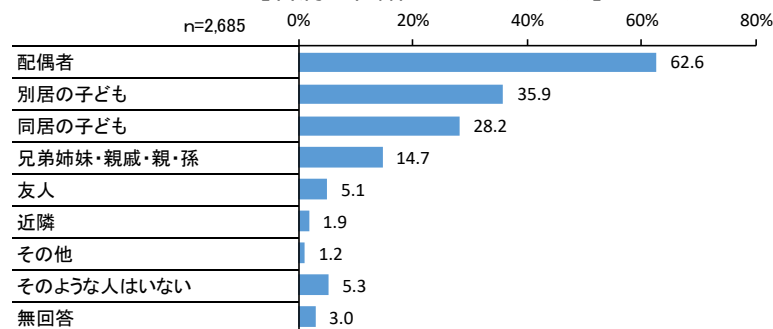
【心配事や愚痴を聞いてくれる人】



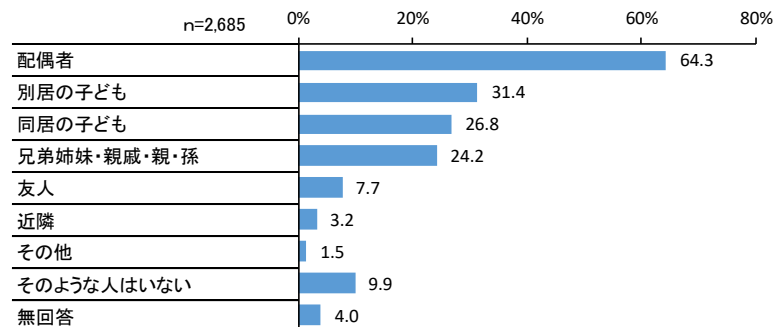
【心配事や愚痴を聞いてあげる人】



【看病や世話をしてくれる人】



【看病や世話をしてあげる人】

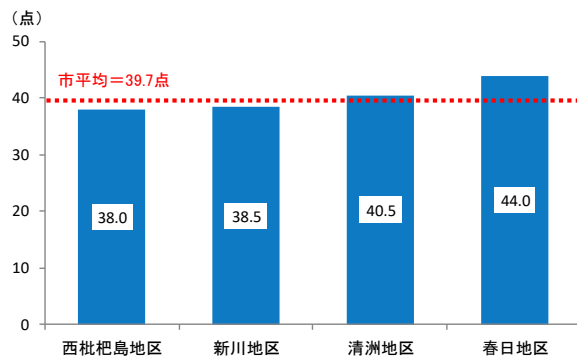


＜ソーシャル・キャピタル得点＞

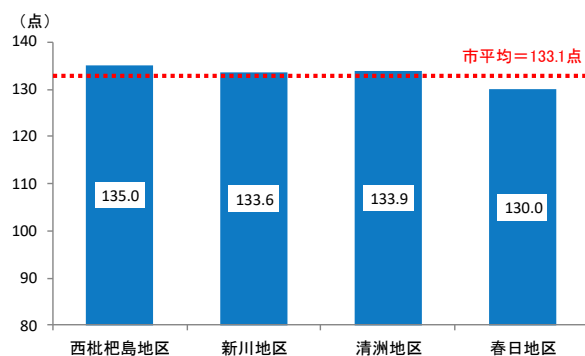
- 地域の社会的な特徴について、「ソーシャル・キャピタル※得点」を地区別で算出しました。
- ＜社会参加＞については、市の平均は 39.7 点で、春日地区・清洲地区が平均以上、新川地区・西枇杷島地区が平均以下となっています。
- ＜連帯感＞については、市の平均は 133.1 点で、西枇杷島地区・清洲地区・新川地区が平均以上、春日地区が平均以下となっています。
- ＜助け合い＞については、市の平均は 192.0 点で、清洲地区が平均以上、新川地区・春日地区・西枇杷島地区が平均以下となっています。

※「ソーシャル・キャピタル」とは、人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴を指します。ソーシャル・キャピタルが豊かならば、市民活動への参加が促進される可能性があると考えられています（2005（平成 17）年 8 月「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」内閣府）。ここでは＜社会参加＞＜連帯感＞＜助け合い＞について、それぞれアンケートの異なる設問の回答率を用いて、地区別の得点を算出しています。

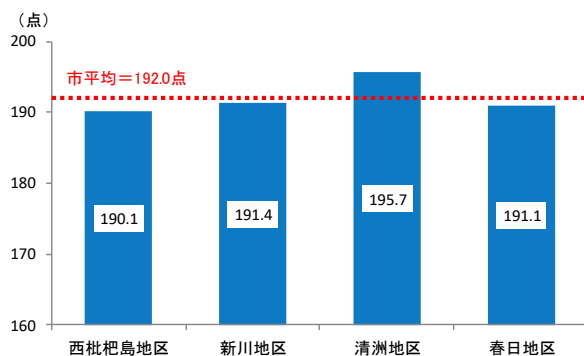
【ソーシャル・キャピタル得点＜社会参加＞】



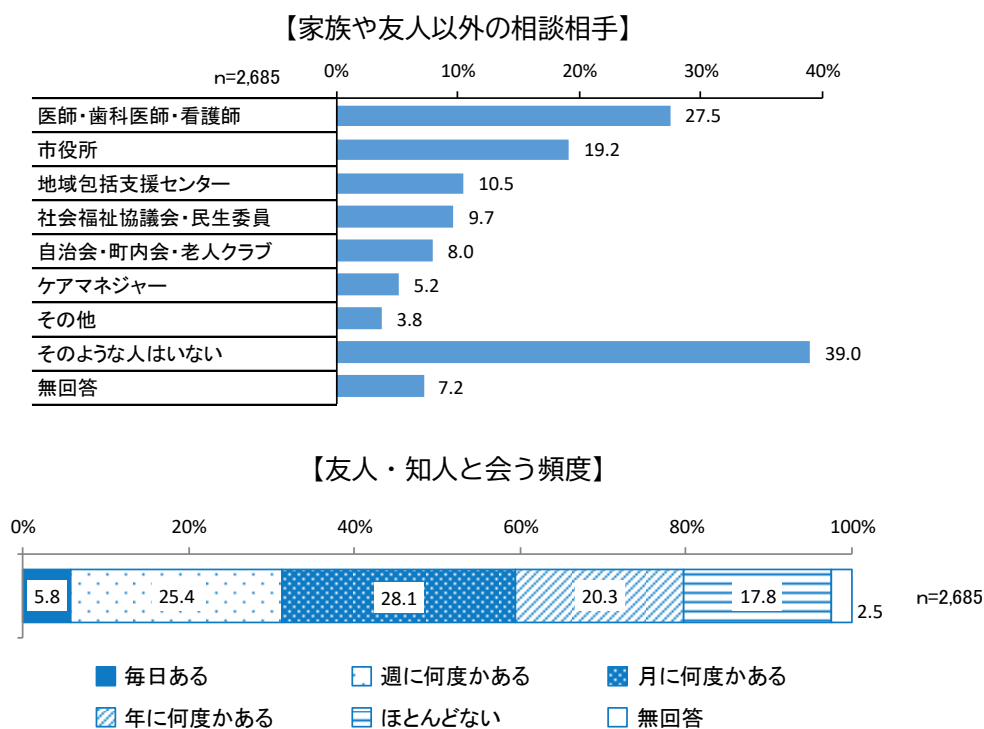
【ソーシャル・キャピタル得点＜連帯感＞】



【ソーシャル・キャピタル得点＜助け合い＞】

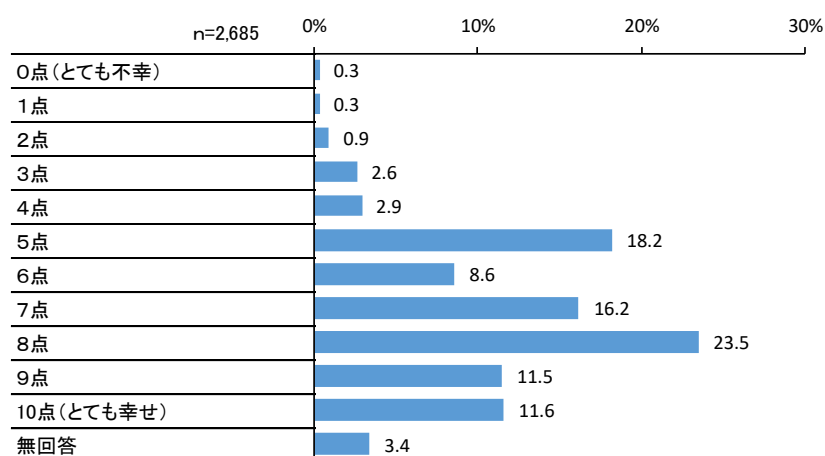


- 家族や友人以外の相談相手は、「そのような人はいない」(39.0%)が最も高くなっています。
- 友人・知人と会う頻度については、「月に何度かある」が28.1%と最も高く、次いで「週に何度かある」(25.4%)、「年に何度かある」(20.3%)となっています。一方、「ほとんどない」は17.8%となっています。



⑥健康について

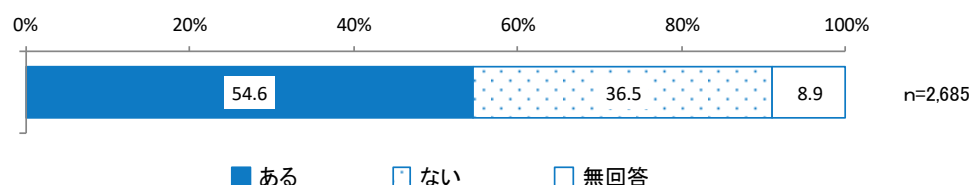
- 現在の幸福度は、「8点」が23.5%と最も高く、次いで「5点」(18.2%)、「7点」(16.2%)、「10点」(11.6%)となっています。また、「8点」以上と回答した人が合計46.6%となっており、全体の平均点は7.1点となっています。



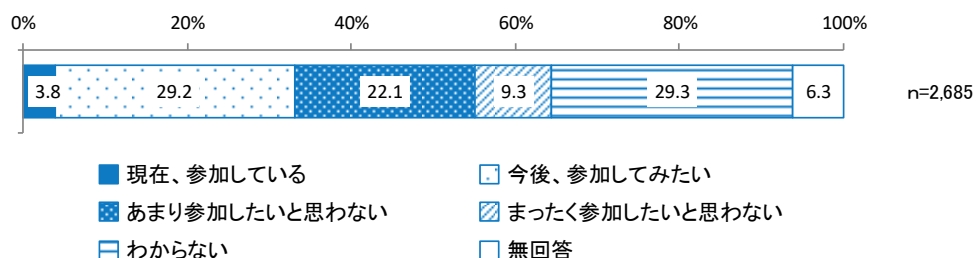
⑦介護予防について

- 介護予防教室に関心が「ある」人は 54.6%となっています。
- 介護予防のための講習などへの参加については、『参加意向がある』人は 33.0%となっています。
- 講習などに参加したくない理由は、「どこで、どのような講習やトレーニングがあるのか知らないから」が 41.6%と最も高く、次いで「参加の方法がよくわからないから」「一緒に参加する友人や仲間がいないから」（ともに 25.2%）、「参加したいものがないから」（24.1%）、「健康・体力に自信がないから」（17.1%）となっています。
- 積極的に参加したい介護予防事業は、「筋力やバランス力、柔軟性などを高めるための、軽い健康体操」が 50.9%と最も高く、次いで「仲間同士で趣味的な活動や脳トレを行う認知症予防教室」（27.6%）、「近所の人同士で会話したりレクリエーションを行う交流会」（17.7%）となっています。

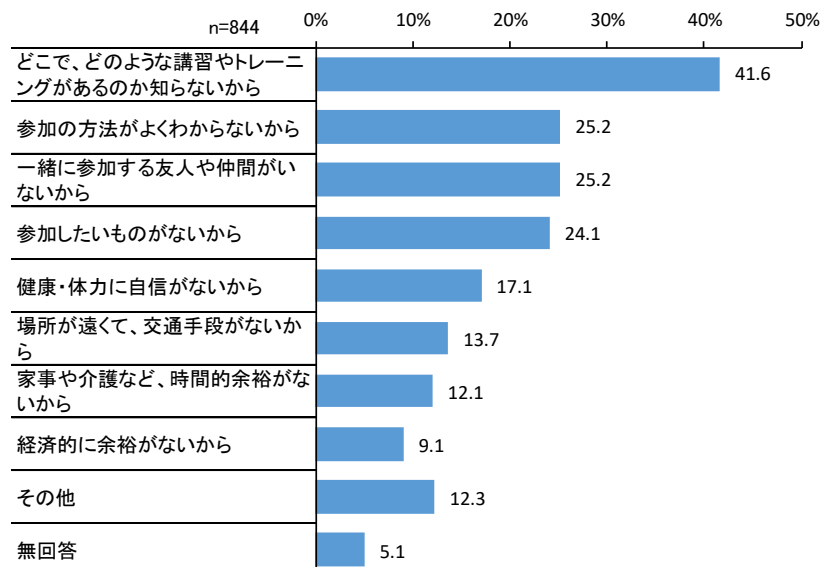
【介護予防教室への関心の有無】

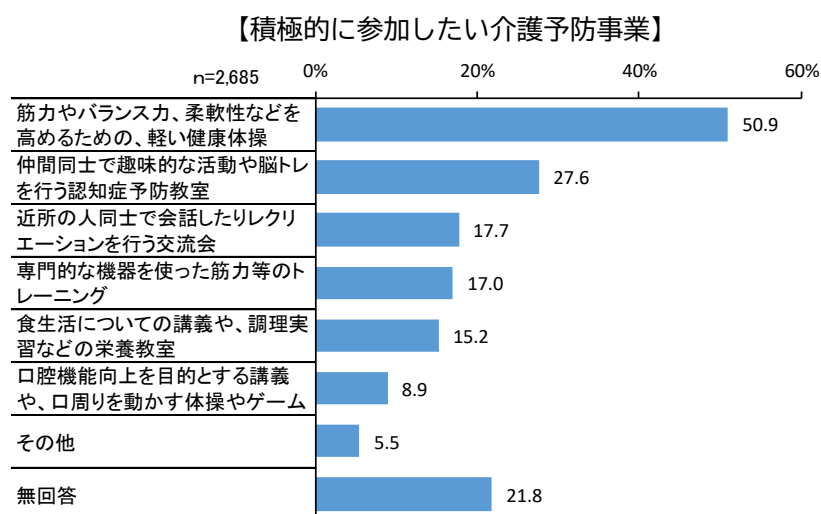


【介護予防のための講習等への参加意向】



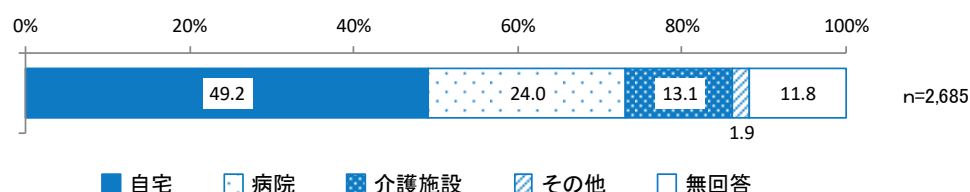
【講習等に参加したくない理由】





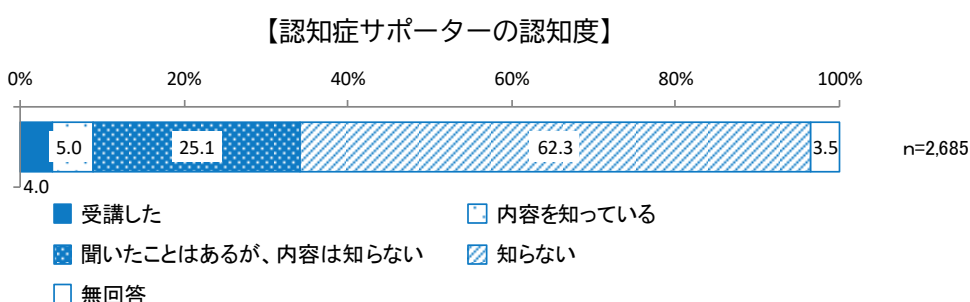
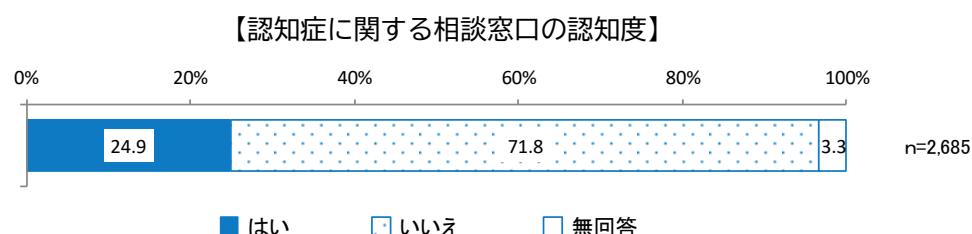
⑧終末期の医療・療養について

- 老後の終末期を迎える場所として考えている場所は、「自宅」が49.2%と最も高く、次いで「病院」(24.0%)、「介護施設」(13.1%)となっています。

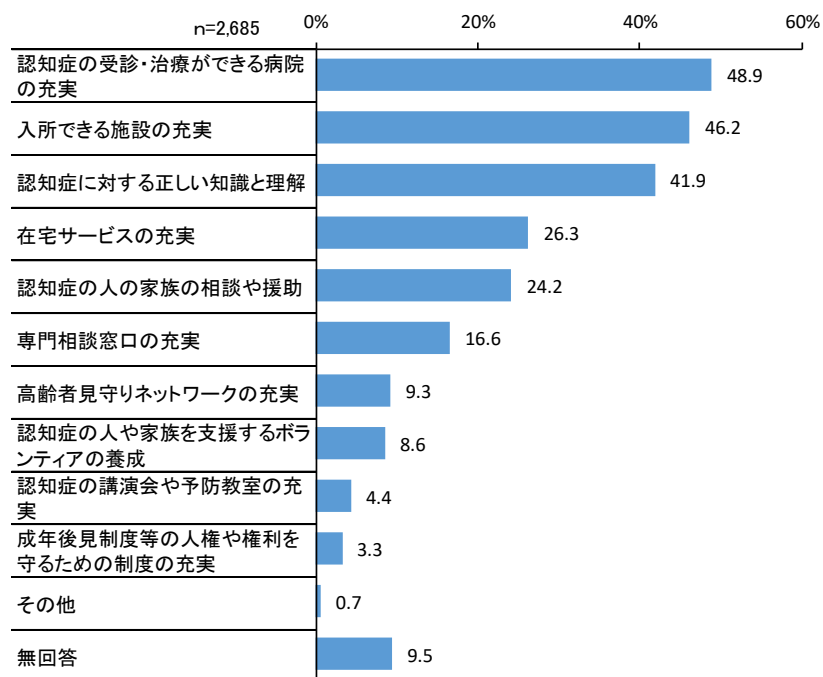


⑨認知症について

- 認知症に関する相談窓口の認知度は、24.9%となっています。
- 認知症サポーターの認知度については、「知らない」が62.3%と最も高く、「受講した」は4.0%、「内容を知っている」は5.0%となっています。



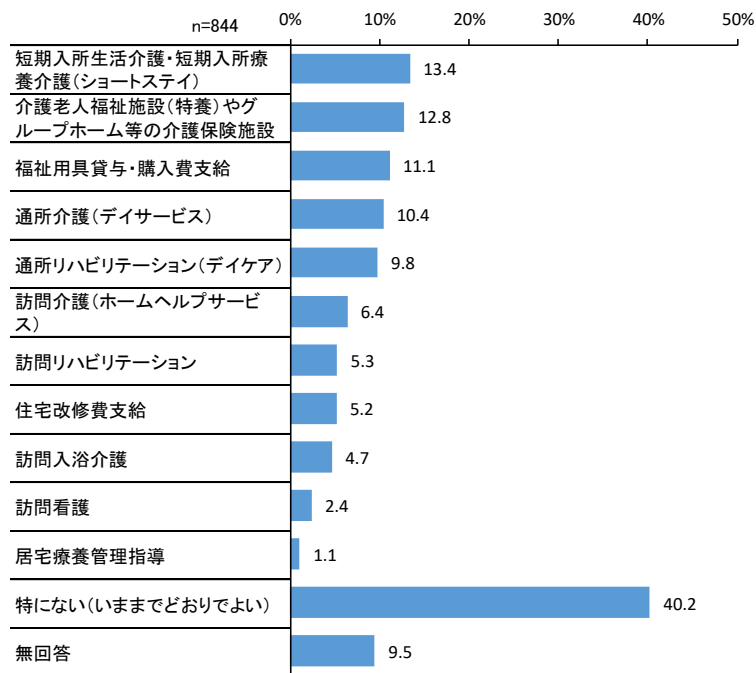
- 認知症になっても安心して暮らしていくために必要なことは、「認知症の受診・治療ができる病院の充実」が48.9%と最も高く、次いで「入所できる施設の充実」(46.2%)、「認知症に対する正しい知識と理解」(41.9%)、「在宅サービスの充実」(26.3%)、「認知症の人の家族の相談や援助」(24.2%)となっています。



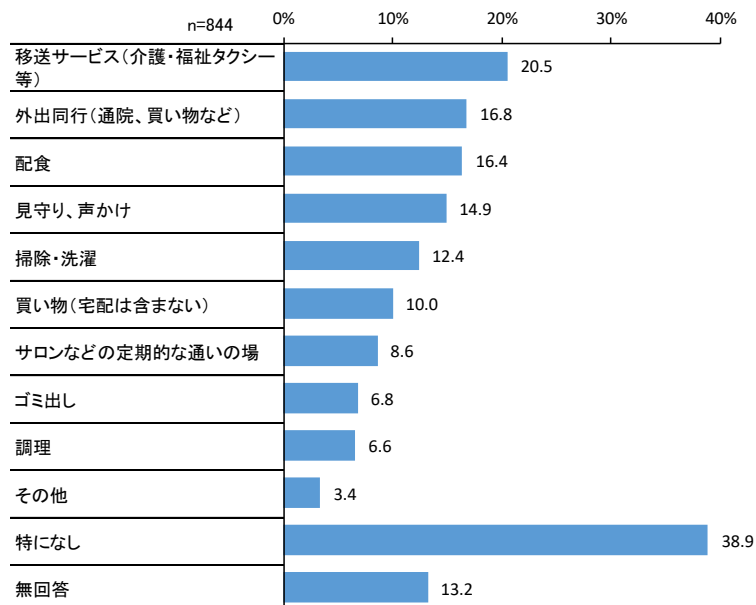
5-2 在宅介護実態調査

①介護保険サービス等の利用と在宅生活の継続について

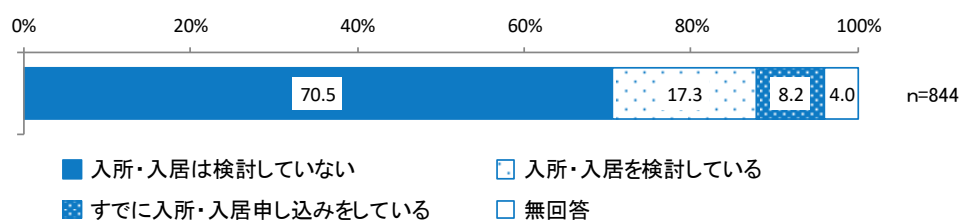
- 新たに利用したい介護保険サービスは、「短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）」が13.4%と最も高く、次いで「介護老人福祉施設（特養）やグループホーム等の介護保険施設」（12.8%）、「福祉用具貸与・購入費支給」（11.1%）、「通所介護（デイサービス）」（10.4%）となっています。



- 在宅生活の継続に必要な支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が20.5%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」（16.8%）、「配食」（16.4%）、「見守り、声かけ」（14.9%）、「掃除・洗濯」（12.4%）となっています。

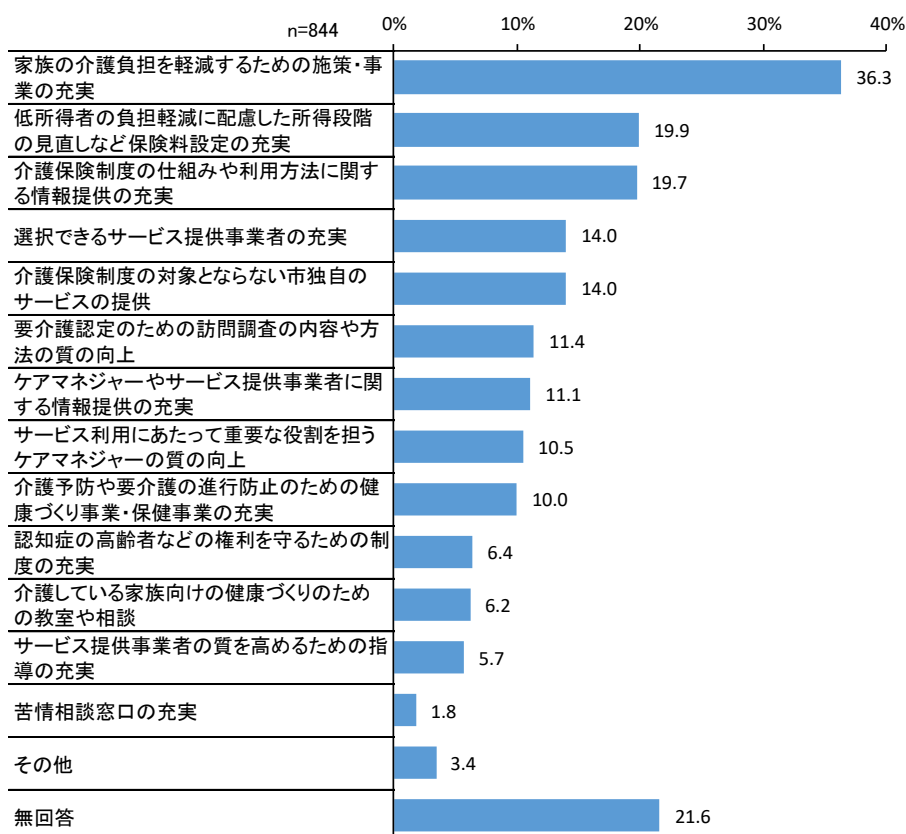


- 施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が70.5%と最も高くなっています。



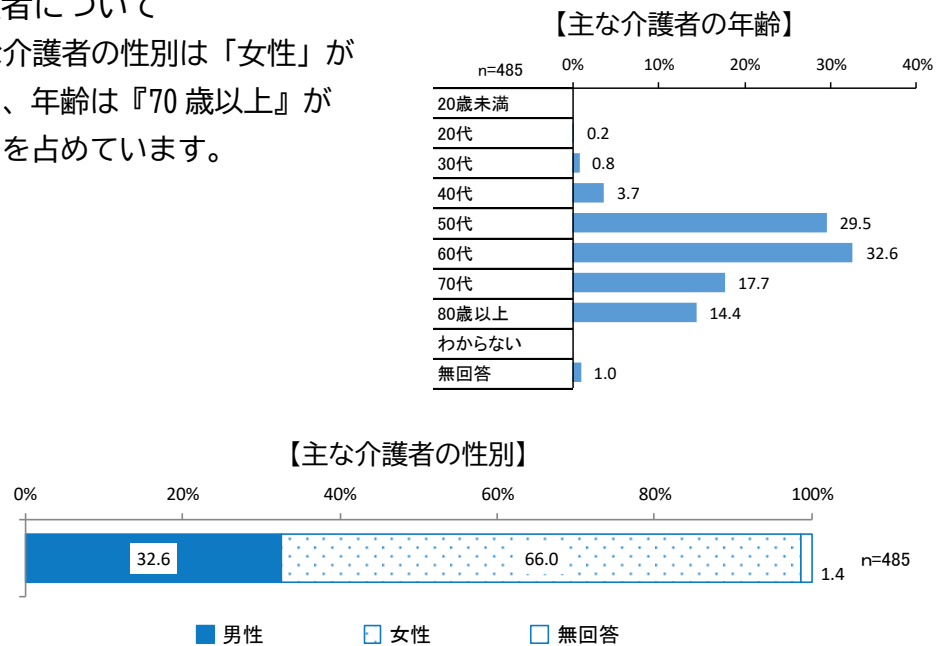
②注力してほしい介護関連施策

- 注力してほしい介護関連施策は、「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」が36.3%と最も高く、次いで「低所得者の負担軽減に配慮した所得段階の見直しなど保険料設定の充実」(19.9%)、「介護保険制度の仕組みや利用方法に関する情報提供の充実」(19.7%)、「選択できるサービス提供事業者の充実」「介護保険制度の対象とならない市独自のサービスの提供」(ともに14.0%)、「要介護認定のための訪問調査の内容や方法の質の向上」(11.4%)となっています。

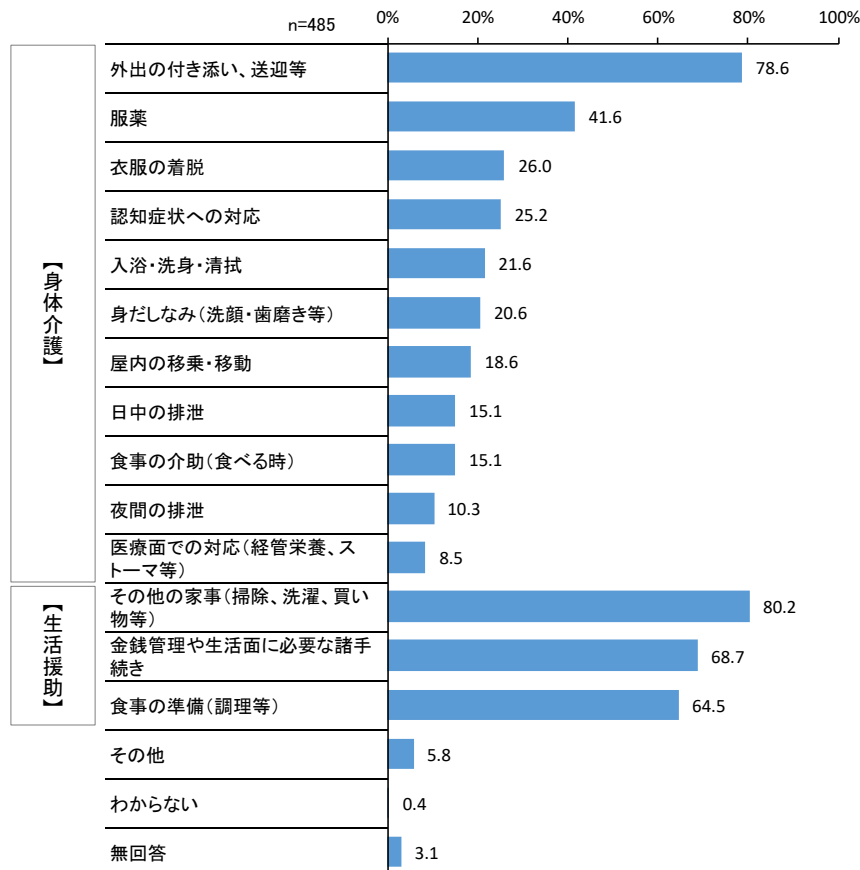


③主な介護者について

- 主な介護者の性別は「女性」が66.0%、年齢は『70歳以上』が32.1%を占めています。

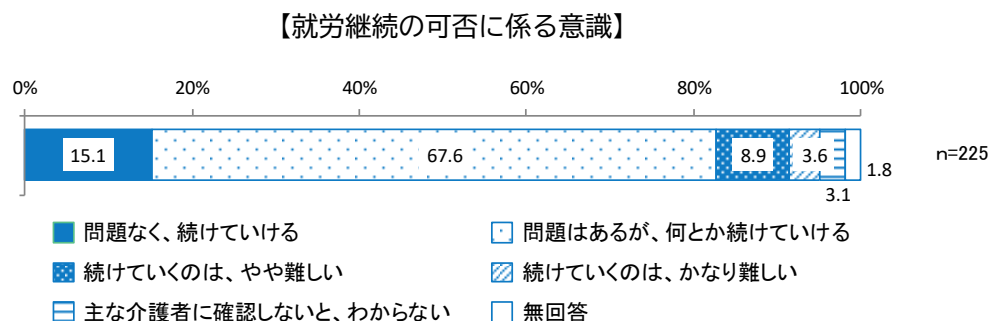
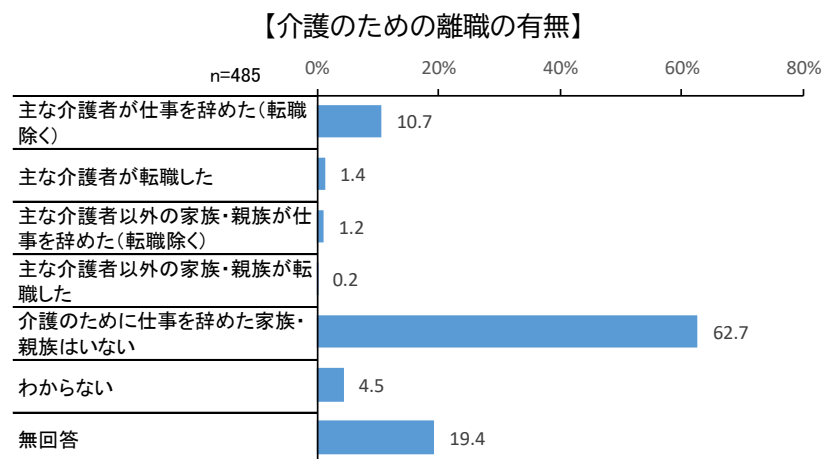


- 現在行っている介護は、【身体介護】では「外出の付き添い、送迎等」(78.6%) が最も高く、次いで「服薬」(41.6%)、「衣服の着脱」(26.0%)、「認知症状への対応」(25.2%)、「入浴・洗身・清拭」(21.6%) となっています。一方、【生活援助】の3項目はいずれも6割以上の高い割合となっています。



④主な介護者の就労について

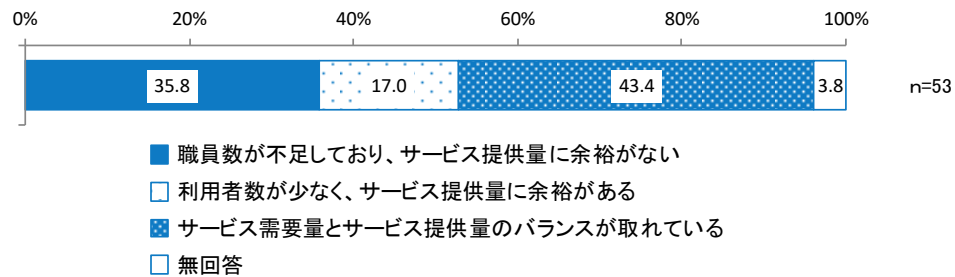
- 介護のための離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が62.7%となっており、「主な介護者が仕事を辞めた」は10.7%となっています。全体から「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と「わからない」と無回答を除いた『家族などが介護のために離職した』人は13.4%となっています。
- 主な介護者の今後の就労継続の可否については、『続けていける』人は82.7%、『続けていくのは難しい』人は12.5%となっています。



5-3 サービス事業者調査

① サービス提供の状況

- サービス提供の状況については、「職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」が 35.8%となっており、一方で、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」が 17.0%となっています。

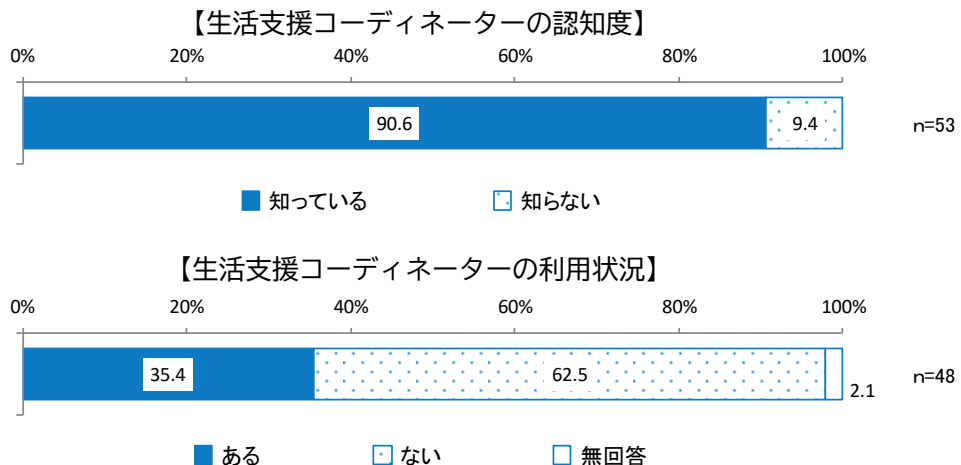


② 介護サービスの利用者数及び利用回数の状況

- 現在実施している事業の利用者数の状況をみると、「増加傾向」が「減少傾向」を複数件上回っているサービスは、訪問介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)福祉用具の貸与、(介護予防)福祉用具の販売となっています。一方、「減少傾向」が「増加傾向」を上回っているサービスは、通所介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、介護老人福祉施設となっています。
- 利用回数の状況をみると、「増加傾向」が「減少傾向」を複数件上回っているサービスは、訪問介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護となっています。一方、「減少傾向」が「増加傾向」を上回っているサービスは、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設となっています。

③ 生活支援コーディネーターについて

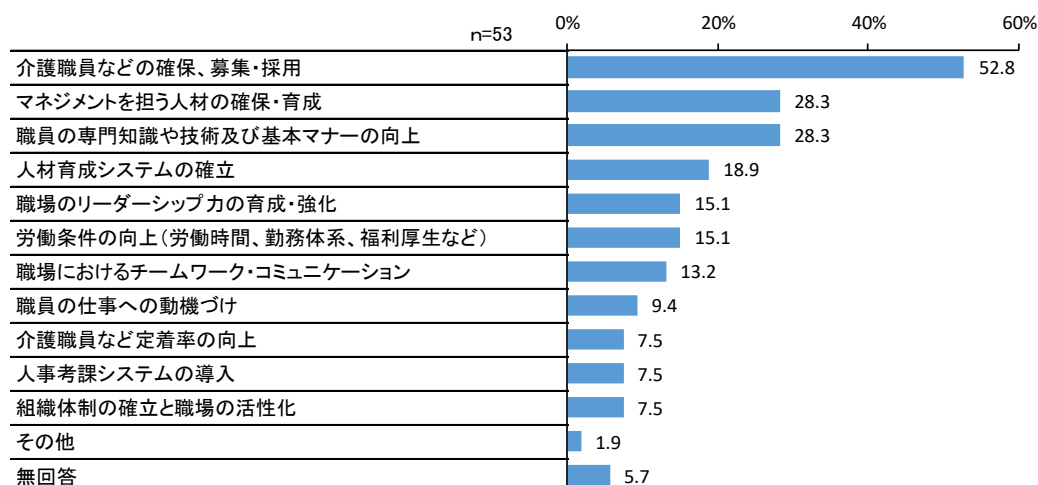
- 生活支援コーディネーター（社協）の認知度は 90.6%となっており、活用経験が「ある」事業者は 35.4%となっています。



④介護人材の確保やケアマネジメントの質の向上などについて

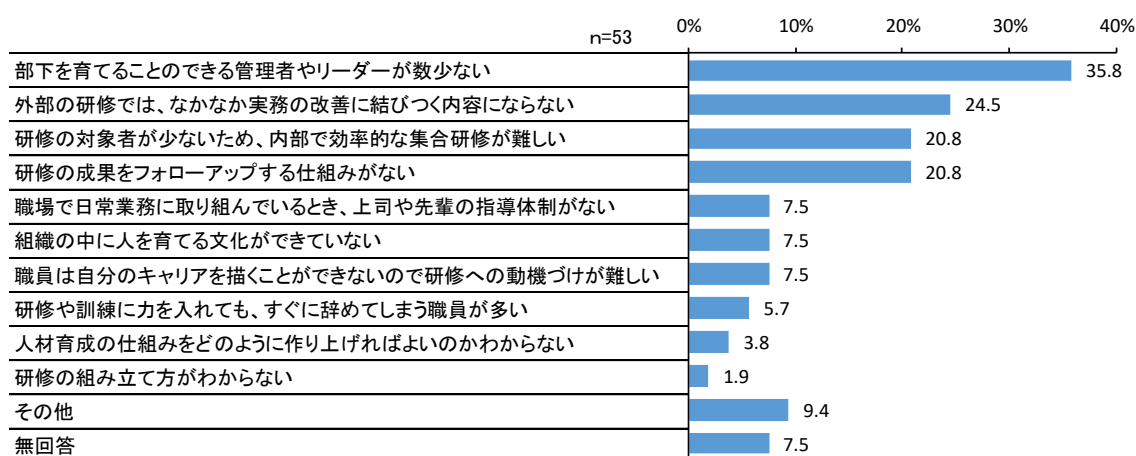
- 人材マネジメント上で抱えている問題は、「介護職員などの確保、募集・採用」が52.8%と最も高く、次いで「マネジメントを担う人材の確保・育成」「職員の専門知識や技術及び基本マナーの向上」（ともに28.3%）、「人材育成システムの確立」（18.9%）となっています。

【人材マネジメント上、抱えている問題】



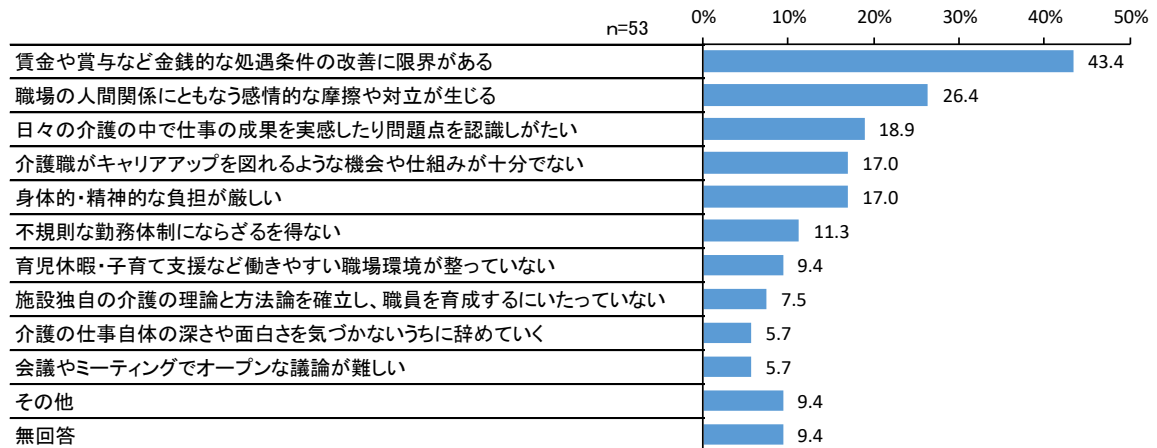
- 人材育成に取り組む際の問題点は、「部下を育てることのできる管理職やリーダーが数少ない」が35.8%と最も高く、次いで「外部の研修では、なかなか実務の改善に結びつく内容にならない」（24.5%）、「研修の対象者が少ないため、内部で効率的な集合研修が難しい」「研修の成果をフォローアップする仕組みがない」（ともに20.8%）となっています。

【人材育成に取り組む際の問題点】



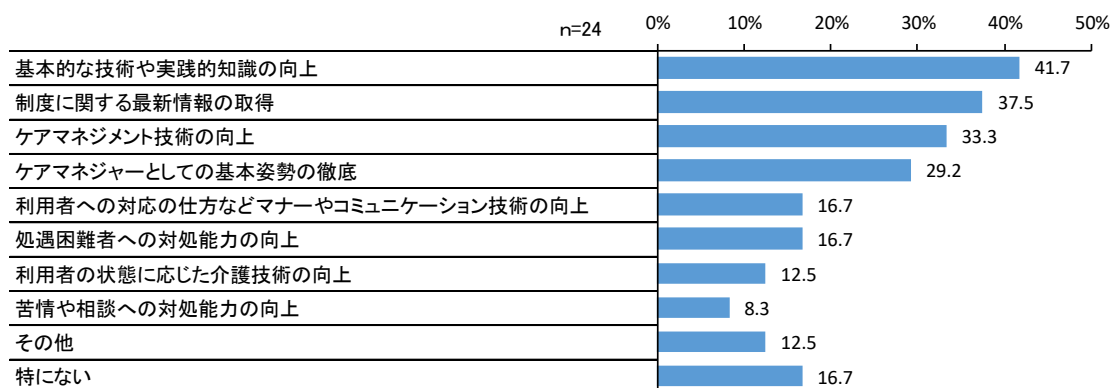
- 職員の確保と定着向上における問題点は、「賃金や賞与など金銭的な処遇条件の改善に限界がある」が43.4%と最も高く、次いで「職場の人間関係にともなう感情的な摩擦や対立が生じる」(26.4%)、「日々の介護の中で仕事の成果を実感したり問題点を認識しがたい」(18.9%)となっています。

【職員の確保と定着向上における問題点】



- 居宅介護支援事業所及び施設サービス事業所のある法人が、ケアマネジャーの質の確保のために重視していることは、「基本的な技術や実践的知識の向上」が41.7%と最も高く、次いで「制度に関する最新情報の取得」(37.5%)、「ケアマネジメント技術の向上」(33.3%)、「ケアマネジャーとしての基本姿勢の徹底」(29.2%)となっています。

【ケアマネジャーの質の確保等のために重視していること】





1 計画の基本理念

基本理念

～地域で支え合い、健やかに自分らしく 安心して暮らせるまち 清須～

本市は、市の最上位計画である「清須市第2次総合計画」に基づき、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちを目指しています。

同計画においては、高齢者福祉について、「市民一人ひとりが支え合い、福祉の担い手になるような地域づくりにより、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていける元気なまち」になることを目指す姿として掲げています。こうした考え方は今後も変わるものではなく、引き続き本市の高齢者福祉のめざす姿であると考えられます。

2020（令和2）年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行を機に、交流や支え合いの考え方や方法は多様化してきています。感染症の流行に限らず、様々なリスクを踏まえた上での支え合いを推進し、だれ一人取り残すことなく地域とともに暮らしていくことができる社会の実現をめざしていく必要があります。

また、高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても尊厳のある暮らしができるよう、要介護状態や認知症に誰もがなり得ることを理解し、互いの状態を理解し合えることが望まれます。

このような考え方を踏まえ、本計画における基本理念を「地域で支え合い、健やかに自分らしく安心して暮らせるまち 清須」とし、高齢者施策を進めていきます。



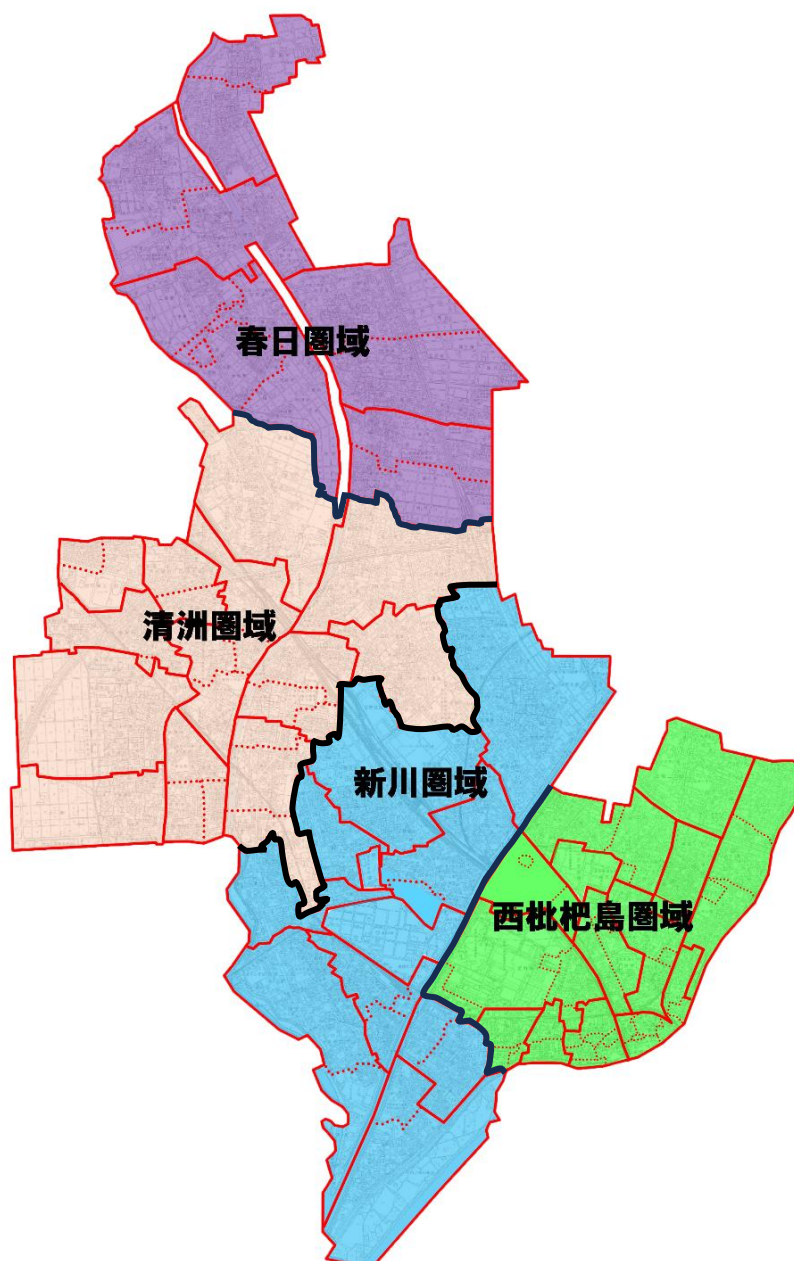
2 日常生活圏域と圏域別の現状

2-1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定します。

本市の日常生活圏域は、第8期介護保険事業計画より4圏域（西枇杷島圏域・新川圏域・清洲圏域・春日圏域）としています。引き続き、本計画においても4圏域とし、地域特性や資源などを有効活用し、問題の解決に取り組める「地域づくり」を促進していきます。

西枇杷島圏域
西枇杷島第1、西枇杷島第2、砂入、大和、六軒、日の出、花咲地領、松原、旭芳野、古城、二ツ杵、小場塚
新川圏域
新川第1、新川第2、新川第3、新川第4、外町、寺野、鍋片、新川第8、阿原
清洲圏域
清洲第1、清洲第2、西田中・弁天、朝日、一場、西市場1・2・3丁目、清洲第7、清洲第8、清洲第9、土田、上条、新清洲
春日圏域
落宮、春日蓮祢、春日西分新田、上中、春日南



2-2 圏域別の現状

各日常生活圏域の概況、人口の推移、施設の立地状況、地域の資源や取組の状況は下記のとおりです。

西枇杷島圏域

4圏域中、認定率が最も高い圏域です。人口は2019（令和元）年以降、緩やかな減少傾向にあります。

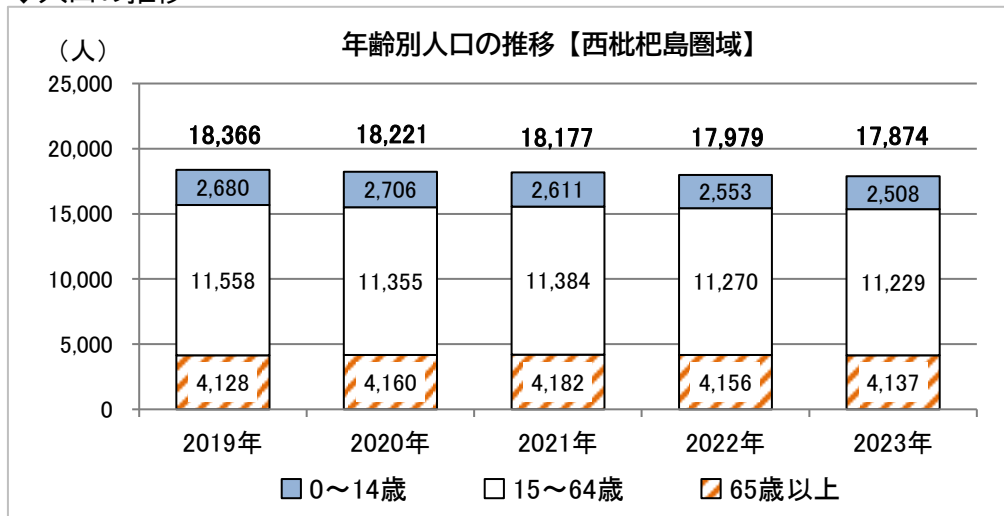
地域包括支援センターが1か所設置されています。

※「清須市地域包括支援センター さわやか」は、西枇杷島圏域と新川圏域を管轄

◆圏域の概況（2023（令和5）年10月1日現在）

- ・人口 17,874 人
- ・世帯数 8,182 世帯
- ・高齢化率 23.1%
- ・認定率 17.2%

◆人口の推移



（出典）住民基本台帳（各年10月1日時点）

◆施設の立地状況

- 清須市地域包括支援センター さわやか
- 老人保健施設 満天星
- はなみずきの庭

◆地域の資源や取組の状況

- いこまいか教室
- チャレンジ教室
- やろまいか教室（対象者：全域）

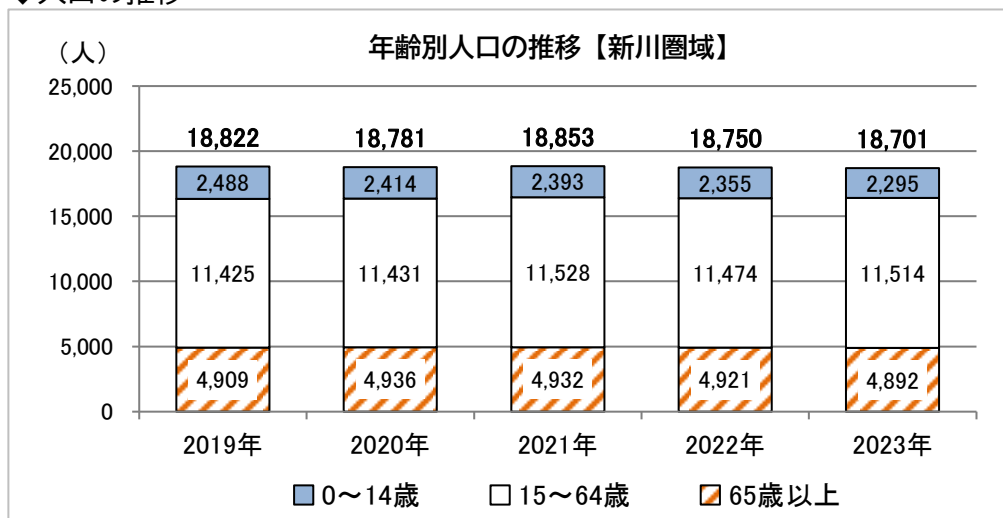
新川圏域

4圏域中、高齢化率が最も高い圏域です。人口は2021（令和3）年以降、緩やかな減少傾向にあります。

◆圏域の概況（2023（令和5）年10月1日現在）

- ・人口 18,701 人
- ・世帯数 8,396 世帯
- ・高齢化率 26.2%
- ・認定率 17.0%

◆人口の推移



（出典）住民基本台帳（各年10月1日時点）

◆施設の立地状況

- 新川病院介護医療院
- きよす翔裕館
- グループホーム 須ヶ口
- からふる庭園須ヶ口
- ナーシングホームしんかわテラス
- からふる庭園須ヶ口駅前

◆地域の資源や取組の状況

- いこまいか教室
- チャレンジ教室
- つながろまいか教室（対象者：全域）

清洲圏域

4圏域中、人口・世帯数が最も多く、高齢化率・認定率は最も低い圏域です。
人口は2020（令和2）年以降、緩やかな減少傾向にあります。

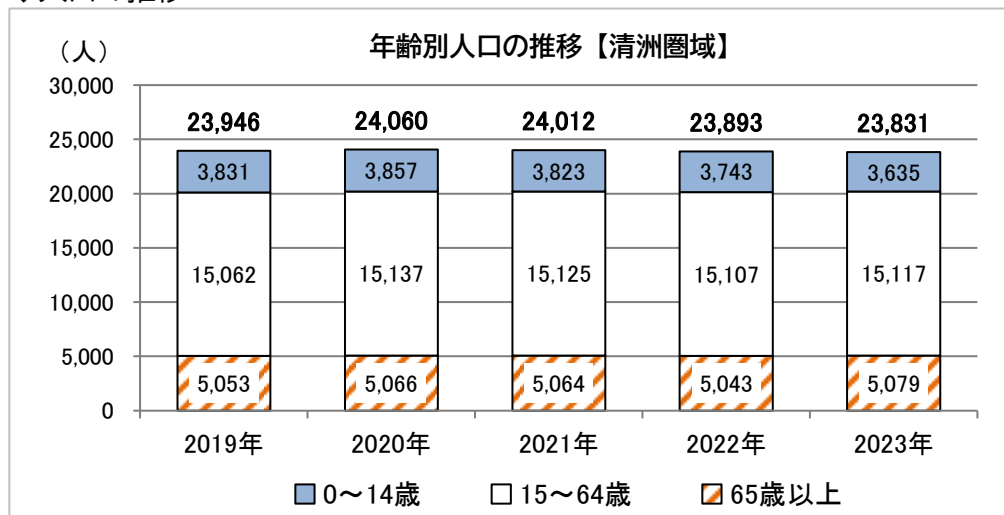
地域包括支援センターが1か所設置されています。

※「清須市地域包括支援センター」は、清洲圏域と春日圏域を管轄

◆圏域の概況（2023（令和5）年10月1日現在）

- ・人口 23,831 人
- ・世帯数 10,414 世帯
- ・高齢化率 21.3%
- ・認定率 15.3%

◆人口の推移



（出典）住民基本台帳（各年10月1日時点）

◆施設の立地状況

- 清須市地域包括支援センター
- 特別養護老人ホーム 清洲の里
- グループホーム ソラスト清須
- からふる庭園五条
- ナーシングホームからふるきよす
- 有料老人ホームからふる庭園清洲

◆地域の資源や取組の状況

- いこまいか教室
- チャレンジ教室
- やろまいか教室（対象者：全域）
- 清須市民げんき大学（対象者：全域）

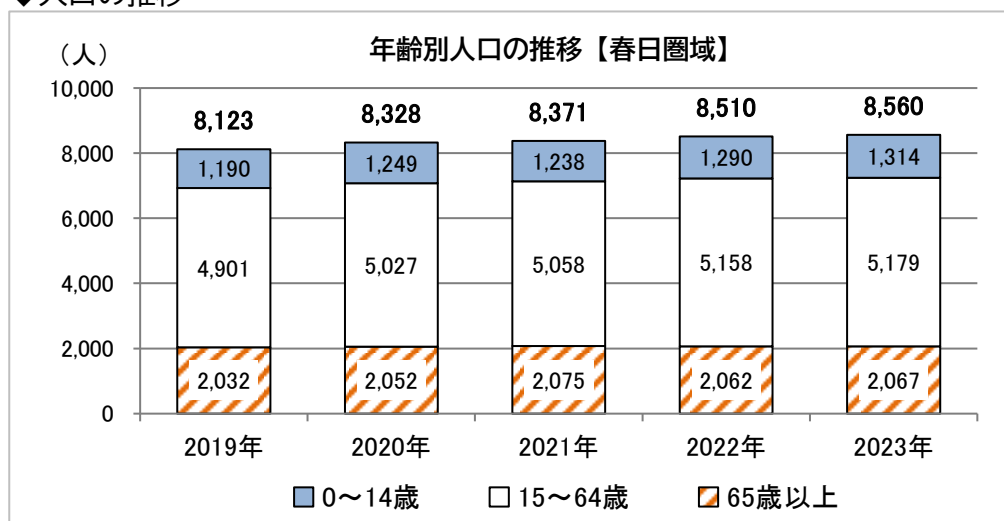
春日圏域

4圏域中、人口・世帯数が最も少なく、高齢化率が新川圏域に次いで高い圏域です。人口は2019（令和元）年以降、緩やかな増加傾向にあります。

◆圏域の概況（2023（令和5）年10月1日現在）

- ・人口 8,560 人
- ・世帯数 3,686 世帯
- ・高齢化率 24.1%
- ・認定率 16.3%

◆人口の推移



（出典）住民基本台帳（各年10月1日時点）

◆施設の立地状況

- 特別養護老人ホーム ペガサス春日
- 特別養護老人ホーム 平安の里
- グループホーム ペガサス春日
- けあはうす ペガサス春日

◆地域の資源や取組の状況

- いこまいか教室
- チャレンジ教室

〈清須市内の介護保険施設等の整備状況（入所系）〉





3 計画の基本目標と体系

3-1 計画の基本目標

基本目標1

ふれあいがあり、人にやさしいまち

基本目標1「ふれあいがあり、人にやさしいまち」では、高齢者の生きがいや居場所づくり、認知症高齢者等の見守りなどに、地域ぐるみで取り組むことをめざします。地域住民どうしのふれあいを大切に、やさしさを感じられる地域環境の中で、健康で暮らせる地域をめざします。また、近年、介護離職の問題やヤングケアラー等、家庭介護者の負担が社会問題となっていることを踏まえ、必要な支援を検討していきます。

基本目標2

元気が出る健康なまち

基本目標2「元気が出る健康なまち」では、健康づくりや介護予防などにより、高齢者が健康で暮らせるまちをめざします。また、在宅医療・介護の連携にも注力し、住み慣れた自宅で長く生活できるまちをめざします。

基本目標3

安全で安心なまち

基本目標3「安全で安心なまち」では、要介護状態である方が、災害等のリスクがあっても自宅で安全に、安心して生活できるまちをめざします。また、地域包括支援センターにおける相談などの充実、認知症高齢者等の権利擁護への取組なども含め、高齢者の安心を支えます。

基本目標4

介護保険制度の円滑な実施

基本目標4「介護保険制度の円滑な実施」では、介護保険サービスの提供体制の充実・確保をはじめ、保険者機能の強化、給付の適正化等に取り組み、制度の円滑な実施をめざします。また、近年、介護サービス現場における人材不足が深刻な状態にあることを踏まえて、介護人材の確保、働きやすい環境づくりなどへの支援も検討していきます。

3-2 計画の体系

基本目標	施策の方向
基本目標 1 ふれあいがあり 人にやさしいまち	1 高齢者の生きがい対策の推進・社会参加の促進 2 高齢者の見守り・地域支え合いの推進 3 認知症高齢者の支援体制の整備 4 通いの場の充実と参加の促進 5 多様な課題を有する家族介護者への支援
基本目標 2 元気になる健康なまち	1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2 在宅医療・介護の連携 3 効果的な介護予防の推進
基本目標 3 安全で安心なまち	1 住み慣れた在宅生活への支援 2 安心・安全な住環境の整備 3 施設福祉サービスの充実 4 災害及び感染症対策への取り組み 5 地域包括支援センターの機能強化 6 高齢者の権利擁護
基本目標 4 介護保険制度の円滑な実施	1 介護保険サービスの充実 2 保険者機能の強化 3 介護費用の適正化 4 介護人材の確保と働きやすい環境づくりへの支援

第4章 施策の展開



1 ふれあいがあり人にやさしいまち

1-1

高齢者の生きがい対策の推進・社会参加の促進

①金婚祝い

■事業内容・目的

- ・結婚 50 年を迎える夫婦に対し、敬老会で祝品等の贈呈を行い、結婚 50 周年をお祝いします。

■現況と課題

- ・2021（令和3）年度から2年間は横ばいですが、2023（令和5）年度は減少しています。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
贈呈数（組）	38	37	13

■今後の方向性

- ・敬老会と同時開催し、記念品の贈呈や記念撮影を行い、事業を継続します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
贈呈数（組）	40	40	40

②敬老金支給事業

■事業内容・目的

- ・多年にわたり社会の進展に貢献してきた数え 88 歳の方に、敬老金を支給して感謝の意を表するとともに、その長寿をお祝いします。

■現況と課題

- ・高齢者の増加に伴い、支給対象者数は増加傾向にあります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
支給人員（人）	304	359	379

■今後の方向性

- ・高齢化に伴い、支給対象者は増加していくことが見込まれます。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
支給人員（人）	388	360	415

③長寿記念祝金等支給事業

■事業内容・目的

- ・多年にわたり社会の進展に貢献してきた満 100 歳の方に祝金等を支給し、家族の労を労い、長寿をお祝いします。

■現況と課題

- ・支給者数はほぼ横ばいです。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
支給者数（人）	7	15	12

■今後の方向性

- ・受給対象者へ支給を継続します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
支給者数（人）	11	11	11

④老人クラブ活動への支援

■事業内容・目的

- ・高齢者の知識や経験を生かし、生きがいや健康づくりのための多様な社会活動を行い、老後の生活を豊かにするとともに明るい長寿社会づくりに資するため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して活動の支援を行います。

■現況と課題

- ・高齢者は増加傾向にありますが、会員数は減少しています。

【実績値】

		2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
クラブ数（クラブ）		47	46	46
会員数	男（人）	1,712	1,579	1,522
	女（人）	2,359	2,196	2,106
	合計（人）	4,071	3,775	3,628

■今後の方向性

- ・ 明るい長寿社会づくりに資するため、老人クラブ活動及び老人クラブ連合会の活動を支援していきます。

【計画値】

		2024 年度	2025 年度	2026 年度
クラブ数（クラブ）		46	46	46
会員数	男（人）	1,522	1,522	1,522
	女（人）	2,108	2,108	2,108
	合計（人）	3,630	3,630	3,630

⑤シルバー人材センターへの補助

■事業内容・目的

- ・ シルバー人材センター運営を通じて、高齢者の方の就労や社会参加の機会提供に取り組んでいます。

■現況と課題

- ・ シルバー人材センターの運営費及び事業費に対して補助を行っています。
- ・ 会員数は、2022（令和4）年度は減少しましたが、2023（令和5）年度は増加する見込みです。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
会員数（人）	380	347	380

■今後の方向性

- ・ 高齢者の雇用確保や地域貢献に資するため、シルバー人材センターと協力して会員確保へ向けた対策を進め、就労促進を図ります。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
会員数（人）	400	430	454

※老人無料入浴制度事業は、対象入浴施設の廃止に伴い 2024 年（令和6年）3月31日をもち、事業を廃止しました。また、福祉カード交付事業は、老人無料入浴制度事業の前提条件としていた側面が強いため、併せて同事業も廃止しました。

①高齢者虐待防止の取り組み

■事業内容・目的

- ・高齢者への虐待防止のため地域関係機関の連携強化を図るとともに、早期発見のため、虐待防止の啓発活動を行います。

■現況と課題

- ・関係機関との定期的な連絡調整会議、年1回の虐待防止ネットワーク協議会、虐待の有無と緊急性の判断を行うコアメンバー会議、支援方針を決定する個別ケース会議などを開催しています。
- ・虐待防止の啓発や迅速な虐待対応を行っています。

【実績値】

〈高齢者虐待件数〉

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
相談・通報件数（件）	11	10	20
コアメンバー会議件数（件）	5	9	9
虐待と判断した件数（件）	5	7	7
分離を行った件数（件）	1	3	2

〈虐待防止啓発講座〉

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
市民講座（件）	1	0	1

■今後の方向性

- ・高齢化に伴い、今後も虐待対応件数の増加が見込まれます。地域包括支援センターや関係機関と連携・協力して、虐待防止に努めます。また、虐待発生時には緊急性をもち、早期対応に努めます。

②配食サービス事業

■事業内容・目的

- ・日常生活を営むのに支障があり、食事に不自由している要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者等に対し食事を宅配することにより、長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、食生活の改善及び健康保持、並びに安否の確認を行っています。

※対象者：ア. おおむね 65 歳以上の単身世帯

イ. 高齢者（65 歳以上）世帯

ウ. ア、イに準ずる世帯

エ. 身体障害者

※内 容：毎週月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）の昼食及び夕食の宅配

■現況と課題

- ・高齢者の増加に伴い、支給対象者数は増加傾向にあります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
利用者数（人）	370	424	449

■今後の方向性

- ・高齢化に伴い、今後も利用者数が増える見込みであり、高齢者の安否確認としても有効な施策であることから、引き続き事業を推進します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数（人）	475	500	525

③緊急通報システム事業

■事業内容・目的

- ・ひとり暮らし高齢者等の緊急時における連絡体制を確保し、不安の解消及び救護を行い、緊急時には警備会社又は受信センターに通報・連絡し、万一の安全を確保します。

※対象者：ア. おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者

イ. 高齢者世帯で緊急性のある病気をもつ方

ウ. 身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者

■現況と課題

- ・設置者数は増加傾向にあります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
設置者数（人）	301	322	347
消防署に通報し救急車を手配した件数（件）	14	16	18
通報システムに相談のあった件数（件）	282	325	391

■今後の方向性

- ・緊急対応ツールとして機能しており、引き続き事業を推進します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
設置者数（人）	372	397	422

④ひとり暮らし登録

■事業内容・目的

- ・65 歳以上のひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等の情報を、警察署・消防署・社会福祉協議会・民生委員・町内会役員等と共有し、日常の見守り活動や緊急時に迅速・的確な対応ができるよう登録する制度です。

■現況と課題

- ・新規登録者数は増加しています。
- ・ひとり暮らし高齢者数が増加傾向にあることから、制度の必要性を啓発するとともに一層の登録勧奨が必要です。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
登録者数（人）	1,840	1,917	2,066

■今後の方向性

- ・今後も地域関係機関と連携し、登録を勧奨するとともに、緊急時には迅速に対応します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
登録者数（人）	2,100	2,150	2,200

⑤救急医療情報キット配布事業

■事業内容・目的

- ・緊急時に必要な救急医療情報を保管する「救急医療情報キット」を配布し、個人の医療情報を容易な方法で自宅に保管することにより、万一の救急時に備えて、在宅において安心して生活できる環境を整備することを目的としています。

※対象者：ア. 清須市に居住し、住民基本台帳に記載されている 65 歳以上のひとり暮らしの方
イ. その他、市長が必要と認める方

■現況と課題

- ・新規配布者数は増加しています。
- ・緊急時の対応を迅速に行うため、関係機関と情報共有を行い、連携を図ります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
配布者数（人）	1,366	1,478	1,640

■今後の方向性

- ・ 緊急対応ツールとして機能しており、引き続き事業を推進します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
配布者数（人）	1,740	1,840	1,940

⑥高齢者への見守り事業

■事業内容・目的

- ・ 高齢者を地域で見守っていく体制を構築するため、市内事業者による見守り活動や、行方不明となった場合に、家族などからの依頼により、その方の身体的特徴や服装等の情報を「清須市すぐメール※」により市民や協力者に対しメールで配信しています。

※清須市すぐメール：清須市から災害時緊急情報、防犯・不審者情報、高齢者徘徊検索情報等がメール登録者に配信されます。

■現況と課題

- ・ 事業者による見守り活動では、市内の 46 事業者が登録しており、事業者数は横ばい傾向にあります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
見守り活動事業者（数）	48	46	46
清須市すぐメール登録者数（人）	12,581	12,899	13,257

■今後の方向性

- ・ 今後も活動事業者と連携し、引き続き事業を推進します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
見守り活動事業者（数）	50	52	54

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な方が認知症になることなどを含め、多くの方にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、症状に応じた適切なサービス体制の構築を図ります。

また、認知症に関する理解の促進や情報提供に際しては、より多くの情報が届くよう手段の改善に努めます。施策の実施にあたっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される国と地方公共団体との役割分担等を踏まえ、地域の実情に応じて必要な対応を行います。

①認知症初期集中支援推進事業

■事業内容・目的

- ・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としています。
- ・認知症サポート医の指導の下、複数の専門職が家族などの訴えにより認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

■現況と課題

- ・認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（清須市オレンジサポートチーム）を設置しています。
- ・地域包括支援センター等の相談窓口の普及啓発を引き続き行うとともに、事業者及び市民に啓発を行う必要があります。
- ・毎月チーム員会議を開催し、効果的にチームが機能するよう取り組んでいます。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
対応件数（件）	3	2	4
医療・介護サービスにつなげた割合（％）	75	100	100

■今後の方向性

- ・認知症初期集中支援チームとして、地域包括支援センター、主治医、事業所等の関係機関と連携を図り、効果的にチームが機能するよう取り組んでいきます。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
対応件数（件）	5	6	7
医療・介護サービスにつなげた割合（％）	100	100	100

②認知症地域支援推進員等設置事業

■事業内容・目的

- ・医療機関や介護サービス及び地域の関係機関とのネットワークを構築し、認知症の方やその家族を支援する相談事業等を行う認知症地域支援推進員を配置しています。

■現況と課題

- ・認知症地域支援推進員を配置し、嘱託医等の医療的見地からの助言を得て、認知症の症状に応じた介護や権利擁護等のサービスの提供、総合相談を実施しています。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
認知症に関する相談件数（件） ※推進員以外の者による相談件数を含む。	614	975	1,400

■今後の方向性

- ・市及び地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を複数配置し、認知症の症状に応じた介護や権利擁護等のサービスの提供、総合相談を促進します。
- ・困難事例は認知症初期集中支援チームにつなぎ関係機関と調整を図り、早期対応に努めます。
- ・認知症地域支援推進員が関係機関と連携し、認知症の本人及び家族の意見を取り入れ、地域における「共生」の基盤の下、通いの場の拡大等「予防」の取り組みを促進します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
認知症に関する相談件数（件） ※推進員以外の者による相談件数を含む。	1,500	1,600	1,700

③認知症ケア向上推進事業

■事業内容・目的

- ・行動・心理症状などの対応困難な事例に関するアドバイスの実施、並びに家族及び地域住民が認知症に関する知識を習得・情報交換する場の提供を行うなど、認知症ケアの向上推進を図ることを目的とします。

■現況と課題

- ・認知症の方を支える取り組みや繋がりを支援し、認知症の方の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の方とその家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」等を設置しています。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
認知症カフェ設置数 (か所)	3	3	3

■今後の方向性

- ・「認知症カフェ」について広く市民に啓発するとともに、認知症に関するイベントの開催や運営の支援を行います。
- ・多職種の集まる認知症キャラバン・メイト連絡会や勉強会、多職種協働の会議等で認知症施策について啓発を図ります。
- ・認知症サポーターが、家族介護者交流カフェ等で認知症の方や家族に触れあう機会を提供し、見守り体制の構築を図ります。
- ・認知症状の進行状況に応じて、どのような医療・介護等を利用することができるのかなどの情報をまとめた認知症ケアパスの普及を行います。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
認知症カフェ設置数 (か所)	3	3	3

④認知症サポーター養成講座の実施

■事業内容・目的

- ・ 認知症を正しく理解し支援する方を通じて、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを目指します。講習やグループワークを行うことで認知症への理解を深めます。

※対象者：認知症を理解し、地域で支えることに関心のある市民

■現況と課題

- ・ 認知症サポーター養成講座の受講者数は次のとおりです。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
開催数(回)	4	9	12
養成数(人)	135	210	300
一般市民	71	50	170
小中学生	64	160	110
職域	0	0	20
平成18年度からの累計数(人)	8,899	8,959	9,259

■今後の方向性

- ・ 今後、一般市民以外にも、企業等の職域においても認知症サポーターが増えるように養成講座を実施するとともに、認知症に関するイベントなど様々な場で活躍してもらえる体制づくりに努めていきます。
- ・ 認知症サポーターが個人で自主的に行ってきた活動を前進させ、認知症サポーターと認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズを結びつける取り組みを進めていきます。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
開催数(回)	15	16	17
養成数(人)	320	340	360
平成18年度からの累計数(人)	9,579	9,919	10,279

⑤認知症高齢者等への見守り事業

■事業内容・目的

- ・認知症高齢者等を地域で見守っていく体制を構築するため、行方不明となった場合には早期に発見、保護する体制として事前登録制度を行っています。また、認知症サポーターが犬の散歩時に見守り活動を行うパトロール DOGS や、個人賠償責任保険事業、見守りシール交付事業など、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう支援しています。

※個人賠償責任保険事業：認知症の人が事故により他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊した際に被る損害賠償責任を補償するもの

※認知症高齢者等見守りシール交付事業：二次元コード付きシールを認知症高齢者等の衣服に貼り、行方不明となった場合には発見者が二次元コードを読み取ることで保護者に連絡が入る「見守りシール」の交付事業

■現況と課題

- ・2021（令和3）年10月から、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業、2023（令和5）年5月からは、新たに認知症高齢者等見守りシール交付事業を開始しました。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
認知症高齢者等事前登録者数（人）	59	95	110
パトロール DOGS 登録者数（人）	15	20	26
個人賠償責任保険事業登録者数（人）	46	77	90
認知症高齢者等見守りシール交付事業登録者数（人）	—	—	18

■今後の方向性

- ・すべての世代へ各事業の啓発を行い、広く地域の人々が認知症に対する知識を深め、認知症高齢者等を見守ることの大切さを理解してもらえるよう、啓発していきます。
- ・「愛知県認知症高齢者徘徊 SOS 広域ネットワーク」を活用し、県内外の自治体と連携を図り、捜査協力を行います。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
認知症高齢者等事前登録者数（人）	120	130	140
パトロール DOGS 登録者数（人）	35	40	45
個人賠償責任保険事業登録者数（人）	125	135	145
認知症高齢者等見守りシール交付事業登録者数（人）	25	35	45

通いの場は、高齢者が積極的に参加することで、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持、また認知症の発症を遅らせる可能性があるだけでなく、継続的な活動を通じて培われたネットワークを活用した地域づくりの発展も期待されます。生活支援コーディネーター※や地域包括支援センターとの連携を強化することで、地域の身近な場所における通いの場の活動を支援します。

※生活支援コーディネーター：生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘などの地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う人。

■事業内容・目的

- ・地域の通いの場が充実し、多くの高齢者が参加することで地域活動が活性化するとともに、継続的な運動などによるフレイル予防等の実施により、可能な限り介護とならない状態を維持することができます。

■現況と課題

- ・地区ごとに、いこまいか教室や健康づくりリーダーによる運動教室などの開催状況に隔たりがあります。
- ・今後、ボランティアの高齢化も懸念されることから、新しい担い手の育成が必要です。
- ・多様化する高齢者のニーズに対応した通いの場を拡充していくことが必要です。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
いこまいか教室 団体数（団体）	23	25	26
西枇杷島地区	1	1	1
新川地区	8	8	9
清洲地区	8	10	10
春日地区	6	6	6
健康づくりリーダーの登録者数（人）	29	29	29

■今後の方向性

- ・継続的に高齢者が望む活動を続けることができるよう、リハビリテーション専門職を通いの場に派遣し、活動の活性化及び効果的な運動方法などのアドバイスを行います。
- ・官学連携事業等を活用し、介護予防の正しい知識を有したボランティアを育成し、活動の運営を支援します。
- ・地域の様々な通いの場を把握するとともに、身近な地域の通いの場を高齢者が利用できるよう体制を整えていきます。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
いこまいか教室 団体数（団体）	27	28	29
西枇杷島地区	2	3	3
新川地区	9	9	9
清洲地区	10	10	11
春日地区	6	6	6
健康づくりリーダーの登録者数（人）	30	30	30

家庭内には、認知症高齢者の見守り、高齢者虐待、高齢者の介護を理由とする離職、その他高齢者の介護を担うヤングケアラーの存在等、多様で複合的な福祉課題が存在しています。対象者の属性に限定されない複合的な相談支援体制の充実などにより、多様な課題を有する家族介護者への支援を充実します。

①包括的相談支援体制の強化・窓口の周知

■事業内容・目的

- ・高齢者を取り巻く複合的な福祉課題に対し、関係機関との連携の強化により包括的に支援します。
- ・高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを周知し、相談しやすい体制を整備します。

■現況と課題

- ・地域や家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に課題に対応できないケースが増加しています。

■今後の方向性

- ・多職種による連携、課題の共有や検討を行い、複合的な福祉課題に対応する支援体制の強化を図ります。
- ・地域に密着した地域包括支援センターを目指し、周知を図り認知度を向上させます。

②任意事業（地域支援事業）

ア．家族介護者交流事業

■事業内容・目的

- ・在宅で高齢者等を介護している方が、日頃の悩みを相談し、介護の知識及び技術の習得、並びに情報を共有することにより、相互に交流しリフレッシュを図ることを目的として開催します。

■現況と課題

- ・参加者数は、ほぼ横ばい傾向にあります。
- ・介護負担を和らげるような精神的ケアを行うと同時に、介護者の離職を0にする取組が必要です。

【実績値】

		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
家族介護者交流 カフェ	開催数（回）	12	12	12
	延べ参加者数 （人）	56	76	80
介護者リフレッ シュ事業	延べ参加者数 （人）	9	10	13
介護講座	延べ参加者数 （人）	15	52	25

■今後の方向性

- ・介護者同士の交流、情報交換、リフレッシュの機会として、家族介護者交流カフェ・介護講座やリフレッシュ事業を開催します。
- ・介護経験者をボランティアとして募集し、運営の協力とともに、経験者の立場から、現在介護をしている方のお話を傾聴したり、アドバイスをすることで相談者自身が介護負担の軽減を図れるよう努めます。

【計画値】

		2024 年度	2025 年度	2026 年度
家族介護者交流 カフェ	開催数（回）	12	12	12
	延べ参加者数 （人）	80	80	80
介護者リフレッ シュ事業	延べ参加者数 （人）	15	20	20
介護講座	延べ参加者数 （人）	40	50	50



2 元気が出る健康なまち

2-1

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援認定者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

①介護予防・生活支援サービス事業

ア. 訪問型サービス

■事業内容・目的

- ・要支援認定者等に対し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

■現況と課題

- ・ヘルパー等の専門職が対応しなくてもよい家事支援などの軽度な生活支援サービスのニーズが高くなることから、多様なサービスに対応できる人材の確保が必要となります。

【実績値】利用件数（件）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
生活支援訪問サービス（指定）	9,600	9,365	9,340
家事サポートサービス（委託）	853	796	616

■今後の方向性

- ・多様なサービスを提供できるよう人材の育成・確保に努めていきます。

【計画値】利用件数（件）

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
生活支援訪問サービス（指定）	9,396	9,788	9,823
家事サポートサービス（委託）	643	670	672

イ. 通所型サービス

■事業内容・目的

- ・入浴、排せつ、食事の介護の日常生活上の世話や機能訓練等を行います。また、軽度の要支援認定者等が少しでも長く自宅で自立した生活が送れるよう、短期集中型の機能訓練等に特化したサービスを提供します。

■現況と課題

- ・基準を緩和したサービス、短期集中サービスを実施しており、ニーズに応じたサービスを提供していく必要があります。

【実績値】利用件数（件）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
生活支援通所サービス（指定）	12,535	12,091	12,262
短期集中サービス（委託）	1,625	1,951	1,786

■今後の方向性

- ・多様なサービスを利用者の状況に合わせて適切に提供できるよう、今後も引き続きサービスの拡充を図ります。

【計画値】利用件数（件）

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
生活支援通所サービス（指定）	12,799	13,333	13,381
短期集中サービス（委託）	2,143	2,237	2,330

ウ. 介護予防ケアマネジメント

■事業内容・目的

- ・要支援認定者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

■現況と課題

- ・介護予防と自立支援の視点を踏まえて、対象者の心身の状況や環境に応じた多様なニーズに対応していく必要があります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
ケアマネジメント数（件）	2,177	2,040	1,918

■今後の方向性

- ・要支援認定者等に対し、総合事業によるサービスを適切に提供できるように情報収集やアセスメント等、ケアマネジメントを継続して行います。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
ケアマネジメント数 (件)	2,002	2,086	2,094

②一般介護予防事業

ア. 介護予防普及啓発事業

■事業内容・目的

- ・地域活動組織等に対し、介護予防に関する知識・情報等の普及啓発を推進します。

■現況と課題

<清須市民げんき大学（官学連携事業）>

- ・市内にあるリハビリ職養成学校の愛知医療学院大学との官学連携事業を実施しています。本人の介護予防に関する知識の習得のほか、地域活動ができる人材の育成を行います。
- ・卒業生を対象に同窓会を開催し、介護予防に関する知識のステップアップ講座や交流会を実施しています。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
開催数（回）	14	15	16
参加延べ人数（人）	337	279	402

<やろまいか教室>

- ・体育館等大規模な会場で実施する運動教室を市内2か所で開催しています。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
開催数（回）	81	78	85
参加延べ人数（人）	2,573	3,156	4,022

<チャレンジ教室>

- ・タブレットを利用し会話を楽しみながら脳トレを行う教室を市内4か所で開催しています。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
開催数（回）	147	129	132
参加延べ人数（人）	2,815	2,945	3,227

<つながろまいか教室>

- ・軽運動とスマートフォンの操作講習を開催し、スマートフォンの利用に不安のある高齢者に対し、介護予防とデジタル活用支援者の養成をしています。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
開催数（回）	—	—	24
参加延べ人数（人）	—	—	275

■今後の方向性

- ・新規の方を受け入れやすいような環境を検討していく必要があります。
- ・今後、事業の評価を行い、より効果的な事業の展開を図っていきます。
- ・清須市民げんき大学卒業生を中心としたボランティア活動との連携を図っていきます。
- ・つながろまいか教室卒業生を中心に、サロン等で他の高齢者に対してデジタル支援が実践できる人材の育成をしていきます。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
介護予防普及啓発事業の参加延べ人数（人）	8,000	8,050	8,100

イ．地域介護予防活動支援事業

■事業内容・目的

- ・地域における介護予防を推進するため、介護予防ボランティアの育成や介護予防に資する地域活動組織を支援します。

■現況と課題

- ・住民自らの運営による介護予防教室（いこまいか教室）にインストラクターを派遣しています。
- ・市民自ら介護予防に関する意識を高められるよう啓発が必要です。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
参加延べ人数（人）	13,407	13,603	19,404
介護予防活動支援団体数（か所）	23	25	26

■今後の方向性

- ・今後、事業の評価を行い、より効果的に事業が展開できるように検討するとともに、地域での活動の重要性を啓発し、支援します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
参加延べ人数（人）	20,380	21,360	22,260
介護予防活動支援団体数（か所）	27	28	29

ウ. 地域リハビリテーション活動支援事業

■事業内容・目的

- ・地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリテーション専門職を派遣し、ケアマネジメントの助言及び通いの場の充実を図ります。

■現況と課題

<介護予防ケアマネジメント支援事業>

- ・2021（令和3）年度から地域包括支援センターの訪問時にリハビリテーション専門職と同行訪問し、適切なサービスに繋げるための判断材料を提示するなど、ケアマネジメントの質の向上を図っています。
- ・利用者が少ないため事業の啓発が必要です。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
参加延べ人数（人）	2	1	2

<住民主体運動教室等活動支援事業>

- ・各団体の活動内容を把握し、それぞれの活動に即した支援が求められます。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
参加延べ回数	4	16	10

■今後の方向性

- ・高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施として、多職種で連携し低栄養、口腔機能についての正しい知識をもち、健康の維持増進につながるよう支援していきます。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
介護予防ケアマネジメント支援事業参加延べ人数（人）	5	10	15
住民主体運動教室等活動支援事業参加延べ回数	15	20	25

85歳以上の高齢者の増加に伴い、医療・介護サービスを必要とする要介護3以上の重度認定者が増加することや、地域医療構想による病床の機能分化により、在宅医療介護連携のニーズは今後より高まっています。地域の医療・介護資源の把握、入退院時の連携、看取りや認知症への取り組みの強化を図るため、今後も引き続き医師会などの関係機関と連携し、課題への対応策を検討・実施していきます。

■事業内容・目的

- ・在宅医療・介護の連携推進業務は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供します。今後も引き続き医療機関と介護事業所等関係者と協働・連携を推進していきます。

■現況と課題

- ・在宅医療患者等の診療情報について、事業所間を結ぶネットワークで共有することで多職種連携を図り、対象者に質の高い医療・介護サービスを提供することを目的にきよすレインボーネット（電子@連絡帳）を活用しています。
- ・「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」に沿って4つの場面（「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」）を意識して、PDCAサイクルに沿って在宅医療・介護連携に取り組んでいます。
- ・尾張中部地域在宅医療・介護連携推進協議会で、救急医療情報キットを作成し、対象者を広げるよう配布しています。
- ・地域における現状の社会資源を正確に把握し、住民のニーズに基づき、地域のめざすべき姿はどのようなものかを考えた上で、医療・介護関係者との協働・連携を円滑に進めることで、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進していく必要があります。

■今後の方向性

- ・本人の意思を尊重し、医療・介護のサービスが切れ目なく高齢者に提供できるように多職種の連携を図っていきます。
- ・尾張中部地域在宅医療・介護連携推進協議会で作成した救急医療情報キットを必要とする方が活用できるように啓発していきます。
- ・市民にアドバンス・ケア・プランニング※に関する知識を深められるように啓発していきます。
- ・高齢者の市外医療機関への通院・入院が多いことから、市外の医療機関と介護連携が円滑に行えるよう体制整備を進めていく必要があります。

※アドバンス・ケア・プランニング：もしものときのために、本人が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組のこと。「人生会議」とも呼ばれています。

<在宅医療・介護連携推進事業のあり方>



※1：市町村単独での相談窓口設置が困難な場合は、柔軟な対応も検討

<救急医療情報キット・医療情報記録用紙>

冷蔵庫に備えて安心

救急医療情報キット

準備・活用しましょう

① 冷蔵庫に備える

② 緊急時、冷蔵庫を開けてキットを確認する

③ キットを確認する

④ 救急隊や医療機関に情報を伝える

尾張中部地域在宅医療・介護連携推進協議会（清須市・北名古屋・豊山町）

医療情報記録用紙

令和 年 月 日記入

ふりがな	
氏 名	男 ・ 女
生年月日	（ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ） 年 月 日

緊急連絡先 [緊急連絡先として記入したことを、お伝えしておきましょう]

※ご親族・すぐに駆け付けてくれる近隣の親しい方・夜間でも連絡の取れる方など

ふりがな	続 柄
氏 名	
電話番号	（ 同居 ・ 別居 ）
住 所	

ふりがな	続 柄
氏 名	
電話番号	（ 同居 ・ 別居 ）
住 所	

治療中の病気のこゝ ※通院、入院したことがある病院への搬送を約束するものではありません

通院している医療機関はどこですか？	医 院 ・ 病 院	科
飲んでいる薬はありますか？	ない ・ ある ⇒ 薬局で発行される「薬剤情報提供書」を一緒に保管しましょう	
入院したことはありますか？	ない ・ ある ⇒ 病 院	科
	病名：	いつ頃：

その他 ※アレルギー情報など、救急時に役立つ情報を記入

--

※介護サービスを利用している方はご記入ください

ケアマネジャーの事業所名
ケアマネジャーの氏名前
連絡先電話番号

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

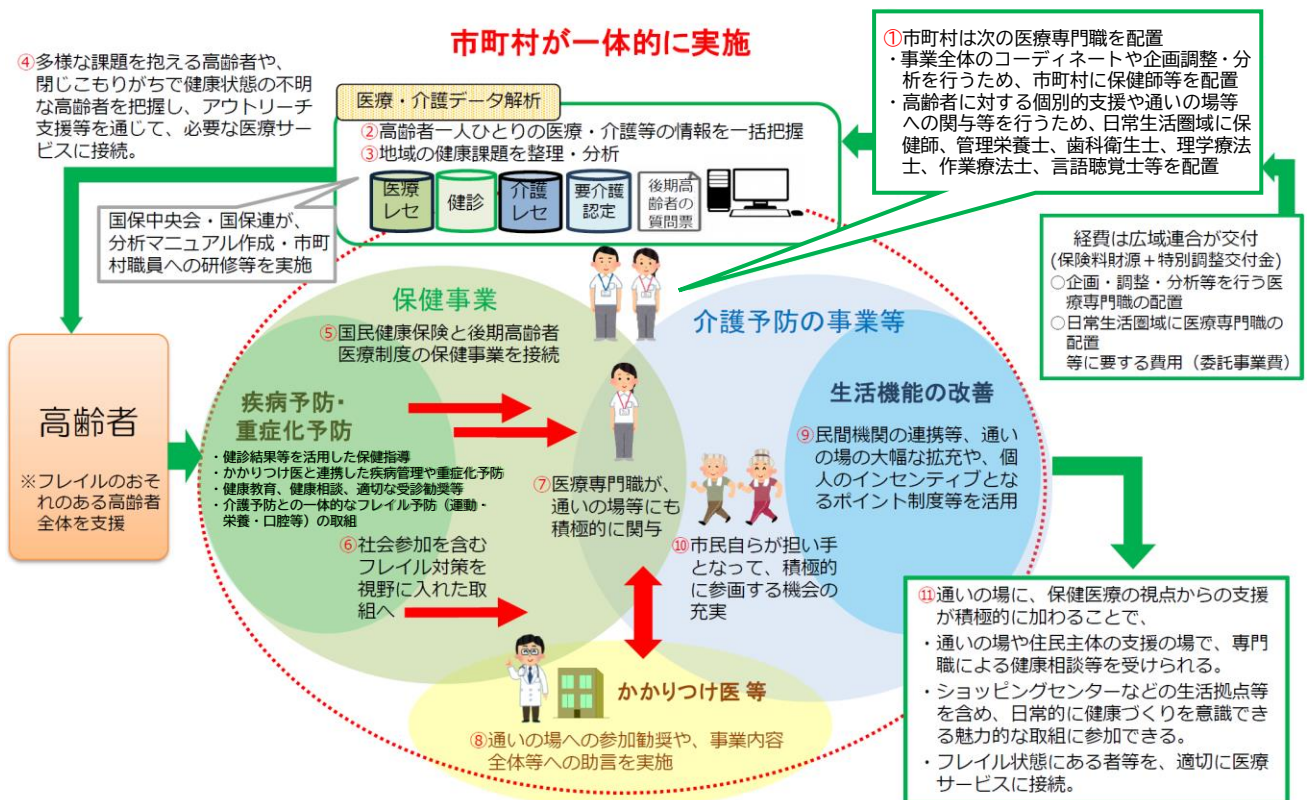
身体的虚弱性や複数の慢性疾患、また、認知機能や社会的なつながりの低下といった後期高齢者が抱える多面的な課題に対し、国民健康保険や社会保険等の被用者保険から後期高齢者医療制度に移行した後においても、通いの場で保健指導等を実施することにより社会参加を含めフレイル予防の取り組みを実施します。

■事業内容・目的

- ・75歳以上の高齢者に対する保健事業を介護保険の地域支援事業※と一体的に実施することができるよう、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握し、地域の健康課題を整理・分析します。また、閉じこもりがちな高齢者へのアウトリーチ支援等を行うとともに、通いの場において保健師等の医療専門職を派遣し、フレイル対策を視野に入れた取り組みや保健指導・生活機能向上に向けた支援を行います。

※地域支援事業：高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業からなっています。

<高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施>



■現況と課題

- ・ いこまいか教室等に保健師等が出向き、後期高齢者の質問票を活用し、健康講話などを行っています。
- ・ 保健事業と介護予防の一体的実施を今後行っていくため、地域ごとの健康課題を抽出し、介護予防に効果的な内容の保健指導等を行っていく必要があります。

■今後の方向性

- ・ 後期高齢者質問票の回答や健診結果からデータの分析を行い、地域ごとの健康課題を把握します。いこまいか教室のみならず地域のさまざまな通いの場において、フレイル予備軍を把握し、地域の医療機関等と積極的な連携を図り、かかりつけ医などからの助言や指導を得るとともに、保健指導や生活機能向上に向けた支援を行います。



3 安全で安心なまち

3-1

住み慣れた在宅生活への支援

①包括的支援事業（地域支援事業）

ア．総合相談支援

■事業内容・目的

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護保険のサービスにとどまらず地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげていく支援を行います。

■現況と課題

- ・相談件数は増加傾向にあります。
- ・相談内容が多様多様となり、解決が困難なケースに対応していくために、関係機関との連携を強化していく必要があります。
- ・2022（令和4）年6月に地域包括支援センターを増設したことで、相談件数が増加し今後も相談件数の増加が見込まれます。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
総合相談件数（件）	11,060	16,351	17,000

■今後の方向性

- ・関係機関とのネットワークを活用し、必要な制度の利用に適切に繋がっていきます。
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、多機関の協働による包括的支援体制の構築を推進します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
総合相談件数（件）	17,500	18,000	18,000

イ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

■事業内容・目的

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・地域の関係機関等の連携、並びに在宅と施設の連携等、地域において多職種相互の協働により支援します。
- ・個々の高齢者の状況や変化に応じて主任介護支援専門員が中心となり包括的かつ継続的に支援するケアマネジメントを行い、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

■現況と課題

- ・包括支援センターが2ヶ所になり、相談件数が増加し、困難事例も増加していく中で、介護支援専門員の資質の向上や適切な指導が必要になるとともに、関係機関との連携が必要です。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
包括支援センターへ介護支援専門員からの相談対応件数（件）	564	718	800

■今後の方向性

- ・高齢者に対する様々な支援が包括的・継続的に実施されるように、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
包括支援センターへ介護支援専門員からの相談対応件数（件）	850	900	950

②介護用品支給事業

■事業内容・目的

- ・介護用品を使用している在宅寝たきり高齢者等に対して、介護用品を支給することにより、その介護者の負担を軽減することを目指し、紙おむつ等の介護用品を必要な高齢者に支給します。（病院に入院している場合も利用可能。ただし、介護保険施設入所者を除く）

※対象者：おおむね 65 歳以上で、要介護認定において要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 であると認定を受けた常時介護用品の使用が必要な人のうち、市民税非課税世帯の方

■現況と課題

- ・利用者数は増加傾向にあります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
支給者数（人）	130	136	138

■今後の方向性

- ・紙おむつ等介護用品が必要な要介護３以上の市民税非課税世帯の方に、今後もサービスを継続的に提供します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
支給者数（人）	140	145	150

③在宅老人ショートステイ事業

■事業内容・目的

- ・日常生活に支障がある高齢者を介護している家族が、疾病にかかるなどの緊急やむを得ない理由により居宅における介護ができない場合などに、当該高齢者を一時的に特別養護老人ホームに入所させ、生活習慣の指導や体調の管理を図ります。
- ・養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合に、高齢者を一時的に特別養護老人ホームに入所させることにより、保護します。

※対象者：おおむね 65 歳以上の人で在宅の虚弱高齢者
（介護保険の認定申請を行い、非該当となった方）

※入所期間：7 日以内

■現況と課題

- ・虐待等入所が必要な方への迅速な対応が重要です。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
利用者数（人）	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0

■今後の方向性

- ・高齢化に伴い虐待件数の増加が見込まれるため、引き続き事業を継続します。

④老人福祉車等購入費補助金交付事業

■事業内容・目的

- ・歩行困難な高齢者が、老人福祉車、老人杖の購入に要する経費に対し、補助金を交付しています。

※対象者：おおむね 65 歳以上の高齢者で外出の際に老人福祉車、老人杖等を必要とする方

■現況と課題

- ・老人福祉車と老人杖の合計の利用者数は、やや減少傾向にあります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
老人福祉車（台）	28	26	20
老人杖（本）	25	19	26

■今後の方向性

- ・歩行困難な高齢者の福祉の増進を図るため、今後も事業を継続します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
老人福祉車（台）	20	20	20
老人杖（本）	26	26	26

※日常生活用具給付等事業及び寝具洗濯乾燥事業は実績が少なく、また介護保険サービスで代替えできる事業があるため、2024 年（令和 6 年）3 月 31 日をもち、事業を廃止しました。

①エアコン購入費等補助金事業

■事業内容・目的

- ・熱中症予防のため、市民税が非課税である高齢者のみの世帯を対象に、新たにエアコンを購入及び設置する費用の一部に対して、補助金を交付します。

※対象者：65歳以上の高齢者のみの世帯かつ全世帯員が市民税非課税であって、居住している住宅にエアコンが設置されていない方

■現況と課題

- ・2022（令和4）年度より開始した事業で、利用者数は2023（令和5）年度は減少する見込みです。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
利用者数（人）	-	5	2

■今後の方向性

- ・高齢者が制度を利用できるよう、制度周知に努め利用者数の増加を目指します。

【計画値】

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
利用者数（人）	6	6	6

※老人住宅改善費補助金は、介護保険サービスと事業内容が重複するため、2024 年（令和6年）3月31日をもち、事業を廃止しました。

①老人保護措置

■事業内容・目的

- ・身体的、環境的及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者が養護老人ホームに入所することにより、生活の安定を図ります。

■現況と課題

- ・入所者は、ほぼ横ばい傾向にあります。

【実績値】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
入所者数（人）	5	4	4

■今後の方向性

- ・今後も必要に応じた支援に努めます。

2019 年（令和元）年台風第 19 号等による災害を踏まえ、2021 年（令和 3）年 5 月に災害対策基本法の一部改正が行われ、「清須市地域防災計画」に基づき、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方（要配慮者）の中で、自ら避難することが困難で避難に支援を要する方（避難行動要支援者）を対象に、避難等に必要な事項を記載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。避難行動要支援者等の避難支援を行うために、対象者の方に対する個別避難計画の策定を支援していきます。

今後も、引き続き対象者の名簿への登録を促進するとともに、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町内会等と情報共有・連携を図りつつ、災害時に備える取り組み（迅速かつ的確な安否確認・避難支援のための訓練、日常的な見守り対策等）の実施に努めます。

①民生委員等との連携強化

2023（令和 5）年 10 月末現在、市内 4 地区 83 人の民生委員・児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員活動における見守り活動は、地域で日頃から見守りを必要とする人に対して自宅訪問等を行い、特に災害や警報時には、地域住民の方とともに対象者の支援に努めています。

今後も、市は災害時に見守りが必要な高齢者等に対して、民生委員・児童委員との連携を図り、連絡や報告等に万全な対応に努めます。

②避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の策定と対策の推進

避難行動要支援者名簿に基づき、2026（令和 8）年度までに個別避難計画を策定し、災害時要援護者（高齢者）の安否確認や避難誘導等の支援が行えるよう、日常から地域と協力して対策等を進めます。

③福祉避難所等開設

要配慮者等を対象に、アルコ清洲を「地域福祉避難所（二次避難所）」として開設します。また、地域福祉避難所とは別に協定締結している特別養護老人ホーム等を、必要に応じ「福祉避難所」として開設します。

④災害に対する備え

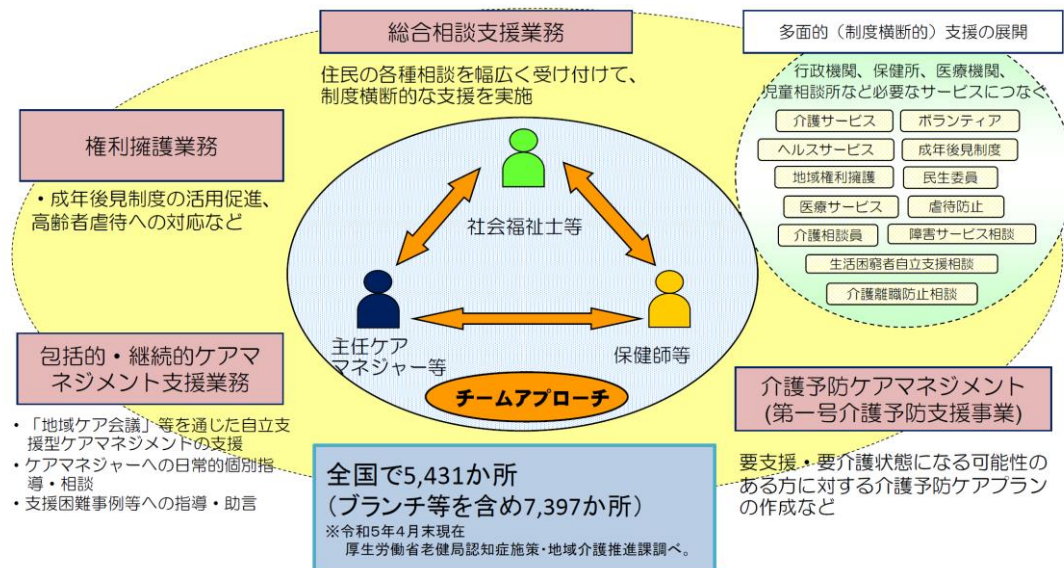
2024（令和 6）年度より事業所に義務化された業務継続計画（BCP）について、介護事業所等に策定の周知を行うとともに、必須となる研修や避難訓練の実施、災害啓発活動に努めます。

⑤感染症に対する備え

災害時に円滑に事業所運営ができるよう、平常時から情報伝達の確認をするとともに、感染症に対しても、きよすレインボーネット等を活用し、迅速に情報提供が行えるような体制づくりに努めます。

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、要介護者等を含めた高齢者に関するあらゆる情報が集約され、地域の高齢者を把握することから始まり、ネットワークを活用し個々の高齢者の課題を解決していく地域包括ケアシステムの中核機関です。今後、役割がさらに増加することから、高齢者やその家族にとって身近な存在として寄り添った支援ができるよう、2022（令和4）年6月に1か所増設し、機能強化を図っています。



■事業内容・目的

- ・地域包括ケアシステムを構築していくには、地域住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たす地域包括支援センター（以下センターという。）の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要です。

■現況と課題

- ・高齢者の増加に伴う課題に対して、今後より一層センターの役割は増大していきます。

■今後の方向性

- ・独居及び高齢者世帯、認知症高齢者等の増加に伴う困難ケースに適切に対応するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種（準ずる者を含む。）によるチームアプローチを行える人員体制を整備します。
- ・公平・中立な立場から市の施策との一体性を保ちながら運営を行えるよう、行政や関係機関との連携体制の強化を図ります。
- ・国の指標に基づき、評価結果を類似団体と比較するとともに、圏域ごとの特徴の把握に努めます。

【清須市地域包括支援センター設置数】

介護保険事業計画	第3期～第7期	第8期～
設置数（箇所）	1	2

○清須市地域包括支援センター・・・・・・・・清洲圏域・春日圏域

○清須市地域包括支援センターさわやか・・・西枇杷島圏域・新川圏域

3-6

高齢者の権利擁護

①権利擁護

■事業内容・目的

- ・高齢者が生活に様々な困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センター及び2023（令和5）年6月に開設した成年後見支援センターを中心として近隣住民、民生委員、ボランティア、介護支援専門員、弁護士、司法書士、社会福祉士等と連携を図り、地域連携ネットワークを構築することで、専門的・継続的な支援を行います。

■現況と課題

- ・相談件数は増加傾向にあります。
- ・近年複合的な課題を抱えた相談が増加傾向にあり、特に虐待に関して一つの事案に対する相談件数が増加しています。今後も関係機関との連携を図る必要があります。

【実績値】

相談内容	2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
お金に関すること	376	376	390
虐待（疑い含む）	239	279	524
成年後見制度	246	211	576
消費者被害	11	11	4
身元保証	48	44	36
相談件数（延べ・件）	920	921	1,530

※成年後見制度の2023年度には、2023（令和5）年に開設した成年後見支援センターの相談件数を含みます。

■今後の方向性

- ・高齢者が生活に様々な困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を図り、専門的・継続的に必要な支援を行います。

ア. 高齢者虐待、セルフ・ネグレクトへの対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、地域包括支援センター等と連携を図り、適切な対応を行います。

イ. 消費者被害防止

消費者被害を未然に防止するため、市の消費生活相談員や警察等から情報を収集し、民生委員・介護支援専門員・訪問介護員等に必要な情報を提供します。また、消費者被害の事例を把握した場合は、関係機関と連携して対応します。

ウ. 認知症高齢者・行方不明者への対応

認知症に関する正しい理解を促進し、認知症になっても安心して暮らせる地域を実現するために、地域における啓発活動に積極的に取り組むとともに、行方不明者については、警察と情報共有に努め、迅速に対応します。

エ. 成年後見制度の利用促進

認知症・知的障害・精神障害等の理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金等の財産管理、介護施設等への入所に関する契約、遺産分割の協議をすることが困難です。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するため、成年後見支援センターを中心とした成年後見制度の利用を促進します。



4 介護保険制度の円滑な実施

4-1

介護保険サービスの充実

(1) 介護保険事業に関する基本的な考え方

介護保険制度は、介護を必要とする状態になってもできる限り自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

介護保険は40歳以上の方が加入（被保険者）の対象となり、万一、寝たきりや認知症等により介護が必要となったときに、市に介護認定を申請し、認定されると、認定された介護状態の区分に応じたケアプラン（サービスの利用計画）の作成を居宅介護支援事業者等に依頼し、そのケアプランに基づいてサービスが利用できるようになります。

(2) 介護保険サービス推計の基本的な考え方

介護保険サービスの見込量の算出にあたっては、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、第8期計画期間中の被保険者数、要支援・要介護認定者数、各介護サービスの利用実績の動向を基に、2024（令和6）～2026（令和8）年度、2028（令和10）年度のサービスの見込量を推計します。

地域密着型サービスと施設サービスについては、現在の基盤整備の状況や待機者の状況、アンケート調査に基づく利用ニーズを踏まえるとともに、国の「介護離職ゼロ」の方向性を踏まえた介護サービスの充実のほか、地域医療構想に係る介護サービスの追加的需要を踏まえて、見込量を設定します。

居宅サービスについては、第8期計画期間中の利用実績の動向（受給率の伸び）に基づき推計を行います。

(3) サービス事業量の見込み

①居宅・介護予防サービス

ア. 訪問介護

■事業内容・目的

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の世話などを行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数は増加傾向であり、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
訪問介護	回数／月	13,715	15,189	16,906
	人数／月	386	393	409

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
訪問介護	回数／月	17,609	18,199	18,413
	人数／月	423	434	439

イ. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■事業内容・目的

- ・介護職員、看護師が居宅に浴槽を持ち込んで訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

■現況と課題

- ・訪問入浴介護の利用者数は、年度によって増減があるため、今後の需要に注視し、対応していく必要があります。
- ・介護予防訪問入浴介護は、利用が見られません。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
訪問入浴介護	回数／月	199	165	156
	人数／月	34	31	32
介護予防訪問入浴介護	回数／月	0	0	0
	人数／月	0	0	0

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023年度）の実績を踏まえつつ、2024（令和6）年度以降は利用者数の増加を見込んでいます。
- ・介護予防訪問入浴介護は、直近3か年の実績値から、利用者無しで見込みます。

【計画値】

サービス		2024年度	2025年度	2026年度
訪問入浴介護	回数／月	167	172	175
	人数／月	34	35	36
介護予防訪問入浴介護	回数／月	0	0	0
	人数／月	0	0	0

ウ．訪問看護・介護予防訪問看護

■事業内容・目的

- ・看護師等が医師の指示により居宅を訪問し、寝たきりや病気、障がいのある方の看護を行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数増加傾向であり、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021年度	2022年度	2023年度(見込)
訪問看護	回数／月	2,569	2,718	2,838
	人数／月	209	212	224
介護予防訪問看護	回数／月	344	342	428
	人数／月	47	45	45

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024年度	2025年度	2026年度
訪問看護	回数／月	2,991	3,091	3,113
	人数／月	234	240	242
介護予防訪問看護	回数／月	460	460	477
	人数／月	48	48	50

エ. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■事業内容・目的

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問し、理学療法、作業療法等、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数はやや減少傾向にありますが、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
訪問 リハビリテーション	回数／月	374	307	276
	人数／月	30	25	25
介護予防訪問 リハビリテーション	回数／月	66	43	25
	人数／月	7	4	2

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、2024（令和6）年度以降は利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
訪問 リハビリテーション	回数／月	298	298	308
	人数／月	26	26	27
介護予防訪問 リハビリテーション	回数／月	25	25	25
	人数／月	2	2	2

オ. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■事業内容・目的

- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等が居宅を訪問し、療養上の情報提供、指導及び助言を行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数は増加傾向であり、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
居宅療養管理指導	人数／月	405	418	429
介護予防 居宅療養管理指導	人数／月	39	40	43

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024年度	2025年度	2026年度
居宅療養管理指導	人数／月	444	458	463
介護予防 居宅療養管理指導	人数／月	50	51	52

カ. 通所介護（デイサービス）

■事業内容・目的

- ・介護施設等において、入浴・食事の提供、日常生活上の世話、機能向上訓練等を日帰りで行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数は、増加傾向にあり、今後の需要に注視し、対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021年度	2022年度	2023年度(見込)
通所介護	回数／月	5,916	6,086	6,159
	人数／月	530	551	557

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでおります。

【計画値】

サービス		2024年度	2025年度	2026年度
通所介護	回数／月	6,475	6,531	6,621
	人数／月	575	580	588

キ. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

■事業内容・目的

- ・介護老人保健施設、病院等において、理学療法・作業療法その他必要なリハビリを行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数は、年度によって増減があるため、今後の需要に注視し、対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
通所リハビリテーション	回数／月	1,301	1,221	1,302
	人数／月	158	153	158
介護予防通所リハビリテーション	人数／月	56	53	39

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
通所リハビリテーション	回数／月	1,408	1,414	1,431
	人数／月	165	166	168
介護予防通所リハビリテーション	人数／月	41	42	43

ク. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

■事業内容・目的

- ・介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数は増加傾向であり、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度（見込）
短期入所生活介護	日数／月	2,064	2,100	2,155
	人数／月	139	145	151
介護予防短期入所生活介護	日数／月	29	38	23
	人数／月	6	4	5

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
短期入所生活介護	日数／月	2,491	2,521	2,562
	人数／月	157	159	161
介護予防短期入所生活介護	日数／月	38	38	38
	人数／月	8	8	8

ケ. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

■事業内容・目的

- ・介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、医学的な管理の下で介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。

■現況と課題

- ・短期入所療養介護の利用者数は、年度によって増減があるため、今後の需要に注視し、対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
短期入所療養介護	日数／月	15	5	14
	人数／月	2	1	1
介護予防 短期入所療養介護	日数／月	0	0	0
	人数／月	0	0	0

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、短期入所療養介護は利用者数の横ばいを見込んでおり、需要に応じた提供体制の確保に努めます。
- ・介護予防短期入所療養介護は、直近3か年の実績値から、利用者無しで見込みます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
短期入所療養介護	日数／月	14	14	14
	人数／月	1	1	1
介護予防 短期入所療養介護	日数／月	0	0	0
	人数／月	0	0	0

コ. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■事業内容・目的

- ・自宅で自立した生活を送るため、また介護者の負担を軽減するため、特殊寝台（電動ベッド等）、車イス、エアマット等の貸出しを行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数は増加傾向であり、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
福祉用具貸与	人数／月	736	766	789
介護予防福祉用具貸与	人数／月	271	291	297

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
福祉用具貸与	人数／月	812	835	846
介護予防福祉用具貸与	人数／月	315	322	329

サ. 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

■事業内容・目的

- ・入浴又は排せつの際に必要な福祉用具等の購入費の給付を行います。

■現況と課題

- ・利用者数は年度によって増減があるため、今後の需要に注視し、対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
特定福祉用具購入費	人数／月	13	11	8
特定介護予防福祉用具購入費	人数／月	6	7	4

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の現状維持を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
特定福祉用具購入費	人数／月	12	12	12
特定介護予防福祉用具購入費	人数／月	6	6	6

シ. 住宅改修・介護予防住宅改修

■事業内容・目的

- ・手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行ったときに給付を行います。

■現況と課題

- ・利用者数は年度によって増減があるため、今後の需要に注視し、対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
住宅改修	人数／月	11	9	13
介護予防住宅改修	人数／月	10	9	8

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
住宅改修	人数／月	14	14	15
介護予防住宅改修	人数／月	11	11	11

ス. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■事業内容・目的

- ・利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事・入浴等の日常生活上の支援、機能訓練等を提供するサービスです。

■現況と課題

- ・特定施設入居者生活介護の利用者数は減少傾向、介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数は増加傾向であり、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
特定施設入居者生活介護	人数／月	65	60	57
介護予防特定施設入居者生活介護	人数／月	3	7	12

■今後の方向性

- ・入所の需要を踏まえつつ、利用者数は増加を見込んでおり、提供体制の確保に努めます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
特定施設入居者生活介護	人数／月	63	63	64
介護予防特定施設入居者生活介護	人数／月	14	15	15

セ. 居宅介護支援・介護予防支援

■事業内容・目的

- ・居宅で介護を受ける方の心身の状況や希望などを踏まえ、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービス提供機関等との連絡調整等を行うサービスです。

■現況と課題

- ・利用者数は年度によって増減があるため、今後の需要に注視し、対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
居宅介護支援	人数／月	1,109	1,134	1,117
介護予防支援	人数／月	337	345	345

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、利用者数の増加を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
居宅介護支援	人数／月	1,133	1,171	1,186
介護予防支援	人数／月	364	373	381

②地域密着型サービス

本市の地域密着型サービスの整備状況は、地域密着型通所介護3か所、小規模多機能型居宅介護1か所、認知症対応型共同生活介護3か所、合計7か所となっています。

ア. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■事業内容・目的

- ・重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

■現況と課題

- ・市内にサービス提供事業所はありませんが、若干数の利用が見られます。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数／月	3	3	3

■今後の方向性

- ・サービス提供事業所の市内への整備は見込んでいませんが、今後も若干数の利用を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数／月	3	3	3

イ. 夜間対応型訪問介護

■事業内容・目的

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）が定期的、若しくは緊急時に夜間の訪問を行うサービスです。

■現況と課題

- ・市内にサービス提供事業所はなく、利用は見られません。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
夜間対応型訪問介護	人数／月	0	0	0

■今後の方向性

- ・サービス提供事業所の市内への整備やサービスの利用は見込んでいませんが、今後も需要や事業者の参入意向の把握に努めます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
夜間対応型訪問介護	人数／月	0	0	0

ウ. 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

■事業内容・目的

- ・認知症の高齢者が、デイサービスセンター等の施設に日帰りで通い、入浴や食事、日常生活動作の訓練を受けるサービスです。

■現況と課題

- ・市内にサービス提供事業所はありませんが、若干の利用がみられます。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
認知症対応型 通所介護	回数／月	0	6	18
	人数／月	0	1	2
介護予防認知症 対応型通所介護	回数／月	0	0	0
	人数／月	0	0	0

■今後の方向性

- ・今後も需要や事業者の参入意向の把握に努めます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
認知症対応型 通所介護	回数／月	18	18	18
	人数／月	2	2	2
介護予防認知症 対応型通所介護	回数／月	0	0	0
	人数／月	0	0	0

エ. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

■事業内容・目的

- ・居宅での生活の継続支援を目的として、「通い」を中心に「泊まり」「訪問」を組み合わせ提供サービスです。
- ・要介護者の心身の状況や環境に応じて、居宅又はサービスの拠点への通い、若しくは短期間宿泊することができ、その拠点において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けられます。

■現況と課題

- ・市内には、サービス提供事業所が1か所整備されており、利用者数は概ね増加傾向であり、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
小規模多機能型 居宅介護	人数／月	19	19	26
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人数／月	5	4	4

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、本計画期間中における利用者数は現状維持を見込んでいます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
小規模多機能型 居宅介護	人数／月	28	28	28
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人数／月	4	4	4

オ. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

■事業内容・目的

- ・認知症の状態にある要介護者が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活及び機能訓練等を行うものです。

■現況と課題

- ・市内には、サービス提供事業所が3か所整備されており、認知症対応型共同生活介護の利用者数は増減を繰り返しており、今後も需要に対応していく必要があります。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用が見られません。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
認知症対応型 共同生活介護	人数／月	35	36	33
介護予防認知症対応 型共同生活介護	人数／月	0	0	0

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績とともに、認知症対応型共同生活介護は、利用者数の増加を見込んでおり、開設に向けた提供体制の確保に努めます。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者無しで見込みます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
認知症対応型 共同生活介護	人数／月	45	50	63
介護予防認知症対応 型共同生活介護	人数／月	0	0	0

カ. 地域密着型特定施設入居者生活介護

■事業内容・目的

- ・利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた小規模な有料老人ホームや軽費老人ホーム等（定員 29 人以下）が、食事・入浴等の日常生活上の支援、機能訓練等を提供するサービスです。

■現況と課題

- ・市内にサービス提供事業所はなく、利用は見られません。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人数／月	0	0	0

■今後の方向性

- ・サービス提供事業所の市内への整備やサービスの利用は見込んでいませんが、今後も事業者の参入意向や需要の把握に努めます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人数／月	0	0	0

キ. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■事業内容・目的

- ・小規模な介護老人福祉施設（定員 29 人以下）に入所している要介護者について、介護サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

■現況と課題

- ・市内にサービス提供事業所はなく、利用は見られません。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
地域密着型介護老人 福祉施設入所者 生活介護	人数／月	0	0	0

■今後の方向性

- ・サービス提供事業所の市内への整備やサービスの利用は見込んでいませんが、今後も事業者の参入意向や需要の把握に努めます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域密着型介護老人 福祉施設入所者 生活介護	人数／月	0	0	0

ク. 看護小規模多機能型居宅介護

■事業内容・目的

- ・小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

■現況と課題

- ・市内にサービス提供事業所はなく、利用は見られません。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
看護小規模多機能型居宅介護	人数／月	0	0	0

■今後の方向性

- ・在宅サービスの充実を図るため、需要や事業者の参入意向の把握に努め、開設に向けた提供体制の確保に努めます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
看護小規模多機能型居宅介護	人数／月	0	9	28

ケ. 地域密着型通所介護

■事業内容・目的

- ・居宅要介護者が小規模なデイサービスセンター(定員 18 人以下)に通い、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

■現況と課題

- ・2016(平成 28)年度から開始されたサービスです。
- ・市内には、サービス提供事業所が3か所整備されており、利用者数は年度によって増減があるため、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
地域密着型通所介護	回数／月	753	785	651
	人数／月	96	100	85

■今後の方向性

- ・第8期(2021~2023 年度)の実績を踏まえつつ、在宅介護の重要性に注視しつつ、今後も提供体制の確保に努めます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域密着型通所介護	回数／月	761	761	768
	人数／月	94	94	95

③施設サービス

■事業内容・目的

- ・常時介護や医療行為、療養が必要な高齢者が施設に入所できるサービスです。

■現況と課題

- ・市内には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）3か所、介護老人保健施設1か所、介護医療院1か所が整備されています。
- ・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の利用者数は増加傾向、介護医療院は横ばいとなっており、今後も需要に対応していく必要があります。

【実績値】

サービス		2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数／月	311	320	339
介護老人保健施設	人数／月	134	136	141
介護療養型医療施設・ 介護医療院	人数／月	41	38	43

■今後の方向性

- ・第8期（2021～2023 年度）の実績を踏まえつつ、介護医療院を除き、いずれの施設も利用者数の増加を見込んでおり、介護老人福祉施設は入所待機者の解消を図り、今後も需要に応じることができるよう努めます。

【計画値】

サービス		2024 年度	2025 年度	2026 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数／月	339	344	349
介護老人保健施設	人数／月	141	143	145
介護療養型医療施設・ 介護医療院	人数／月	43	43	43

④住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅

■事業内容・目的

- ・高齢者が入居できる住宅で、介護が必要となった場合には、訪問介護等のサービスを利用しながら、施設での生活を継続することができます。

■現況と課題

- ・市内には、住宅型有料老人ホーム 6 か所、サービス付き高齢者住宅 1 か所が整備されています。

■今後の方向性

- ・多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、必要な整備量の見込みを適切に図るため、積極的に愛知県との情報連携を図ります。
- ・介護サービス相談員の派遣や入居している方のケアプラン点検等を行うなど、質の確保を図ります。

市町村の高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを支援するため、2018（平成 30）年度に「保険者機能強化推進交付金」、2020（令和 2）年度には新たに予防・健康づくりに資する取り組みに重点を置いた「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。保険者としての機能強化に向けて、国が定めた評価指標の達成状況に応じてインセンティブ交付金が付与されることから、本交付金を活用し、地域支援事業等さまざまな事業を拡充していきます。

■事業内容・目的

- ①PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築
- ②自立支援・重度化防止等に資する施策の推進
- ③介護保険運営の安定化に資する施策の推進

■現況と課題

- ・保険者としての機能強化を行っています。

【実績値】保険者機能強化推進交付金

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
保険者機能強化推進交付金 （総得点／配点）	824／1,590	629／1,375	180／800
保険者努力支援交付金 （総得点／配点）	433／885	280／730	102／400

■今後の方向性

- ・ PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築を促進します。
- ・地域の実情に応じた自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを促進するため、地域支援事業等の各事業が連動性を持った戦略の立案を行います。
- ・介護保険運営の安定化に資する施策を推進します。

1 介護給付等の適正化の基本方針

介護サービス利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取り組みを実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます。また、適正かつ効率的な事業実施を図るため、事業のデジタル化や委託化を進めます。

2 適正化の内容・方針

(1) 要介護認定の適正化

■取り組みの概要

- ・要介護認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検します。

■今後の方針と目標

- ・適切に認定調査が行われるよう実態を把握し、要介護認定調査の適正化に向けた取り組みを実施します。
- ・市職員による認定調査結果の全件点検を目標とします。

(2) ケアプランの点検・住宅改修等の点検

(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)

■取り組みの概要

- ・介護保険制度の要である介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、書面等で点検及び支援を行います。
- ・改修工事を予定する利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検します。
- ・福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について確認します。

■今後の方針と目標

- ・介護支援専門員による自己チェック及び市による評価を実施します。また、ケアプラン作成における留意点等を集団指導等で周知することで、「自立支援・重度化防止」に資するケアプランの作成や専門職のケアマネジメントの質の向上を図ります。
- ・住宅改修等の必要性を踏まえた実態確認や点検を行っていきます。

- ・目標として、1事業所2件程度のケアプラン点検を実施します。福祉用具購入・貸与調査及び住宅改修点検において、専門職等の支援を受けて実施します。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

■取り組みの概要

- ・利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。
- ・利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

■今後の方針と目標

- ・国民健康保険団体連合会システムを活用し、国民健康保険団体連合会に委託するとともに、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合、事業者への照会・確認等を行い、給付日数や提供されたサービスの整合性を確保するなど、請求内容の適正化を図ります。

介護人材の確保と働きやすい環境づくりへの支援

人材不足が深刻な介護現場の現状を踏まえ、人材確保のための方策を検討し、関係機関等と連携して取り組みを進めます。また、人材の定着を図るため、各種研修機会を通じた資質の向上、資格取得への支援、介護の職場環境の改善などを支援します。

■事業内容・目的

○介護人材の確保

介護人材の確保に資する県や他団体の情報提供
介護人材の確保支援と処遇改善の推進

○研修等による資質向上への支援

ケアプラン点検による指導
介護職員のための研修の実施

○資格取得への支援

介護支援専門員更新研修等への費用助成

○職場環境の改善

介護ロボットやＩＣＴ化への支援に関する情報提供
オンライン申請システムの活用

■現況と課題

- ・高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする人は、今後も増加する一方で、現役世代人口の減少に伴い、介護人材の不足が見込まれています。利用者が安心して質の高いサービスを受けられるようにするために、人材確保の取組に加え、安定的な介護サービスの提供体制を確保するために職員の負担軽減、職場環境の改善等を図る必要があります。

■今後の方向性

- ・介護支援専門員や介護職員等を対象とした研修・講習会への情報提供や介護職場の魅力発信等、介護に関わる人材の育成を図ります。
- ・オンライン申請システムの活用や介護ロボットやＩＣＴの活用の周知等、介護現場の生産性向上の取組を推進します。

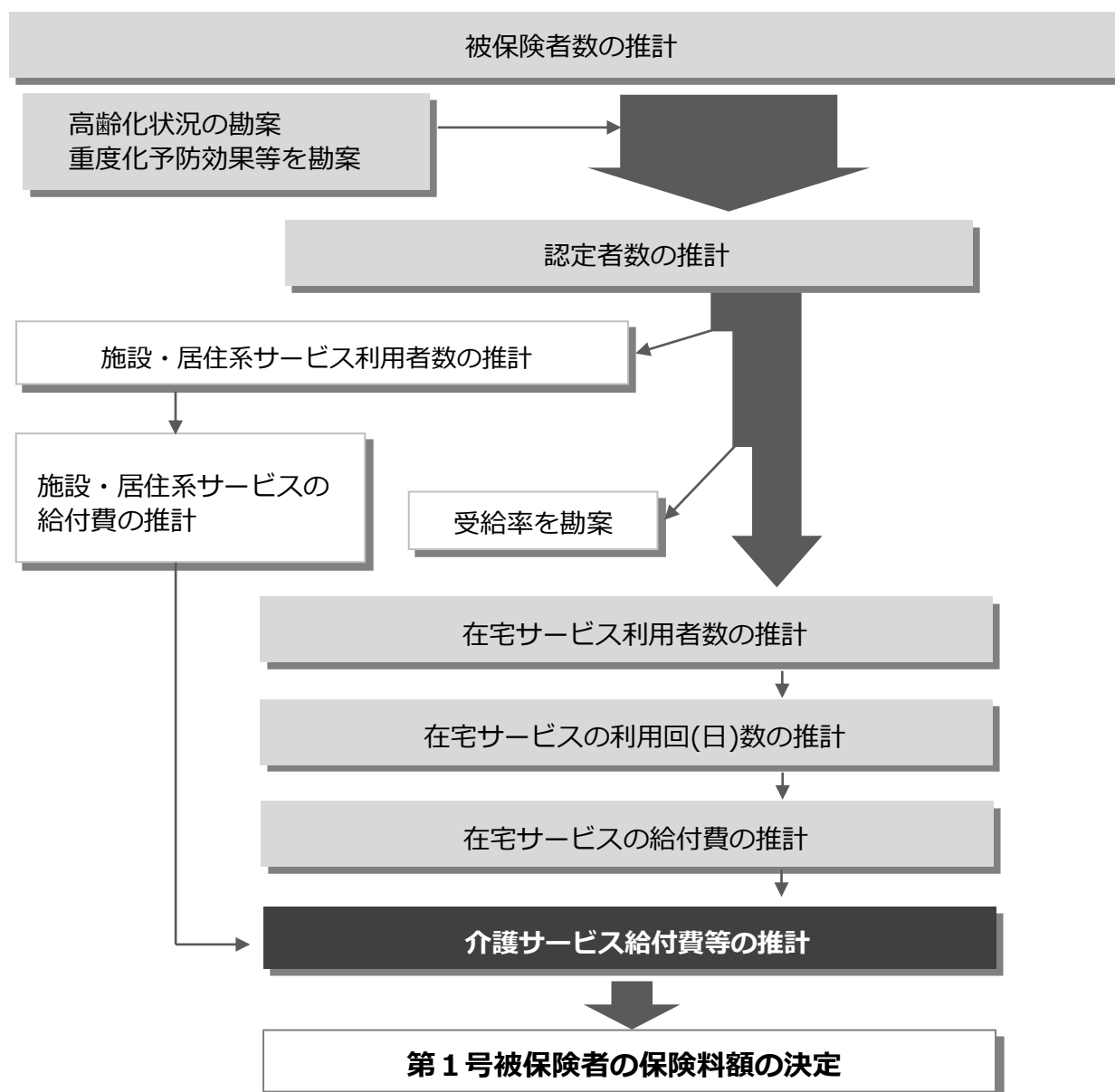


1 介護保険料算定の手順

第9期介護保険事業の数値目標は、次のような流れで見込みます。まず、「被保険者数」を推計し、次に、高齢化や重度化予防の効果等を勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。また、サービス種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。このように推計した給付費をもとに、第1号被保険者の保険料額を算出します。

【介護保険料算定の流れ】





2 被保険者数と認定者数の設定

2-1 将来人口と被保険者数の推計

2040年（令和22年）までの将来人口を推計し、第9期における被保険者数を下表のとおり見込みました。

図表 人口推計及び被保険者数

（単位：人）

	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度
総人口	68,347	68,596	68,568	68,454	67,907	67,077
第1号被保険者数	16,198	16,174	16,199	16,302	16,858	18,207
65～74歳	7,007	6,719	6,694	6,596	7,551	9,023
75歳以上	9,191	9,455	9,505	9,706	9,307	9,184
第2号被保険者数	23,269	23,439	23,459	23,539	22,858	21,440

※市内高齢者人口と第1号被保険者数は異なるため、「日本の地域別将来推計人口」を補正したデータを使用

2-2 要介護等認定者数と認定率の推計

近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数及び認定率を下表のとおり見込みました。

図表 要介護認定者数及び認定率

（単位：人）

	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度
認定者数	2,904	2,984	3,044	3,300	3,494	3,557
要支援1	298	306	314	338	347	341
要支援2	530	544	554	595	614	614
要介護1	428	437	447	487	519	523
要介護2	601	617	628	677	714	725
要介護3	397	408	417	457	496	520
要介護4	397	409	418	454	491	511
要介護5	253	263	266	292	313	323
うち第1号被保険者	2,847	2,927	2,987	3,243	3,437	3,505
要支援1	293	301	309	333	342	336
要支援2	518	532	542	583	602	603
要介護1	427	436	446	486	518	522
要介護2	583	599	610	659	696	709
要介護3	387	398	407	447	486	511
要介護4	392	404	413	449	486	507
要介護5	247	257	260	286	307	317
認定率（％）	17.9	18.4	18.8	20.2	20.7	19.5

第5章 介護サービス等の実施目標



3 サービス別利用者数と給付費等の推計

3-1 サービス見込額、利用者数、回数（日数）

サービス見込額、利用者数、回数（日数）を以下のとおり見込みました。介護予防サービスと介護サービスの各見込額の合計が総給付費となります。

図表 介護予防サービス見込額・利用者数・回数（日数）

		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	21,793	21,820	22,655	24,473	24,965	24,965
	回数（回）	459.6	459.6	476.9	515.2	525.7	525.7
	人数（人）	48	48	50	54	55	55
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	928	929	929	929	929	929
	回数（回）	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
	人数（人）	2	2	2	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	7,162	7,333	7,494	7,494	7,630	7,630
	人数（人）	50	51	52	52	53	53
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	18,469	18,996	19,499	20,795	21,587	21,298
	人数（人）	41	42	43	46	48	47
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	3,054	3,057	3,057	3,057	3,057	3,057
	日数（日）	38.4	38.4	38.4	38.4	38.4	38.4
	人数（人）	8	8	8	8	8	8
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	19,205	19,626	20,048	21,569	22,247	22,197
	人数（人）	315	322	329	354	365	364
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
	人数（人）	6	6	6	6	6	6
介護予防住宅改修	給付費（千円）	12,817	12,817	12,817	12,817	12,817	12,817
	人数（人）	11	11	11	11	11	11
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	13,316	14,552	14,552	13,333	13,333	13,333
	人数（人）	14	15	15	14	14	14
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	4,267	4,273	4,273	5,341	5,341	5,341
	人数（人）	4	4	4	5	5	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費（千円）	21,377	21,934	22,403	24,109	24,874	24,759
	人数（人）	364	373	381	410	423	421
合計		給付費（千円）	124,319	127,268	129,658	138,711	138,257

図表 介護サービス見込額・利用者数・回数（日数）

		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	給付費（千円）	607,853	629,203	636,462	663,478	708,154	734,961
	回数（回）	17,608.9	18,199.4	18,413.2	19,198.3	20,495.9	21,278.7
	人数（人）	423	434	439	465	496	511
訪問入浴介護	給付費（千円）	26,414	27,312	27,682	28,281	30,442	31,905
	回数（回）	166.8	172.2	174.5	178.3	192.2	201.4
	人数（人）	34	35	36	37	39	41
訪問看護	給付費（千円）	173,762	180,160	181,393	188,059	200,056	206,810
	回数（回）	2,990.7	3,090.9	3,113.2	3,235.7	3,443.2	3,560.0
	人数（人）	234	240	242	254	271	280
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	10,622	10,636	10,974	12,040	12,663	13,466
	回数（回）	298.3	298.3	308.0	337.8	355.5	377.8
	人数（人）	26	26	27	29	31	33
居宅療養管理指導	給付費（千円）	74,880	77,410	78,283	82,021	87,825	90,818
	人数（人）	444	458	463	486	520	537
通所介護	給付費（千円）	635,979	642,270	651,520	697,159	746,989	766,311
	回数（回）	6,474.7	6,531.4	6,621.2	7,110.0	7,608.7	7,790.9
	人数（人）	575	580	588	632	676	692
通所リハビリテーション	給付費（千円）	126,580	127,507	129,220	139,609	148,397	152,132
	回数（回）	1,407.7	1,413.6	1,431.3	1,551.0	1,646.4	1,682.7
	人数（人）	165	166	168	182	193	197
短期入所生活介護	給付費（千円）	265,451	268,840	273,433	290,659	308,678	320,916
	日数（日）	2,491.2	2,521.1	2,561.5	2,726.6	2,897.6	3,008.3
短期入所療養介護（老健）	人数（人）	157	159	161	172	183	189
	給付費（千円）	1,945	1,948	1,948	1,948	1,948	1,948
	日数（日）	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
短期入所療養介護（病院等）	人数（人）	1	1	1	1	1	1
	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
短期入所療養介護（介護医療院）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	給付費（千円）	133,378	137,847	139,604	147,369	157,208	162,706
特定福祉用具購入費	人数（人）	812	835	846	900	959	989
	給付費（千円）	4,408	4,408	4,408	4,408	4,408	4,408
住宅改修費	人数（人）	12	12	12	12	12	12
	給付費（千円）	14,497	14,497	15,453	16,596	17,425	18,790
特定施設入居者生活介護	人数（人）	14	14	15	16	17	18
	給付費（千円）	159,347	159,549	161,868	170,190	182,948	185,267
	人数（人）	63	63	64	67	72	73
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	7,070	7,079	7,079	7,079	7,079	7,079
	人数（人）	3	3	3	3	3	3
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）	55,476	55,546	56,072	59,198	61,932	62,458
	回数（回）	760.6	760.6	768.0	813.9	853.2	860.6
	人数（人）	94	94	95	101	106	107
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	2,726	2,730	2,730	2,730	2,730	4,095
	回数（回）	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	27.0
	人数（人）	2	2	2	2	2	3
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	69,277	69,365	69,365	73,918	82,942	82,942
	人数（人）	28	28	28	30	33	33
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	138,928	154,507	194,965	194,965	194,965	194,965
	人数（人）	45	50	63	63	63	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	23,601	77,482	77,482	77,482	77,482
	人数（人）	0	9	28	28	28	28
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費（千円）	1,132,481	1,150,463	1,167,012	1,348,523	1,458,765	1,515,148
	人数（人）	339	344	349	403	436	453
介護老人保健施設	給付費（千円）	472,630	479,986	486,911	560,960	607,975	625,265
	人数（人）	141	143	145	167	181	186
介護医療院	給付費（千円）	185,815	186,050	186,050	216,443	237,984	246,631
	人数（人）	43	43	43	50	55	57
(4) 居宅介護支援	給付費（千円）	215,830	223,670	226,589	241,3071	257,957	265,136
	人数（人）	1,133	1,171	1,186	1,266	1,352	1,387
合計	給付費（千円）	4,515,349	4,634,584	4,786,503	5,224,422	5,596,952	5,771,639

3-2 施設サービス利用者数

施設サービス利用者数は、以下のように見込んでいます。施設サービス利用者のうち、要介護4及び5の占める割合は、2026（令和8）年度に61.3%、2040（令和22）年度に61.2%となることを見込んでいます。

図表 施設サービス利用者数

（単位：人）

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2035 年度	2040 年度
施設サービス利用者数 （総数）	523	530	537	620	672	696
介護老人福祉施設	339	344	349	403	436	453
介護老人保健施設	141	143	145	167	181	186
介護医療院	43	43	43	50	55	57
うち要介護4・5	321	325	329	380	411	426
うち要介護4・5 （%）	61.4	61.3	61.3	61.3	61.2	61.2

3-3 地域支援事業費

地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）、並びに任意事業費、包括的支援事業（社会保障充実分）のそれぞれの事業実績に基づき、下表のとおり見込んでいます。

図表 地域支援事業費の見込み

（単位：円）

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	135,916,000	141,588,304	142,099,982
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	78,517,000	78,780,591	78,804,369
包括的支援事業（社会保障充実分）	12,184,000	12,184,000	12,184,000
地域支援事業費計	226,617,000	232,552,895	233,088,351

3-4 標準給付費

総給付費に、特定施設入所者介護サービス費（制度改正に伴う財政影響額調整後）、高額介護サービス費（利用者負担の見直し等に伴う財政影響額調整後）、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた「標準給付費見込み額」は、下表のとおり見込んでいます。

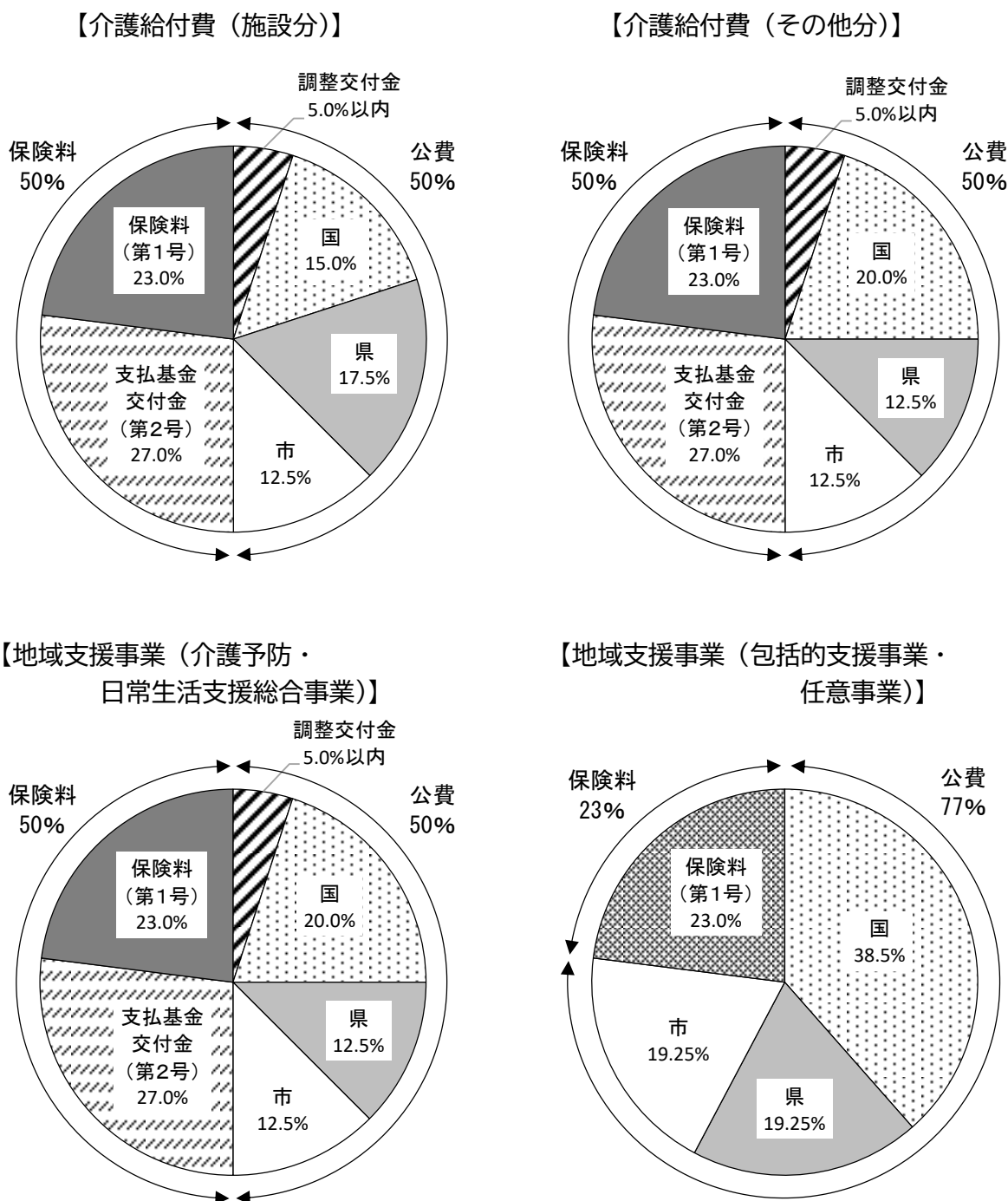
図表 標準給付費の見込み

(単位：円)

	合計	第9期			2030 年度	2035 年度	2040 年度
		2024 年度	2025 年度	2026 年度			
標準給付費見込額	15,172,856,437	4,917,141,014	5,047,513,655	5,208,201,768	5,666,034,039	6,059,408,882	6,239,578,317
総給付費	14,317,681,000	4,639,668,000	4,761,852,000	4,916,161,000	5,360,270,000	5,735,663,000	5,909,896,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	386,971,401	125,784,120	129,293,770	131,893,511	140,817,153	149,095,496	151,783,822
特定入所者介護サービス費等給付額	381,102,423	123,876,423	127,332,844	129,893,156	140,817,153	149,095,496	151,783,822
制度改正に伴う財政 影響額	5,868,978	1,907,697	1,960,926	2,000,355	0	0	0
高額介護サービス費等給 付額（財政影響額調整 後）	400,919,125	130,310,191	133,952,970	136,655,964	145,559,744	154,116,893	156,895,760
高額介護サービス費 等給付額	393,937,599	128,048,466	131,621,296	134,267,837	145,559,744	154,116,893	156,895,760
利用者負担の見直し 等に伴う財政影響額	6,981,526	2,261,725	2,331,674	2,388,127	0	0	0
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	59,408,231	18,816,808	19,786,100	20,805,323	16,473,567	17,447,648	17,846,365
算定対象審査支払手数料	7,876,680	2,561,895	2,628,815	2,685,970	2,913,575	3,085,845	3,156,370
審査支払手数料一件 あたり単価		35	35	35	35	35	35
審査支払手数料支払 件数（件）	225,048	73,197	75,109	76,742	83,245	88,167	90,182
審査支払手数料差引 額	0	0	0	0	0	0	0

介護保険制度においては、介護保険事業に係る費用のうち、利用者負担（１割～３割）を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として 50.0%を被保険者の保険料、50.0%を公費とされています。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として 23.0%を第１号被保険者（65 歳以上）、27.0%を第２号被保険者（40～64 歳）が賄うことになります。

図表 介護給付費及び地域支援事業の財源構成



第5章 介護サービス等の実施目標



4 第1号被保険者の保険料の推計

4-1 第1号被保険者負担分相当額の見込み

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担分相当額（負担割合は、第9期は23%、2040年（令和22年）は26%の見込み）が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込み額、市町村特別給付費等を加え、保険料収納率の見込み額等を勘案して、保険料基準額を算定します。

図表 第1号被保険者負担分相当額の見込み

（単位：円）

	第9期				2030年度	2035年度	2040年度
	合計	2024年度	2025年度	2026年度			
第1号被保険者負担分相当額	3,648,976,377	1,183,064,343	1,214,415,307	1,251,496,727	1,416,547,646	1,575,205,205	1,688,423,501
調整交付金相当額	779,623,036	252,652,851	259,455,098	267,515,088	290,680,072	310,486,393	319,822,303
調整交付金見込額	452,853,000	141,486,000	155,673,000	155,694,000	187,779,000	167,663,000	65,244,000
調整交付金見込交付割合（%）		2.80	3.00	2.91	3.23	2.70	1.02
後期高齢者加入割合補正係数		1.0372	1.0297	1.0327	1.0166	1.0339	1.0924
所得段階別加入割合補正係数		1.0563	1.0556	1.0563	1.0563	1.0563	1.0556
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0	0
市町村相互財政安定化事業交付額	0				0	0	0
保険料収納必要額	3,575,746,413				1,519,448,718	1,718,028,598	1,943,001,805
予定保険料収納率（%）	97.6				97.6	97.6	97.6

4-2 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくことになります。

本市における所得段階別の構成比及び被保険者数、所得段階別の割合は、以下のとおりに設定しました。

図表 所得段階別の状況

(単位：人)

	合計	第9期			2030年度	2035年度	2040年度
		2024年度	2025年度	2026年度			
第1号被保険者数	48,571	16,198	16,174	16,199	16,302	16,858	18,207
前期(65～74歳)	20,420	7,007	6,719	6,694	6,596	7,551	9,023
後期(75歳～)	28,151	9,191	9,455	9,505	9,706	9,307	9,184
後期(75歳～84歳)	19,426	6,387	6,548	6,491	6,265	5,200	5,194
後期(85歳～)	8,725	2,804	2,907	3,014	3,441	4,107	3,990
所得段階別加入割合							
第1段階			13.6%			13.6%	
第2段階			8.5%			8.5%	
第3段階			7.9%			7.9%	
第4段階			11.9%			11.9%	
第5段階			14.5%			14.5%	
第6段階			13.9%			13.9%	
第7段階			14.2%			14.2%	
第8段階			7.1%			7.1%	
第9段階			3.0%			3.0%	
第10段階			1.6%			1.6%	
第11段階			0.9%			0.9%	
第12段階			0.6%			0.6%	
第13段階			0.6%			0.6%	
第14段階			0.4%			0.4%	
第15段階			1.4%			1.4%	
合計			100.0%			100.0%	
所得段階別被保険者数							
第1段階	6,627	2,210	2,207	2,210	2,225	2,300	2,484
第2段階	4,120	1,374	1,372	1,374	1,383	1,430	1,545
第3段階	3,831	1,277	1,276	1,278	1,286	1,330	1,436
第4段階	5,760	1,921	1,918	1,921	1,934	1,999	2,159
第5段階	7,036	2,346	2,343	2,347	2,361	2,442	2,637
第6段階	6,734	2,246	2,242	2,246	2,260	2,337	2,524
第7段階	6,886	2,296	2,293	2,297	2,311	2,390	2,581
第8段階	3,463	1,155	1,153	1,155	1,162	1,202	1,298
第9段階	1,433	478	477	478	481	498	537
第10段階	755	252	251	252	253	262	283
第11段階	455	152	151	152	153	158	171
第12段階	309	103	103	103	103	107	116
第13段階	279	93	93	93	93	97	104
第14段階	189	63	63	63	63	65	71
第15段階	694	232	232	230	234	241	261
合計	48,571	16,198	16,174	16,199	16,302	16,858	18,207
所得段階別加入割合補正後被保険者数(弾力化後)	51,411	17,147	17,120	17,144	17,254	17,843	19,273

4-3 第1号被保険者保険料基準額（月額）の見込み

第9期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）を以下のとおり設定します。また、2040年（令和22年）時点での保険料基準額について、以下のように見込みます。

図表 第1号被保険者保険料基準額

（単位：円）

	第9期	2030年度	2035年度	2040年度
保険料基準額（月額）	5,939	7,519	8,221	8,608
準備基金取崩額の影響	664	—	—	—
準備基金の残高 （前年度末の見込み額）	540,000,000	—	—	—
準備基金取崩額	400,000,000	—	—	—
準備基金取崩割合	74.1%	—	—	—
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0%	0%	0%	0%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率 ※対8期保険料	0.0%	26.6%	38.4%	44.9%

参考 第9期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）算出

① 「第1号被保険者負担分相当額」の算出

$$\begin{array}{ccccccc} \text{標準給付費見込額} & & \text{地域支援事業費} & & \text{第1号被保険者負担割合} & & \text{第1号被保険者負担分相当額} \\ (15,172,856,437 \text{ 円} & + & 692,258,246 \text{ 円}) & \times & 23\% & = & 3,648,976,377 \text{ 円} \end{array}$$

保険料収納必要額の算出

$$\begin{array}{ccccccc} \text{第1号被保険者負担分相当額} & & \text{調整交付金相当額} & & \text{準備基金取崩額} & & \text{調整交付金見込額} \\ 3,648,976,377 \text{ 円} & + & 779,623,036 \text{ 円} & - & 400,000,000 \text{ 円} & - & 452,853,000 \text{ 円} \\ \text{保険料収納必要額} & & & & & & \\ = & 3,575,746,413 \text{ 円} & & & & & \end{array}$$

② 保険料基準額の算出

$$\begin{array}{ccccccc} \text{保険料収納必要額} & & \text{予定保険料収納率} & & \text{所得段階別加入割合補正後} & & \text{保険料の基準月額} \\ & & & & \text{被保険者数（弾力化後）} & & \\ 3,575,746,413 \text{ 円} & \div & 97.6\% & \div & 51,411 \text{ 人} & \div & 12 \text{ 月} = \underline{5,939 \text{ 円}} \end{array}$$

4-4 所得段階別の第1号被保険者保険料

第1号被保険者保険料について、高齢者の所得に応じた負担を図るため、所得段階を第8期の12段階から第9期は下表の15段階に細分化し、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

図表 所得段階別の保険料率の設定（第9期）

所得段階	対象者要件		基準額に 対する割合	年間保険料額
第 1 段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が 80 万円以下	0.455 (0.285)	32,400 円 (20,300 円)
第 2 段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が80万円を超え120万円以下	0.685 (0.485)	48,800 円 (34,500 円)
第 3 段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が 120 万円を超える	0.69 (0.685)	49,100 円 (48,800 円)
第 4 段階	市民税が課税されて いる世帯員がいるが 本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が 80 万円以下	0.90	64,100 円
第 5 段階 【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が 80 万円を超える	1.00	71,200 円
第 6 段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満	1.20	85,500 円
第 7 段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上で 210 万円未満	1.30	92,600 円
第 8 段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上で 320 万円未満	1.50	106,900 円
第 9 段階		前年の合計所得金額が 320 万円以上で 420 万円未満	1.70	121,100 円
第 10 段階		前年の合計所得金額が 420 万円以上で 520 万円未満	1.90	135,400 円
第 11 段階		前年の合計所得金額が 520 万円以上で 620 万円未満	2.10	149,600 円
第 12 段階		前年の合計所得金額が 620 万円以上で 720 万円未満	2.30	163,900 円
第 13 段階		前年の合計所得金額が 720 万円以上で 860 万円未満	2.40	171,000 円
第 14 段階		前年の合計所得金額が 860 万円以上で 1,000 万円未満	2.50	178,100 円
第 15 段階		前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	2.60	185,200 円

※ 第1段階～第3段階については、基準額に対する割合を国の基準から引き下げ（第1段階 0.455→0.285、第2段階 0.685→0.485、第3段階 0.69→0.685）、低所得者の負担軽減を行っています。

第6章 計画の推進と評価等



1 計画の推進体制

本市は、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現するため、「清須市地域包括ケアシステム推進委員会」により以下の内容を協議します。協議結果を踏まえて、本計画を推進します。

- 認知症施策の推進事業の取り組みに関すること
- 在宅医療・介護連携推進事業の取り組みに関すること
- 生活支援・介護予防の基盤整備の取り組みに関すること
- 地域ケア会議推進の取り組みに関すること
- そのほか地域包括ケアシステムの推進に関すること

第6章 計画の推進と評価等



2 地域包括支援センターの点検・評価・公表

本市は、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの機能強化にあたり、センター業務の質の向上を図るため、国が示す評価指標に基づき、業務の実施状況や量等を把握して評価し、その結果を公表します。



1 策定委員会策定経過等

(1) 計画策定経過

		日 程	内 容	事務局作業
令和 4年 11月	策定委員会 令和4年度 第1回	11/18	●清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の評価について ●アンケート調査について	●第8期計画の進捗状況の点検・評価 ●アンケート調査の質問項目の設定作業
12月	アンケート 調査	12/12 ～12/26	●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ●在宅介護実態調査 ●サービス事業者調査	●第8期計画の進捗状況の点検・評価
令和 5年 3月	策定委員会 第2回	3/29	●アンケートの調査結果について	
9月	策定委員会 令和5年度 第1回	9/28	●清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の評価について ●清須市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子（案）について	●第8期計画の進捗状況の点検・評価 ●計画素案の作成
10月	市民ワークショップ	10/3	●「健康づくりをみんなで考える会」グループワークのテーマ「住み慣れたまちで、いつまでも元気に過ごすために」	●アンケート調査、給付実績の分析を基にサービス見込量の設定作業
11月	策定委員会 第2回	11/10	●市民ワークショップ実施報告について ●計画の素案について	●県ヒアリング ●県との調整
12月	策定委員会 第3回	12/22	●計画の素案について	
令和 6年 1月	パブリック コメント	1/4 ～2/5	●原案について、市のホームページへの掲載及び市内公共施設に設置し、市民等からの意見を募集	
2月	策定委員会 第4回	2/21	●清須市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画案について ※市長へ報告	

(2) 策定委員会設置要綱

清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市における高齢者福祉行政を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定及び計画の見直しをするため、清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画の種類)

第2条 委員会が策定及び見直しをする計画の種類は、次に掲げる計画とする。

- (1) 高齢者福祉に関する計画
- (2) 介護保険に関する計画

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(3) 委員名簿

(敬称略)

機 関 名	氏 名	備 考
清須市社会福祉協議会 会長	時田 榮一	
社会福祉法人西春日井福祉会 事業推進課長	森川 三美	
愛知医療学院短期大学 副学長	小川 由美子	副委員長
民生児童委員連絡協議会連絡会代表	櫻井 彩子	
シルバー人材センター 会長	瀬尾 勇	
ボランティア連絡協議会代表	中田 繁美	
寿会 副会長	植松 博	
市民代表	渡邊 恵	
西名古屋医師会代表 (五条川リハビリテーション病院 院長)	島野 泰暢	委員長
西春日井歯科医師会代表 (田中歯科 院長)	田中 勝己	
西春日井薬剤師会代表 (浅野薬局 薬剤師)	山口 富美代	

(オブザーバー)

清須保健所健康支援課 課長	岩田 はるみ	
---------------	--------	--



2 市民ワークショップについて

(1) ワークショップの概要

本計画及び「健康日本 21 清須計画」「清須市自殺対策計画」の推進のため、下記ワークショップを実施しました。

健康づくりをみんなで考える会（市民ワークショップ）	
日 時	令和 5 年 10 月 3 日（火） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
場 所	清須市役所 南館 3 階 大会議室
参加者	市民 19 名（男 5 名、女 14 名） （40 歳代 1 名、60 歳代 5 名、70 歳代 10 名、80 歳代 1 名、不詳 2 名）
講 評	清須保健所 1 名
内 容	(1) 概要説明 「健康日本 21 清須計画」「清須市自殺対策計画」「清須市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」について (2) グループワーク テーマ ①「いつまでも住みなれた地域で元気に過ごすために、自分には何が必要か」 ②「周りの人のために、自分にはどんな活動ができるか」

(2) 主な意見

参加された市民を 4 つのグループに分け、各グループでテーマについて意見を出し合っていました。主な意見は以下のとおりです。

- 日常的に運動をする習慣を身につける
- 頭の体操をする
- ストレスを溜めないようにする
- 健康的な食事をする
- 睡眠時間を確保する
- 地域でのコミュニケーションを大切にする
- 趣味などの生きがいを見つける

「自分に必要なもの」については、食事や運動、睡眠時間など、自分でも改善できる生活習慣等を意識している人が多く、「周囲の人のためにできること」については、地域でのコミュニケーションを大切にするといった意見が多くあり、同じ趣味を持つ友人や行事に参加する仲間の大切さ、地域での声かけを意識している人が多くみられました。



3 用語解説

<あ行>

■ アウトリーチ

英語で「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では「必要である支援が届いていない対象者に対し、積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセス」のことを指します。介護の分野では、地域包括支援センターの総合相談支援業務として、高齢者の実態把握のために地域に出向く活動が含まれており、支援を必要としている人を早期発見し、他の業務につなげるための入り口とされています。

■ アセスメント

介護サービスの提供やその他支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しを立てるために、事前に把握、評価、分析を行うことです。

■ いこまいか教室

一般介護予防事業である地域介護予防活動支援事業の一つです。地域の方が教室の運営を行い、地元の公民館などで週1回1時間の運動教室を開催するもので、市は運動インストラクターを無料で派遣します。

<か行>

■ 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。

■ 介護給付費準備基金

介護給付費の見込みを上回る給付費の増加等に備えるために、第1号被保険者の保険料の余剰金を積み立てて管理するために設けられています。介護給付費に充てる介護保険料に不足が生じた場合は、必要額をこの基金から取り崩して財源を補填します。

■ 介護保険法

要介護状態または要支援状態の者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、介護保険制度を設け、保険給付等に関して必要な事項を定めた法律です。

■ 介護保険保険者努力支援交付金

公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、自治体への財政的インセンティブとして令和2年度に創設された交付金制度です。保険者機能強化推進交付金に加えて、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のメリハリ付けが強化されています。

■ 介護予防

高齢者が健康でいきいきした生活が送れるように、できる限り要支援・要介護状態に進むことなく、また、要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさらに進行しないようにすることです。

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護保険サービスの基盤整備や地域支援事業等の構築を進めるにあたり、高齢者の要介護度の悪化につながるリスク等を把握した上で必要なサービスの種類・量・事業方法等を検討するための調査です。

■ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

利用者の身体的状態等にあわせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、プラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う人をいいます。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ人が都道府県が行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られます。

■ 救急医療情報キット

救急搬送時に駆けつけた救急隊に医療情報を提供し、救急隊が迅速かつ的確に活動できるようにするためのものです。筒状の入れ物の中に医療情報カード、保険証等の写しなどを入れ、冷蔵庫の中に保管することで情報を提供します。また、対象外の希望者には医療情報シートを配布しています。

■ 清須市総合計画

本市の行政運営の基本的な指針として、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定めるとともに、目標の実現に向けた政策・施策・事業を展開するための計画です。

■ 清須市地域包括ケアシステム推進委員会

地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するため、本市が設置した組織です。

■ 清須市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、地域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

■ 清須市民げんき大学

介護予防普及啓発事業の一つとして、本市と愛知医療学院短期大学が連携し設立しました。高齢者自身の健康づくりを進めるとともに、地域活動を担うことについて学びます。

■ 居宅介護支援事業者

介護を必要とする方が適切な介護サービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が在籍し、本人や家族の要望に応じて、ケアプランの作成や見直しを行う事業者です。

■ 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等の緊急時における連絡体制の確保を図るため、専用通報機器等を用い、緊急時に外部通報できると同時に、これを受信し、即時必要な処置を行うシステムを設置します。

■ ケアプラン（居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画）

在宅の要介護者等が、介護保険サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画のことです。

■ ケアマネジメント

要介護者に対し、適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、在宅生活を支援することをいいます。

■ 軽費老人ホーム

高齢などの理由のため独立した生活に不安のある方に、日常生活に必要な便宜を提供する施設で、A型、B型、ケアハウスの3種類の施設があります。

■ 健康づくりリーダー

愛知県健康づくり振興事業団が養成しているボランティアグループです。研修修了者は健康づくりリーダーとして登録され、愛知県や市町村等が行う健康づくりの行事やイベントにおいて、健康づくりのボランティアとして活躍できます。

■ 権利擁護

認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うことをいいます。社会福祉法において、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されています。また、民法では成年後見制度が規定されています。

■ 高額医療合算介護サービス費

介護保険のサービス利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となり一定の上限額を超えた場合に、その負担の軽減を目的として支給するものです。

■ 高額介護サービス費

介護保険サービスの利用に要した負担費用が高額となり一定の上限額を超えた場合に、利用者の負担軽減を目的として支給するものです。

■ 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口の割合です。

■ 高齢者虐待

高齢者を対象とする虐待をいいます。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）では、養護者による高齢者虐待に該当する行為として、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5種類を定義しています。

■ 国保データベース（KDB）システム

国民健康保険団体連合会が「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供するシステムのことです。

■ 個別避難計画

災害対策基本法に位置づけられた、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。

<さ行>

■ 在宅介護

施設への入所や病院への入院によらずに、それぞれの生活の場である自宅等で介護を行うことです。介護保険法では「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」とされており、在宅介護を理念の一つとしています。

■ 在宅介護実態調査

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、在宅の要支援・要介護認定者を対象とする調査です。

■ サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅のことです。

■ 算定対象審査支払手数料

介護保険サービスに係る費用の請求・審査・支払い等を国民健康保険団体連合会へ委託し、手数料として支払うものです。

■ 支払基金交付金

第2号被保険者（40～64歳）が負担する介護保険料に基づき、各医療保険者から徴収した納付金は、社会保険診療報酬支払基金から介護保険の保険者である市町村等へ交付金として、交付されます。

■ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人です。都道府県、市町村のそれぞれにおいて組織されています。

■ 社会福祉士

社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担います。

■ 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、市町村・都道府県が作成する計画です。

■ シルバー人材センター

健康で働く意欲をもつ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人です。

■ 成年後見制度

精神上的障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

本人の判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれています

■ 成年後見支援センター

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に不安を感じる方が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度をはじめとした制度に関する相談や利用のためのサポートを行います。

清須市では、清須市総合福祉センター内で、社会福祉法人清須市社会福祉協議会により運営されています。

■ セルフ・ネグレクト

「高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」を指します。ひとり暮らし高齢者がこの状態となった場合、孤独死の原因となる可能性があります。

<た行>

■ 第1号被保険者

65 歳以上の方のことをいいます。

■ 第2号被保険者

40 歳から 64 歳の医療保険加入者のことをいいます。

■ 団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされます。2025 年（令和 7 年）には、すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野への影響が想定されています。

■ 団塊ジュニア世代

日本で 1971 年（昭和 46 年）から 1974 年（昭和 49 年）に生まれた世代で、第二次ベビーブーム世代とも呼ばれています。2040 年（令和 22 年）には、すべての団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となり、団塊の世代に次いでその人口規模が大きいことから、団塊の世代と同様に様々な分野への影響が想定されています。

■ 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

■ 地域ケア会議

地域包括支援センター等が運営し、医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議です。

■ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関です。市区町村ごとに設置されます。

■ 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを地域で一体化して提供していく体制です。

■ 地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための国の情報システムです。

■ 地域保健医療計画

医療法の規定に基づき都道府県が策定する計画で、基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて都道府県における医療提供体制の確保を図るためのものです。

■ 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として、その市町の被保険者のみが利用できるサービスです。

■ チャレンジ教室

タブレット（アイパッド）を使い、会話を楽しみながら脳のトレーニングに取り組む教室です。元気な時から認知症予防を行うことで、高い効果を目指します。

■ つながろまいか教室

一般介護予防事業である介護予防普及啓発事業の一つです。軽運動とスマートフォンの操作を組み合わせた教室です。他的高齢者に対しての ICT 活用支援に繋がることが目標です。

■ 調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、高齢者中の後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」があります。

■ 特定入所者介護サービス費

短期入所生活介護や介護保険施設等の特定サービスの利用者のうち、市民税非課税世帯等の要件に該当する方に、食事や居住費の一部を支給するものです。

<な行>

■ 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険事業計画からは市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤を整備することになりました。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、定めることになっています。

■ 認知症

アルツハイマー病や脳血管障害等により脳の機能が低下することで、「物忘れ」や「判断力低下」などが起こる病気をいいます。その結果、他人とのコミュニケーションがとりにくくなったり、周りの状況に合わせた行動がとれなくなったりします。

■ 認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民や専門職等誰もが気軽に集うことができ、同じ境遇の人と悩みを共有したり、地域住民と交流を深めたりすることのできる場をいいます。

■ 認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものとして制定された法律です。2024 年（令和 6 年）1 月より施行となります。

■ 認知症キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役のことです。「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、地域のリーダー役を担うことも期待されています。

■ 認知症ケアパス

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人とその家族及び地域・医療・介護の人たちが目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みをいいます。

■ 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症を正しく理解して認知症の人や家族を温かく見守る応援団として自分のできる範囲で活動する方をいいます。

■ 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者＝認知症サポーターを養成する講座です。

■ 認知症施策推進大綱

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、2019 年（令和元年）6 月に国により取りまとめられた認知症施策の方針です。「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的考え方としています。

■ 認知症初期集中支援チーム（清須市オレンジサポートチーム）

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね 6 か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

■ 認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化、並びに認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員で、厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置されます。

<は行>

■ パトロール DOGS

清須市における地域の見守りパトロールのための登録制度で、登録した個人が愛犬との散歩中に気になる人を見つけたら優しく声を掛けるなど様子を伺い、状況に応じて地域包括支援センター等に連絡するなどの活動を行います。清須市民かつ認知症サポーター養成講座受講者が登録できます。

■ PDCA サイクル

取組や目標達成に向けた活動を継続的に改善する手法で、「PDCA」は Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったものです。介護の分野では、介護予防に関する事業を効率的かつ効果的に実施するために、PDCA サイクルに沿った評価や改善が求められています。

■ 避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

■ 被保険者

介護保険に加入した人を意味します。介護保険被保険者は、さらに年齢によって分類され、65 歳以上の高齢者を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険（健保組合等）加入者を第 2 号被保険者と規定しています。

■ 標準給付費見込額

介護保険料の算出の基礎になる標準給付費見込額は、計画期間の 3 年間に必要とされる総給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料の総額です。

■ 福祉避難所

災害時に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を滞在させることを想定した避難所のことです。

■ フレイル

「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として提唱された用語で、いわゆる「虚弱」のことを指しています。要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

■ 保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組を推進するために、自治体への財政的インセンティブとして創設された交付金制度です。市町村においては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要とされています。

<ま行>

■ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障害者の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときには速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役として活動しています。

<や行>

■ やろまいか教室

一般介護予防事業である介護予防普及啓発事業の一つです。申込みを不要とした週1回の大規模運動教室です。

■ 有料老人ホーム

食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設です。

■ 要介護認定

どの程度の介護を必要としているかを7段階のランクに分けて判断します。認定調査の結果をコンピューターで判断（一次判定）し、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判定する認定審査会（二次判定）によって認定されます。

■ 要介護認定率

介護保険被保険者数に占める要介護認定者の比率です。

<ら行>

■ 老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として制定された法律です。

清須市
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月発行

発行者：清須市役所 健康福祉部 高齢福祉課

住 所：〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口 1238 番地

電 話：(052) 400-2911 (代表)

